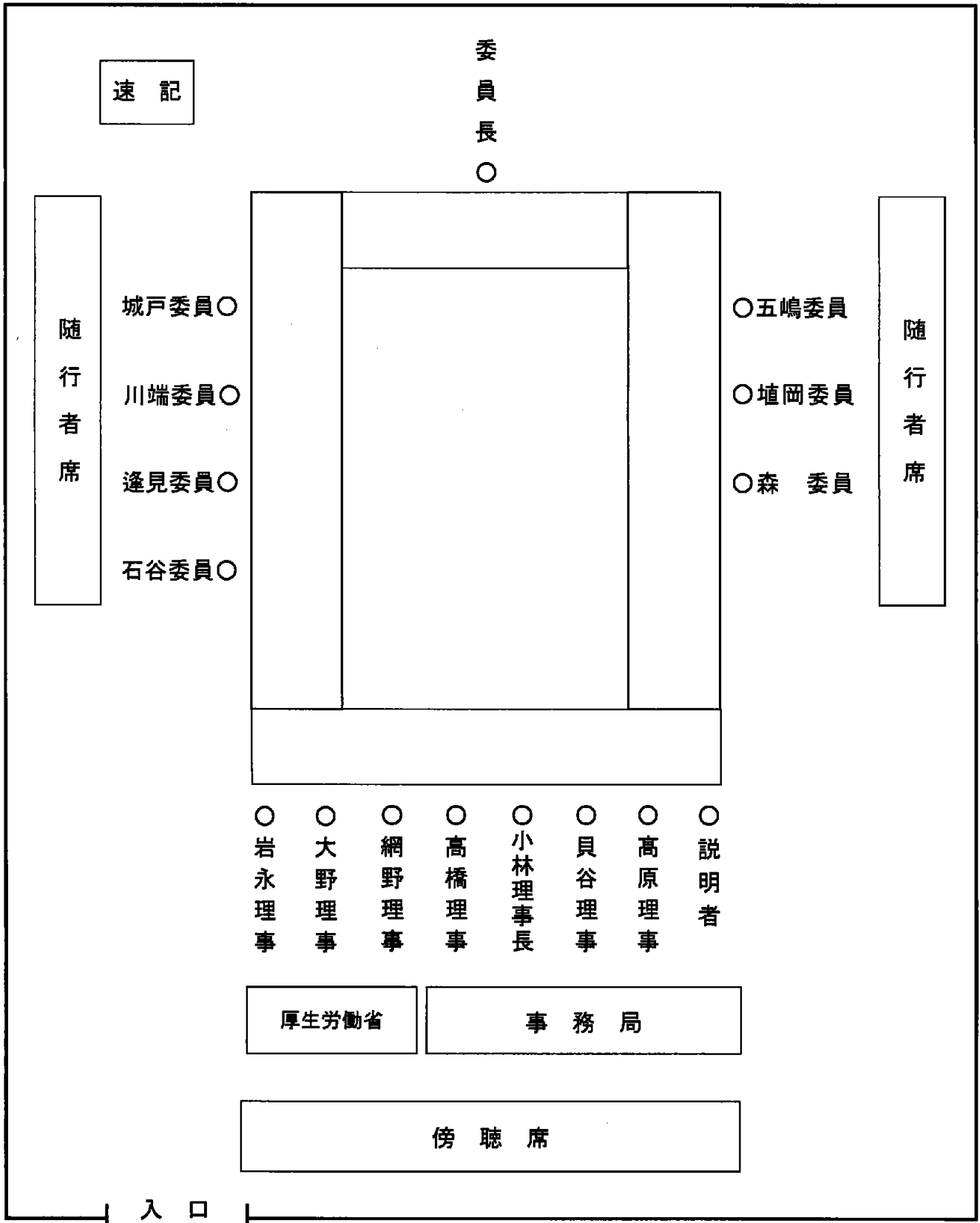


「第18回全国健康保険協会運営委員会」座席図

平成22年3月10日(水) 15:00~17:00

於：全国都市会館



全国健康保険協会運営委員会（第18回）議事次第

平成22年3月10日（水）15:00～
全国都市会館 会議室

〔議 題〕

1. 平成22年度の事業計画及び予算について
2. 保険者機能強化アクションプランの改定について
3. その他

〔資 料〕

厚生労働省資料 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案の概要

資料1 平成22年度事業計画及び予算（案）

資料2-1 収入支出予算の前年度比較

資料2-2 業務経費及び一般管理費の内訳

資料3 各支部の事業計画

資料4 保険者機能強化アクションプランの実施状況と今後の方向性について

資料5 中央社会保険医療協議会等について

資料6 保険料率に関する広報等の状況

参考資料1 都道府県別医療費に関するレーダーチャート等（抜粋）

参考資料2 都道府県別医療費等のマップ

参考資料3 協会けんぽの医療費について（速報）

参考資料4 健診データと医療費データの分析（速報）の抜粋

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案の概要

厚生労働省
保険局保険課

医療保険制度の安定的な運営を図るため、市町村国保、協会けんぽ、後期高齢者医療制度における保険料の引上げの抑制等のための所要の改正を行う。

概 要

I 市町村国保の保険料軽減のための措置等 (国保法) (③は平成22年7月1日施行)

- ① 財政支援措置の4年間の延長(約2000万世帯 加入者約3600万人 1世帯平均で年間約1.2万円の保険料上昇抑制効果)
 - ・ 「低所得者を抱える市町村」、「高額な医療費」に対する国、都道府県の補助等を引き続き実施。
- ② 市町村国保の財政安定化のため、都道府県単位による広域化を推進
 - ・ 都道府県の判断により、市町村国保の広域化についての指針の作成、市町村の拠出により医療費を賄う共同事業の拡大等を可能とする。
- ③ 保険料滞納世帯であっても、医療を現物給付で受けられる子どもの対象の拡大(中学生以下→高校生世代以下)
 - ・ 一旦窓口で医療費を支払わなければならない資格証明書の交付世帯に属する高校生世代に、短期被保険者証を交付。

II 中小企業の従業員、事業主の保険料軽減のための措置 (健保法等) (①③は平成22年7月1日施行)

- ◆ 協会けんぽの逼迫した財政状況に鑑み、保険料の大幅な引上げを抑制するため、24年度までの3年間に於いて、財政再建のための特例措置を講ずる。(被保険者約2000万人 加入者約3500万人 22年度で労使年間2.2万円の保険料上昇抑制効果)
 - ① 国庫補助割合を13%から16.4%に引き上げ
 - ② 単年度収支均衡の特例として、21年度末以降の赤字額について、24年度までの償還を可能とする
 - ③ 後期高齢者支援金について、被用者保険グループでの負担能力に応じた分担方法を導入 (高齢者医療確保法)
 - ・ 後期高齢者の医療費に対する現役世代からの支援金の3分の1(22年度は9分の2)について、保険者の財政力に応じた負担(総報酬割)とする。

III 高齢者の保険料軽減のための措置 (高齢者医療確保法)

- ① 給付変動等に備えるため都道府県に設置している財政安定化基金について、保険料の引上げの抑制に活用できるようにする
- ② サラリーマンに扶養されていた方の保険料の軽減措置を延長する(約190万人 年間平均約2.1万円の保険料上昇抑制効果)
※ 予算措置をあわせると約3.8万円

施行期日 平成22年4月1日

- 国保や後期高齢者医療制度の保険料について、賦課期日(4月1日)までに、賦課の前提となる財政支援措置を確定させておく必要がある。

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

医療保険制度の安定的運営を図るため、都道府県による国民健康保険事業の運営の広域化等を推進するための市町村に対する支援の方針の策定、国民健康保険の財政基盤の強化、全国健康保険協会管掌健康保険に係る国庫補助率の見直し、後期高齢者医療の保険料に係る負担軽減等の措置を講ずること。

第二 国民健康保険法の一部改正

一 短期被保険者証の交付等に関する事項

- 1 国民健康保険の保険料（国民健康保険税を含む。以下同じ。）の滞納により被保険者証を返還した世帯主に被保険者資格証明書を交付する場合において、その世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある被保険者があるときは、保険者は、当該被保険者に対しては、有効期間を六月とする被保険者証を交付すること。（国民健康保険法第九条第六項関係）
- 2 保険者が国民健康保険の保険料を滞納している世帯主に交付する被保険者証について定める特別の有効期間は、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者に係る被保険者証については、六月以上としなければならないものとする。こと。（国民健康保険法第九条第十項関係）

二 広域化等支援方針等に関する事項

- 1 都道府県は、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための当該都道府県内の市町村に対する支援の方針（以下「広域化等支援方針」という。）を定めることができるものとする。こと。（国民健康保険法第六十八条の二第一項関係）
- 2 広域化等支援方針においては、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険財政の安定化の推進を図るため、都道府県が果たすべき役割、事務の共同実施や医療費の適正化等その推進のための具体的な施策等について定めるものとする。こと。（国民健康保険法第六十八条の二第二項関係）

三 国民健康保険組合に対する補助に関する事項

平成二十二年度から平成二十四年度までの間、組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金等の納付に要する費用に対する国庫補助割合については、健康保険法による健康保険事業に要する費用に対する国の補助の割合及び組合の財政力を勘案し、政令で定めるものとする。こと。（国民健康保険法附則第二十二條の二関係）

四 保険者を支援するための制度に関する事項

所得の少ない者の数に応じて国及び都道府県が市町村を財政的に支援するための制度について、平成二十二年度から平成二十五年度までの間継続するものとする。こと。（国民健康保険法附則第二十四條関係）

五 高額な医療に係る交付金事業等に関する事項

政令で定める額以上の医療に要する費用を市町村が共同で負担することに伴う交付金事業について、都道府県が広域化等支援方針においてその額を定めることができるようにする等の見直しを行った上で、平成二十二年度から平成二十五年度までの間、当該交付金事業を継続するものとする。 (国民健康保険法附則第二十六条関係)

六 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 健康保険法の一部改正

一 保険料率の上限に関する事項

全国健康保険協会（以下「協会」という。）及び健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率の上限について、千分の百二十とすること。(健康保険法第一百六十条第一項及び第十三項関係)

二 国庫補助の特例に関する事項

協会が管掌する健康保険の事業の執行に要する費用のうち、被保険者の療養の給付等に要する費用の額に対する国庫補助率について、平成二十二年度から平成二十四年度までの間は、千分の百六十四とすること。(健康保険法附則第五条の二関係)

三 財政均衡の特例に関する事項

都道府県単位保険料率（協会が支部被保険者（各支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者等をいう。）を単位として決定する一般保険料率をいう。以下同じ。）の算定に当たって、平成二十二年度から平成二十四年度までの間は、毎事業年度における財政の均衡に係る特例を設けるものとする。 (健康保険法附則第八条の三関係)

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正

一 後期高齢者支援金の額の算定の特例等に関する事項

平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定において、その額の三分の一を被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすること。これに伴い、前期高齢者納付金等の額の算定について所要の規定を設けること。(高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三条の二から第十三条の五まで並びに附則第十四条の三及び第十四条の四関係)

二 市町村の特別会計への繰入れ等の特例に関する事項

当分の間、市町村が被用者保険の被扶養者であった被保険者に対して課する保険料の減額措置に必要な額を市町村の特別会計に繰り入れるとともに、都道府県が当該繰入額の四分の三に相当

する額を負担する措置について、当該措置が適用される期間を延長すること。(高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三条の六関係)

三 財政安定化基金の特例に関する事項

都道府県は、当分の間、後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に、財政安定化基金を充てることができるものとする。 (高齢者の医療の確保に関する法律附則第十四条の二関係)

四 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第五 健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正

都道府県単位保険料率の調整を行う期限を、平成三十年三月三十一日までの間に延長すること。(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十一条関係)

第六 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十二年四月一日から施行するものとする。ただし、第二の一及び三、第三の二並びに第四の一については、平成二十二年七月一日から施行するものとする。(附則第一条関係)

二 検討

政府は、協会が管掌する健康保険に対する国庫補助率について、協会が管掌する健康保険の財政状況、高齢者の医療に要する費用の負担の在り方についての検討の状況、国の財政状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、平成二十四年度までの間に検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。(附則第二条関係)

三 経過措置

所要の経過措置を設けること。(附則第三条から第十七条まで関係)

四 関係法律の整備

1 地方自治法の一部改正

国民健康保険法の規定により都道府県が処理することとされている事務について、第一号法定受託事務の規定の整理を行うこと。(附則第十九条関係)

2 その他関係法律について、所要の改正を行うこと。

(附則第十八条、第二十条及び第二十一条関係)

収入支出予算の前年度比較

〔健康保険勘定〕

(単位：百万円)

区 別	22年度予算案	21年度予算額	増減
収 入			
保険料等交付金	7,072,148	6,749,986	322,163
任意継続被保険者保険料	133,836	116,510	17,326
国庫補助金	1,164,134	1,076,836	87,298
国庫負担金	12,021	12,180	▲ 159
貸付返済金収入	2,907	2,811	96
運用収入	36	97	▲ 61
短期借入金	932,227	708,000	224,227
寄付金	0	0	0
雑収入	17,147	47,717	▲ 30,570
準備金戻入	0	149,415	▲ 149,415
計	9,334,457	8,863,552	470,905
支 出			
保険給付費	4,555,058	4,541,659	13,399
拠出金等	2,838,761	2,877,290	▲ 38,529
前期高齢者納付金	1,212,399	1,096,121	116,277
後期高齢者支援金	1,421,880	1,505,668	▲ 83,787
老人保健拠出金	83	122	▲ 38
退職者給付拠出金	204,230	274,154	▲ 69,923
病床転換支援金	168	1,226	▲ 1,057
介護納付金	694,862	621,833	73,029
業務経費	102,301	94,190	8,111
保険給付等業務経費	9,477	9,959	▲ 482
レセプト業務経費	5,437	7,550	▲ 2,113
保健事業経費	85,345	74,705	10,640
福祉事業経費	6	17	▲ 11
その他業務経費	2,037	1,959	78
一般管理費	27,364	28,535	▲ 1,171
人件費	15,319	14,971	349
福利厚生費	89	58	31
一般事務経費	11,956	13,506	▲ 1,551
貸付金	2,907	2,853	55
借入金償還金	932,677	669,846	262,831
雑支出	3,674	27,348	▲ 23,674
予備費	0	0	0
準備金繰入	176,852	0	176,852
翌年度繰越	0	0	0
計	9,334,457	8,863,552	470,905

※21年度予算額は、変更後の予算である。

平成22年度 健康保険勘定予算(業務経費及び一般管理費の内訳)(案)

【業務経費】

(単位:百万円)

区分	22年度予算	21年度予算	増減	備考
保険給付等業務経費	9,477	9,959	▲ 482	
被保険者証の発行・更新・被扶養者資格の再確認経費	2,307	2,300	7	・被保険者証(一括更新)に要する経費(▲691百万円) ・被扶養者調書関係経費(+53百万円) ・被保険者証送付回数の見直し(事業所への郵送回数 1回→2回)(+645百万円)
健康保険給付関係届等の入力・送付等経費	4,003	4,262	▲ 259	・健康保険関係届書等経費(▲885百万円) ・共同処理業務委託経費(+625百万円)
窓口開設経費	653	662	▲ 9	
返納金等債権管理回収経費	150	0	150	・パイロット事業を全国展開化
ファームバンキング・マルチペイメント手数料	512	513	▲ 0	
健康保険給付等補助員経費	1,268	1,460	▲ 192	・臨時職員の雇用期間の短縮化
その他	584	763	▲ 179	・柔整療養費請求書のデータ化
レセプト業務経費	5,437	7,550	▲ 2,113	
レセプト磁気媒体化経費	1,314	3,371	▲ 2,057	・レセプトオンライン化の進展に伴う減(▲1,920百万円)
医療費通知経費	1,805	1,854	▲ 49	・医療費通知作成・梱包委託経費→対象者数の減(▲49百万円)
レセプト点検員及び業務補助員経費	2,212	2,242	▲ 30	
その他	106	83	23	
保健事業経費	85,345	74,705	10,640	
健診経費	75,377	68,255	7,122	・平成22年度の支部の事業計画を基に算出
保健指導経費	5,523	3,500	2,023	・保健師の人数の増等(+406百万円)、保健指導にかかる外部委託(+1,566百万円)
健診及び保健指導に係る事務経費	3,111	1,957	1,153	・受診券作成・送付等経費、健診未受診事業所への勧奨経費、事業主健診データ取得経費
その他の保健事業経費	590	363	227	・支部独自の保健事業の取組(うち特別計上 59百万円)
保健事業補助員経費	744	630	115	・補助員の人員の増等

区分	22年度予算	21年度予算	増減	備考
福祉事業経費	6	17	▲ 11	
高額医療費等の貸付事業費	6	17	▲ 11	
その他業務経費(企画関係経費)	2,037	1,959	78	
広報経費	313	385	▲ 72	・制度改正に係るリーフレットの作成(+26百万円) ・介護保険料率に係る広報(198百万円→98百万円)
調査研究経費	110	50	60	・保険者機能強化のための調査研究、統計データベースの充実
保険者機能の総合的な推進経費	790	1,050	▲ 260	・後発医薬品の使用促進対策(使用促進通知1回、希望カードは21年度の半数)
業務改革・サービス向上経費	361	117	244	・電話対応の円滑化経費(+166百万円) ・支部独自のサービス向上に資する取組(特別計上 183百万円)
保険者協議会経費	19	53	▲ 35	
業務補助員経費	321	234	87	・補助員の人員の増等
その他	123	70	53	・健康保険委員に係る経費(+49百万円)
業務経費合計	102,301	94,190	8,111	

【一般管理費】

(単位:百万円)

区分	22年度予算	21年度予算	増減	備考
人件費	15,319	14,971	349	
職員給与	13,041	12,920	121	・人事評価に基づく昇給、地域手当見直し
役員報酬	105	107	▲ 2	
退職手当	227	152	75	・定年退職者の増
法定福利費	1,947	1,793	154	
福利厚生費	89	58	31	
職員健診	61	45	16	・VDT健診(+16百万円)
その他	28	13	15	・育児休業手当金 対象者の増(+15百万円)
一般事務経費	11,956	13,506	▲ 1,551	
システム経費	6,823	8,242	▲ 1,419	・システム開発(▲1,126百万円) ・システム保守経費(▲171百万円) ・リース経費(▲231百万円)
会議費	159	216	▲ 56	
研修費	96	91	5	・研修コースの増
賃借料	2,370	2,374	▲ 5	
光熱費	237	449	▲ 213	
リース費用	426	439	▲ 13	
消耗品費・事務用品費	825	815	10	
通信費	106	104	2	
旅費・交通費	209	217	▲ 7	
委託費	306	351	▲ 45	・派遣職員(▲43百万円)
その他	398	208	190	・支部統合経費(137百万円) 優先順位をつけ22年度は3支部分を計上した
一般管理費合計	27,364	28,535	▲ 1,171	

業務経費と一般管理費の合計	129,665	122,725	6,941	
---------------	---------	---------	-------	--

平成22年度船員保険勘定予算(業務経費及び一般管理費の内訳)(案)

【業務経費】

(単位:千円)

区分	22年度予算	21年度予算	増減	備考
保険給付等業務経費	170,818	49,351	121,467	・満年度化
被保険者証の発行・更新・検認経費	28,355	4,490	23,865	・満年度化
船員保険給付関係届等の入力・送付等経費	74,753	25,861	48,892	・満年度化
ファームバンキング・マルチペイメント手数料	27,159	6,767	20,392	・満年度化
船員保険給付等補助員経費	21,958	5,731	16,227	・満年度化
その他	18,593	6,502	12,091	・傷病手当金審査医師に要する経費、リーフレット郵送経費等
レセプト業務経費	33,147	9,456	23,691	
レセプト磁気媒体化経費	13,048	2,122	10,926	・満年度化及び委託単価見直し
医療費通知経費	5,817	2,944	2,873	・満年度化による発送回数の増(1回→2回)
レセプト点検員及び業務補助員経費	14,023	4,062	9,961	・満年度化
その他	259	328	▲ 69	・レセプト給付審査医師謝金(▲69千円)
保健事業経費	519,637	239,876	279,761	
健診経費	519,637	239,876	279,761	・満年度化及び件数の見直し等
福祉事業経費	2,185,041	198,179	1,986,862	
高額療養費等の貸付事業経費	23	14	9	・件数の見直し
石綿に係る無料検査経費	74	1,680	▲ 1,606	・件数の見直し
特別支給金	1,810,176	0	1,810,176	・特別支給金の計上
無線医療センター事業経費	10,293	3,435	6,858	・満年度化
洋上救急医療援護事業経費	20,983	8,409	12,574	・満年度化及び件数見直し
保養所等の利用による休養等の促進事業経費	300,000	77,474	222,526	・満年度化
整形外科療養事業経費	37,157	8,832	28,325	・満年度化
脊髄損傷患者等介護(自宅介護)事業経費	2,980	921	2,059	・満年度化
その他	3,355	97,414	▲ 94,059	・海運事業等雇用調整助成経費の減

区分	22年度予算	21年度予算	増減	備考
その他業務経費(企画関係経費)	12,610	5,992	6,618	
広報経費	3,530	3,941	▲ 411	・チラシ等郵送料の減(▲624千円)
業務改革・サービス向上経費	3,535	0	3,535	・満足度調査の実施に要する委託経費の計上(3,535千円)
業務補助員経費	4,483	1,755	2,728	・満年度化及び補助員の減(3人→2人)
その他	1,062	296	766	・事業年報の作成費用の計上(+1,038千円)
業務経費合計	2,921,253	502,854	2,418,399	

【一般管理費】

(単位:千円)

区分	22年度予算	21年度予算	増減	備考
人件費	383,372	72,275	311,097	
職員給与	314,379	59,195	255,184	・満年度化
役員報酬	17,936	3,539	14,397	・満年度化
退職手当	2,504	840	1,664	・自己都合退職者の計上(2,402千円)
法定福利費	48,553	8,701	39,852	・満年度化及び保険料率等の変更
福利厚生費	3,810	1,491	2,319	
職員定期健診	1,177	794	383	・満年度化
その他	2,633	697	1,936	・育児休業手当金等の満年度化及びVDT検診経費の計上
一般事務経費	732,838	584,905	147,933	
システム経費	537,078	482,415	54,663	・データセンターの電気代、地代家賃の満年度化及び船保システム準備業務の減少等
会議費	6,467	2,246	4,221	・満年度化
研修費	1,695	40	1,655	・満年度化(研修参加費用等の計上)
賃借料	110,590	70,829	39,761	・満年度化
光熱費	7,909	3,721	4,188	・満年度化
リース費用	420	24	396	・自動車リース費用の計上
消耗品費・事務用品費	16,681	4,398	12,283	・満年度化
通信費	5,175	565	4,610	・満年度化
旅費・交通費	8,552	1,605	6,947	・満年度化
委託費	6,419	3,089	3,330	・満年度化
その他	31,852	15,973	15,879	・官報公告費用等の満年度化
一般管理費合計	1,120,020	658,671	461,349	
業務経費と一般管理費の合計	4,041,273	1,161,525	2,879,748	

平成 22 年度
全国健康保険協会
事業計画及び予算
(案)

対象期間:平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

全国健康保険協会の理念

- 協会は、保険者として健康保険及び船員保険事業を行い、加入者の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の利益の実現を図ることを基本使命としている。

- 協会としては、こうした使命を踏まえ、民間の利点やノウハウを積極的にとり入れ、保険者機能を十分に発揮し、次の事項を基本コンセプトとして運営していく。
 - ・ 加入者及び事業主の意見に基づく自主自律の運営
 - ・ 加入者及び事業主の信頼が得られる公正で効率的な運営
 - ・ 加入者及び事業主への質の高いサービスの提供
 - ・ 被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

(注) 下線部分は前回の運営委員会（平成 21 年 12 月 25 日）からの変更箇所である。

事業計画

【健康保険事業関係】

I. 事業運営の基本方針

- 協会は、標準報酬の大幅な落ち込み等により、21年度末に準備金残高が大幅な赤字となるなど、極めて厳しい財政状況にあり、保険料率を大幅に引上げざるを得ない。22年度から24年度までの3年間において、赤字を着実に解消して財政再建を図り、中小企業等で働く方々の健康と暮らしを守る被用者保険としての機能が果たせるよう制度運営を行う。
- 家計や経営環境が厳しい状況の中において、保険料を大幅に引上げざるを得ないことについて、加入者・事業主の方々の理解と納得が得られるよう、周知広報に万全を期す。
- 中期的な財政見通しを踏まえ、保険料負担をできるだけ軽減できるよう、医療費の適正化、業務改革、経費の節減等のための取組みを強化する。また、国庫補助率の引上げを含めた抜本的な対策が講じられるよう国及び関係方面に引き続き働きかけていく。
保険者機能の強化について、21年度からおおむね2～3年程度を集中的な取組期間として位置づけており、22年度においても、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の向上等のための取組みを総合的に推進するものとする。
- こうした観点から、「保険者機能強化アクションプラン」を改定し、調査研究の成果、パイロット事業等を踏まえ、実施していく。
- あわせて、都道府県支部間の医療費の地域差の状況に鑑み、その差の縮小に向けて、医療費の低い支部等に関する情報を収集し、他の支部において参考にできるものは積極的に取入れることができるよう、必要な支援を行っていく。
- また、協会の組織面においても、実績や能力本位など民間にふさわしい人事制度や組織基盤を定着させていくとともに、協会のミッションの徹底や、人材育成等を通じて、職員の意識改革を進め、新たな組織文化・風土を形成していく。
- 協会の運営については、情報発信を強化し、スピード感をもって実行に移していくとともに、指標（数値）化を行い、定期的に公表を行うものとし、運営委員会及

び評議会を基軸として、加入者及び事業主の意見に基づき、PDCAサイクルを適切に機能させていく。

Ⅱ 重点事項

1. 保険運営の企画

(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

- ・ 地域の医療費や健診データを分析するとともに、地域の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化のため、以下のような取組みを総合的に推進していく。
 - 医療に関する情報提供
 - 関係方面への積極的な発信
 - 保健事業の効果的な推進
 - ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進
 - 効果的なレセプト点検の推進 等
- ・ 医療費適正化に向け、パイロット事業等の成果を全国的に普及する。

(2) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

- ・ 22年度診療報酬改定によるジェネリック医薬品の選択をより容易にする仕組みの導入を踏まえつつ、加入者の視点から、ジェネリック医薬品の使用を促進するための各般の方策を進める。また、生活習慣病に重点を置き、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減効果等を通知するサービスの全国展開の定着を図る。あわせて、ジェネリック医薬品の在庫の確保など、使用促進のための環境整備を関係方面に働きかけていく。

(3) 関係方面への積極的な発信

- ・ 保険者間の連携のもと、医療費や健診データの分析結果を活かし、中央社会保険医療協議会をはじめ関係方面に対して、加入者・事業主の立場に立った保険者としての意見を積極的に発信していく。

(4) 調査研究の推進等

- ・ これまでの調査研究の成果を踏まえ、次期の医療・介護の報酬改定に向けた調査研究を行う。調査研究に当たっては、医療の質の向上、効率化等の観点から、医療費等に関するデータベースの充実を図るとともに、加入者に対して、レセプト情報等に関してさらに詳細な情報が提供できるよう、先進的な取組み事例も踏まえ、検討する。また、医療費分析マニュアル等を拡充し、支部等における活用を推進する。

(5) 加入者に響く広報の推進

- ・ 加入者及び事業主に対する情報提供や広報については、ホームページのほか、支部ごとに定期的なお知らせを実施するとともに、携帯サイトを活用し、加入者の視点から積極的な情報提供を行う。また、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化する。
- ・ モニター制度や対話集会をはじめ加入者から直接意見を聞く取組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。
- ・ 救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、加入者の意識が高まるよう広報に努める。

(6) 的確な財政運営

- ・ 健康保険財政については、財政運営の状況を日次・月次で適切に把握・検証するとともに、直近の経済情勢や医療費の動向を踏まえ、財政運営を図る。各支部の自主性が発揮され、地域の医療費の適正化のための取組などのインセンティブが適切に働くような都道府県単位の財政運営を行う。

2. 健康保険給付等

(1) サービス向上のための取組

- ・ 加入者等のご意見や苦情等を迅速に、また、正確に現場にフィードバックし、サービスの改善に結びつける。さらに、お客様満足度調査等を実施し、加入者等の意見やニーズを適切に把握しサービスの改善や向上に努める。その際、各支部の創意工夫を活かしていく。
- ・ 健康保険給付については、申請の受付から給付金の振込みまでの期間をサービススタンダードとして定め、その状況を適切に管理し、着実に実施する。
- ・ 教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、お客様に対する接遇の向上を図るなど、お客様の満足度を高める。
- ・ 年金事務所の協力・連携や公募により、健康保険委員（健康保険サポーター）の委嘱を進め、各支部の健康保険事業に関する広報、相談、各種事業を推進していく。
- ・ 申請書等の様式や記載要領、パンフレット等については、加入者等の立場からみてわかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を進める。

- ・ 各種広報や健康保険委員による相談対応、申請書類の配備場所の拡大、わかりやすい記載要領の作成等を通じて、郵送による申請や電子申請の促進のための環境整備を進める。
- ・ インターネットを活用した医療費の情報提供サービスや、任意継続被保険者保険料の口座振替の利用の促進を図る。

(2) 窓口サービスの展開

- ・ 各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについては、地域の実情を踏まえ、創意工夫を活かして、年金事務所等への職員の巡回や外部委託を適切に組み合わせ、効率的かつ効果的にサービスを提供する。
また、届書の郵送化の進捗状況や窓口の利用状況を踏まえ、支部窓口のサービスの充実を図りつつ、年金事務所等の窓口のあり方を検討する。

(3) 被扶養者資格の再確認

- ・ 被扶養者資格の再確認について、被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止や、加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構との連携の下、的確に行っていく。

(4) 適正な給付業務の推進

- ・ パイロット事業の成果を踏まえ、不適切な申請事例へ対処するため、効果的な審査・調査手法を全国的に実施していく。

(5) レセプト点検の効果的な推進

- ・ 23年4月からのレセプトの電子化に向け、システムにより点検できるレセプトの範囲や項目を大幅に拡充し、点検業務を充実強化する。
また、各支部の点検効果向上に向けた改善、査定事例の共有化、研修の充実、点検員の勤務成績に応じた評価の導入等により、点検技術の全国的な底上げを図るとともに、点検効果額を大幅に引上げる。

3. 保健事業

(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進

- ・ 加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、健診及び保健指導を中核として、その他の保健事業を適切に組み合わせ、保健事業の総合的かつ効果的な推進を図る。その際、支部ごとの「健康づくり推進協議会」などにおいて、保健事業に関する全体像などを描く。

- ・ 保健事業の効果的な推進を図るため、本部と支部の共同で実施したパイロット事業の成果を広めていく。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

- ・ 特定健康診査及び特定保健指導については、適切な広報等とともに、加入者の家族の受診券の交付手続きを簡素化する取組みを全国展開するなどして、加入者への定着を進めるなど、健診受診率や保健指導の実施率の向上を図る。
- ・ 事業主健診については、事業所に対する意識啓発及び、特定健康診査との共通検査データを保険者として取得する方法を工夫するなどにより、その特定健康診査実施目標の到達に努めていく。
- ・ 保健指導については、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防の効果を把握、評価、検証し、より効果的な保健指導に向けた取組みを進める。また、保健指導や生活習慣の改善が継続されるよう、事業の実施方法を工夫する。

(3) 各種事業の展開

- ・ 保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて自治体や他の保険者との連携を推進し、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫を活かし、保健事業を推進する。
- ・ 国の施策との連携のもと、肝炎やエイズに対する正しい理解や予防のための普及啓発を推進する。

4. 組織運営及び業務改革

(1) 組織や人事制度の適切な運営

◇ 組織運営体制の強化

- ・ 本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制（ガバナンス）、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。

◇ 実績や能力本位の人事の推進

- ・ 目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に実施するとともに、必要に応じて制度の見直しを行い、実績や能力本位の人事を推進する。

◇ 新たな組織風土・文化の定着

- ・ 協会のミッションや目標の徹底、職場におけるコミュニケーションの強化、人材育成、働きがいを実感できる職場づくりを行うとともに、仕事を通じて

職員の意識改革を更に進め、加入者本位や、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の定着を図る。

◇ **コンプライアンス・個人情報保護等の徹底**

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護やセキュリティについては、各種規程の順守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

◇ **リスク管理**

- ・ リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。

(2) 人材育成の推進

- ・ 職員として各階層に求められる能力や知識の習得に併せ、企画、サービス向上、コンプライアンス・個人情報保護、レセプト点検、保健事業等の重点的な分野を定め、研修等を通じて人材育成を推進する。

(3) 業務改革の推進

- ・ よりよいサービスの標準化を目指し地域の実情を踏まえて、複数の支部単位で設置された業務改革会議等により、各支部の創意工夫を提案・検討できる機会を作り具体的な改善を実現していく。
- ・ 入力業務等の定型的な業務や繁忙期の業務については、アウトソーシングを一層推進するとともに、業務プロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。
- ・ ITガバナンスのもと、レセプトの原則オンライン化などの医療のIT化に適切に対応するとともに、業務処理の状況等を踏まえたシステムの改善を推進する。さらに効果的なIT活用の在り方を検討する。

(4) 経費の節減等の推進

- ・ 職員のコスト意識を高め、競争入札や全国一括入札、適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。
- ・ 調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

- ・ 本部及び支部に帰属する経費の明確化等により、支部別の財務状況の適時・的確な把握に努める。

協会の運営に関する各種指標(22年度数値)について

【目標指標】

サービススタンダードの遵守	健康保険給付の受付から振込までの日数の目標(10営業日)の達成率	100%
	健康保険給付の受付から振込までの日数	10営業日以内
保険証の交付	資格情報の取得から保険証送付までの平均日数	2日以内
お客様満足度	窓口サービス全体としての満足度	21年度の状況より改善
	職員の応接態度に対する満足度	21年度の状況より改善
	訪問目的の達成度	21年度の状況より改善
	窓口での待ち時間の満足度	21年度の状況より改善
	施設の利用の満足度	21年度の状況より改善
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者 45% 被扶養者 55%
事業主健診の実施	事業主健診のデータの取込率	20%
保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者 37.1% 被扶養者 32.4%
保健指導の効果	メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	(24年度) 10%
	生活習慣病予防健診検査項目別指導区分の改善状況	21年度の状況より改善
	生活習慣病(問診票区分)の改善度	21年度の状況より改善
レセプト点検効果額	被保険者1人当たり資格点検効果額	21年度を上回る
	被保険者1人当たり内容点検効果額	21年度を15%以上上回る
	被保険者1人当たり外傷点検効果額	21年度を20%以上上回る
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合	使用割合の伸び率を21年度の3倍に増加

【検証指標】

各種サービスの利用状況	インターネットによる医療費通知の利用割合
	任意継続被保険者の口座振替利用率
事務処理誤りの防止	「事務処理誤り」発生件数
お客様の苦情・意見	苦情・意見の受付件数とその内容
ホームページの利用	ホームページへのアクセス件数
申請・届出の郵送化	申請・届出の郵送化率
業務の効率化・経費の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険給付担当職員の1人当たり給付業務処理件数 ・随意契約の割合(件数)、内訳 ・コピー用紙等の消耗品の使用状況

(注) 検証指標については、目標の設定が馴染まない又は具体的な数値目標の設定が困難であるが、運営状況を数値により検証、確認することが必要と考えられる指標をまとめたものであり、運営状況を踏まえて、今後、適宜、追加

Ⅲ 事業体系

事 項		内 容
保険運営の 企画	運営委員会・評議会の運営	○本部に運営委員会、各都道府県支部に評議会を設置し、その運営を行う。
	保険料率の設定	○都道府県単位保険料率を設定する。
	財政運営	○健康保険の財政運営を行う。
	運営の企画	○加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化や業務改革、サービス向上等に関する企画を行い、保険者機能の発揮による取組みの統合的な推進を図る。
	調査分析・統計	○医療費等に関する調査分析を行うとともに、統計を作成する。
	広報・情報発信等	○広報、関係方面への情報発信や情報提供を行う。
健康保険給 付等	保険証の交付	○ 保険証の交付や検認等を行う。 ・被保険者数：19,587千人、被扶養者数：15,148千人
	保険給付	○健康保険の給付を行う。 ・現物給付（保険医療機関等に対しては社会保険診療報酬支払基金を通じて医療費の支払いを行う。審査支払手数料は114円20銭（うち電子媒体請求促進分は108円20銭、オンライン請求促進分は104円） ・現金給付（傷病手当金、高額療養費、出産手当金、出産育児一時金、家族出産育児一時金、療養費等）
	レセプトの点検	○レセプトの資格点検・内容点検・外傷点検を行う。 ・レセプト件数：365,440千件 ・レセプト電子化に対応
	任意継続被保険者業務	○任意継続被保険者の資格の登録、保険料の収納等を行う。 ・任意継続被保険者：494千人
	窓口サービス・相談	○支部の窓口や職員の巡回、外部委託により各種申請等の受付や相談等の窓口サービスを行う。
	情報提供	○医療費通知やインターネットを活用した医療費に関する情報提供等を行う。
保健事業	健診	○被保険者（35歳以上の者）については、健診機関と契約し、被保険者に対して生活習慣病予防健診を行い、その費用の一部を負担する。 ○被扶養者については、他の保険者と共同して地域の医師会等と契約し、受診券を配布し、地域の特定健康診査機関で健診を受けられるようにし、その費用の一部を負担する。 （健診費等の支払については、社会保険診療報酬支払基金

		<p>を代行機関として利用)</p> <p>○胃部・胸部レントゲン検査、乳がん・子宮がん検査、肝炎ウィルス検査を実施する。</p> <p>【目標】・特定健康診査実施率：62.3% (被保険者 65.0%、・被扶養者 55.0%)</p>
	保健指導	<p>○被保険者については、保健師が事業所を訪問し、健診結果に基づき保健指導(情報提供、動機づけ支援、積極的支援、その他支援)を実施する。</p> <p>○被扶養者については、他の保険者と共同して地域の医師会等と契約し、利用券を配布し、地域の特定保健指導機関で保健指導が受けられるようにし、その費用の一部を負担する。</p> <p>【目標】・特定保健指導実施率：35.9% (被保険者 37.1%、被扶養者 32.4%)</p>
	健康づくり事業	○健康増進や疾病予防のための運動プログラムの実施や教育、相談、普及啓発のための広報等を行う。
	情報提供	○健康増進や疾病予防に関する情報提供を行う。
福祉事業	高額療養費等の貸付	○高額療養費や出産費用の貸付けを行う。 ・貸付予定額：約 29 億円
その他	健康保険委員の委嘱等	○健康保険委員の委嘱を行う。 ○保険料の納付に関する広報や勧奨を行う。

【船員保険事業関係】

I 事業運営の基本方針

【基本的な考え方】

協会が保険者として船員保険事業を運営するに当たっては、協会の理念（基本使命・基本コンセプト）に立脚した上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って事業運営に取り組む。

【平成 22 年度の事業運営の基本方針】

協会における安定的な船員保険事業運営基盤の早期確立を目指し、運営初年度である平成 21 年度との連続性にも配慮した上で、次の基本方針のもとに事業運営を行う。

(1) ニーズを踏まえた加入者本位のサービスの提供

船員保険の特性に応じた事業ニーズを十分に踏まえるとともに、利用者の視点に立ち、常にサービスの向上に努める。

○ 船員労働の特性に応じた事業ニーズへの的確な対応

- ・ 職務外の疾病給付、ILO条約や船員保険法に基づく独自給付を迅速かつ確実に給付する。
- ・ 無線医療助言事業や洋上救急事業等の船員に対する医療、巡回健診による保健事業、保養施設による保養事業などの保健・福祉事業を適切に実施する。
- ・ 加入者のニーズや船員関係者のご意見を踏まえ、保健・福祉事業がより実効性のあるものとなるよう、常に、事業内容の見直し・改善に努める。

○ 加入者の視点に立ったサービスの向上

- ・ 加入者のご意見や要望等を適切に受け止め、業務やサービスの改善に反映させる。
- ・ 事業運営の効率性を図る観点から、協会本部（船員保険部）での業務の集中的な執行・管理を行うことを基本とし、システム化による本部一括処理による事務処理の迅速化に努める。併せて、全国各地の加入者に制度利用上のご不便が生じないように、最大限の工夫を行う。

(2) 透明かつ公正で効率的な事業運営

積極的な広報・情報開示を行うとともに、船員関係者のご意見を適切に反映し、

信頼に応えられる事業運営に努めるとともに、PDCA（計画、実行、評価、改善）サイクルの適切な機能等を通じ、事業運営の効率化を図る。

○ 積極的な広報と情報開示

- ・ ホームページ等を活用し、制度を正しくご理解、ご利用いただけるよう積極的な広報を行うとともに、事業運営に関する船員保険協議会などの場での議論を迅速に公表するなど積極的な情報開示に努める。

○ 船員関係者の意見の適切な反映

- ・ 船員保険協議会における十分な議論などを通じ、船員関係者のご意見が事業運営に適切に反映されるよう努める。
- ・ 船員関係者のご意見の適切な反映を基本としつつ、協会の運営委員会での議論などを通じ、公正で幅広い信頼に応えられる事業運営に努める。

○ 効率的な事業運営

- ・ 協会内部においてガバナンス機能が適切に機能する組織運営に努めるとともに、船員保険協議会等の議論の事業運営への反映などを通じ、PDCAサイクルを適切に機能させる。

(3) 保険者としての健全な財政運営

保険者としての健全な財政運営に努める。

○ 保険者としての健全な財政運営

- ・ 疾病給付費や保険料収入の動向の的確な把握など、健全な財政運営の基盤となる基礎データの収集・分析に努める。
- ・ 毎事業年度の事業計画・収支予算に基づく事業・予算の執行管理の適正を期するとともに、必要に応じた保険料率の見直しと積立金の適正な管理を通じ、保険者としての健全な財政運営に努める。

(4) 安定的な事業運営基盤の早期の確立

安定的な事業運営基盤が早期に確立されるよう関係機関との円滑な連携体制の構築などに努める。

○ 関係機関との連携

- ・ 制度改正に伴い、制度ごとに手続きを行っていただく必要があることも踏まえ、加入者にご不便が生じないよう、労働基準監督署や日本年金機構等の関係機関との円滑な連携体制を構築する。

○ 組織基盤の確立

- ・ 非公務員型の組織としての協会の組織文化・風土に立脚し、船員保険部門においても、コミュニケーションやチームワークを重視する組織運営やスタッフへの積極的な研修などを通じ、組織基盤の確立に努める。

Ⅱ 重点事項

1. 保険運営の企画・実施

(1) 保険者としての総合的な取組みの推進

- ・ 加入者の疾病の予防や健康増進、医療費適正化のため、以下のような取組みを総合的に推進していくものとする。
 - 医療に関する情報提供
 - 保健事業の効果的な推進
 - レセプト点検の効果的な推進 等

(2) 新たな保険証への切替えの円滑・着実な実施

- ・ 現在の保険証の有効期限が平成22年8月末日とされていることから、平成22年8月までの間に十分な周知を図り、新たな保険証への切替えを円滑かつ着実に実施する。

(3) 情報提供・広報の充実

- ・ 加入者や船舶所有者に対する情報提供や広報については、ホームページにより、加入者の視点からわかりやすい積極的な情報提供を適切に行う。
- ・ ホームページに「船員保険マンスリー（仮称）」を掲載し、加入者や船舶所有者等への積極的かつ定期的な情報提供を行う。
- ・ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。

(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保

- ・ 船員保険財政については、財政運営の状況を適切に把握・検証し、医療費の適正化、業務改革、経費の削減等のための取組みを強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための取組みを総合的に推進し、安定的な財政運営を確保する。

(5) 準備金の安全確実かつ有利な管理・運用

- ・ 船員保険の準備金については、安全確実かつ有利な管理・運用を行う。
また、運用状況については定期的に船員保険協議会において報告する。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(1) 保険給付費の適正かつ確実な支払い

- ・ 職務外疾病部門、職務上特別給付部門、経過措置として協会が支給することとされた職務上年金などの保険給付を適正かつ確実に支払う。

(2) サービス向上のための取組

- ・ 船員保険職務外給付については、サービススタンダード（申請の受付から給付金の振込みまでの期間：15営業日）の状況を適切に管理し、平成22年度下半期には100%の達成率を目標に、着実に実施する。
- ・ 加入者等のご意見や苦情等を迅速にサービスの改善に結びつける。
- ・ 教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、加入者等に対する接遇の向上を図るなど、加入者等の満足度を高める。
- ・ 申請書等の様式や記載要領等については、加入者等の立場からみてわかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を進める。

(3) 各種申請等の受付体制等の整備

- ・ 各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについては、都道府県支部及びコールセンター機能等を活用し、効果的かつ効率的にサービスを提供するとともに、関係機関との連携体制を確立する。

(4) レセプト点検の効果的な推進

- ・ 平成23年4月からのレセプトの電子化に向け、システムにより点検できるレセプトの範囲や項目を大幅に拡充し、点検業務を充実強化する。
また、点検効果向上に向けた改善、査定事例の共有化、研修の充実、点検員の勤務成績に応じた評価の導入等により、点検技術の底上げを図り、効果的なレセプト点検を推進する。

3. 保健・福祉事業の着実な実施

(1) 保健事業の効果的な推進

- ・ 保健事業については、船員労働の特殊性を踏まえたサービスの向上を図るよう、外部委託事業者のノウハウを活用し、健診及び保健指導を中核として、保

健事業の効果的な推進を図るものとする。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

- ・ 特定健康診査及び特定保健指導については、外部委託事業者のノウハウを活用し、適切な広報を通じて、被扶養者への定着を進めるなど、健診受診率や保健指導の実施率の向上を図る。
- ・ 被扶養者については、申込者に対し受診券（利用券）を交付し、地域の診療所等で健診が受診できるようにするなど、受診しやすい健診とする。

(3) 福祉事業の着実な実施

- ・ 無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療の援護を行うなど、船員労働の特殊性を踏まえ、福祉事業の着実な実施を図る。
- ・ 船員の海上勤務の特殊性を踏まえて、疲労回復、静養、家族との団欒の場の提供を目的とした事業を通し、加入者等の福利厚生の向上を図る。

(4) 保健・福祉事業のあり方の検討

- ・ 被保険者及びその家族の健康の保持増進のために実施すべき事業、福祉の増進のために実施すべき事業を利用者のニーズに沿ったかたちで実施していくため、これまで実施してきた事業についてのデータ収集、調査・分析等を行うための検討作業チームを設置し、定期的にその検討内容を船員保険協議会に報告する。

4. 組織運営及び業務改革、その他

組織運営及び業務改革等については、健康保険部門との連携及び情報共有を適切に図り、一体となって取り組むものとする。

(1) リスク管理

- ・ リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。

(2) 経費の削減等の推進

- ・ 職員のコスト意識を高め、競争入札や適切な在庫管理等により、経費の削減に努める。
- ・ 調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保

に努める。

(3) コミュニケーションやチームワークを重視する組織運営

- ・ コミュニケーションやチームワークを大切にし、一人ひとりのスタッフが働きがいを持ち、意欲と能力を発揮できる組織文化・風土の早期確立に努める。

(4) スタッフに対する研修の積極的な実施

- ・ スタッフに対する研修の計画的・積極的な実施を通じ、組織としての専門性や業務・サービス水準の向上に努める。

(5) 適切な事業運営の実施

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）及び個人情報保護の徹底や、内部監査及び外部監査などを通じ、適正な事業運営に努める。

(6) 制度改正関係の記録の整理等

- ・ 今般の船員保険制度の改正及び事業運営主体の変更を契機として、19年度改正にかかる船員保険制度改正関係の記録の整理や船員保険関係者による座談会の開催、船員保険のシンボルマークの公募等の実施を検討する。

協会の運営に関する各種指標(22年度船員保険関係数値)について

【目標指標】

サービス関係指標		
サービススタンダードの遵守	船員保険職務外給付の受付から振込までの日数の目標(15営業日)の達成率	(22年度上半期から段階的に向上し、)22年度下半期において100%
	船員保険職務外給付の受付から振込までの日数	22年3月時より減少
保険証の交付	資格情報の取得(年金事務所からの回送)から保険証送付までの平均日数	5日以内
疾病任意継続被保険者の保険証の交付	資格取得申請の受付または勤務していた船舶所有者における資格喪失情報の取得(年金事務所からの回付)のいずれか遅い方から保険証送付までの平均日数	5日以内
お客様満足度	申請・手続き方法に対する満足度	調査項目について整理し、満足度調査の実施について22年度に検討
	職員の応接態度に対する満足度	
	電話連絡・電話照会目的の達成度	
	サービス全体としての満足度	
保健事業関係指標		
特定健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者 45.0%、被扶養者 52.6%
船舶所有者健診の実施	船舶所有者健診のデータの取込率	20%
保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者 32.4%、被扶養者 32.4%
医療費適正化関係指標		
レセプト点検効果額	被保険者1人当たり資格点検効果額	21年度を上回る
	被保険者1人当たり内容点検効果額	21年度を上回る
	被保険者1人当たり外傷点検効果額	21年度を上回る

【検証指標】

事務処理誤りの防止	「事務処理誤り」発生件数
お客様の苦情・意見	苦情・意見の受付件数とその内容
業務の効率化・経費の削減	・船員保険給付担当職員の1人当たり給付業務処理件数
	・随意契約の割合(件数)、内訳
	・コピー用紙等の消耗品の使用状況

(注) 検証指標については、目標の設定が馴染まない又は具体的な数値目標の設定が困難であるが、運営状況を数値により検証、確認することが必要と考えられる指標をまとめたものであり、運営状況を踏まえて、今後、適宜、追加予定

Ⅲ. 事業体系

事 項		内 容
保険運営の企画・実施	船員保険協議会の運営	○船員保険協議会の運営を行う。
	保険料率の設定	○必要に応じて、一般保険料率（疾病保険料率・災害保健福祉保険料率）及び介護保険料率の見直しを行う。
	財政運営	○船員保険の財政運営を行う。
	運営の企画	○加入者の疾病の予防や健康増進、医療費適正化や業務改革、サービス向上等に関する企画を行い、保険者としての取組みの統合的な推進を図る。
	統計	○船員保険事業に関する統計を作成する。
	広報・情報発信等	○広報、関係方面への情報発信や情報提供を行う。
船員保険給付等	保険証の交付	○保険証の交付を行う（平成22年8月末までに、順次新たな保険証への切替えを行う）。 ・被保険者数：63千人、被扶養者数：83千人
	保険給付	○船員保険の給付を行う。 【職務外疾病給付】 ・現物給付（保険医療機関等に対しては社会保険診療報酬支払基金を通じて医療費の支払いを行う。審査支払手数料は114円20銭（うち電子媒体請求促進分は108円20銭、オンライン請求促進分は104円）） ・現金給付（傷病手当金、高額療養費、出産手当金、出産育児一時金、家族出産育児一時金、療養費等） 【独自給付】 ・休業手当金、下船後の療養補償、職務上年金（上乘せ給付）、行方不明手当金等
	レセプトの点検	○レセプトの資格点検・内容点検・外傷点検を行う。 ・レセプト件数：1,388千件（年間） ・レセプトオンライン化に対応
	疾病任意継続被保険者業務	○疾病任意継続被保険者の資格の登録、保険料の収納等を行う。 ・疾病任意継続被保険者：3千人
	相談等	○支部の窓口やコールセンター機能を活用し、各種申請等の受付や相談等を行う。
	情報提供	○医療費通知（医療費に関する情報提供）等を行う。
	保健・福祉事業	健診 ○外部委託事業者への委託により健診事業を実施する。 ・被保険者（35歳以上の者）については、生活習慣病

		<p>予防健診を行い、その費用の一部を負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者（40 歳以上 74 歳まで）については、特定健康診査を行い、その費用の一部を負担する。 ・被保険者に対し、胃部・胸部レントゲン検査、乳がん・子宮がん検査、肝炎ウィルス検査を実施する。 <p>【目標】・特定健康診査実施率：被保険者 45.0% 被扶養者 52.6% (船員健康証明からの情報提供：被保険者 20%)</p>
	保健指導	<p>○外部委託事業者への委託により特定保健指導を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果に基づき保健指導（情報提供、動機づけ支援、積極的支援、その他支援）を実施する。 <p>【目標】・特定保健指導実施率：被保険者 32.4% 被扶養者 32.4%</p>
	無線医療相談事業等	○無線医療助言事業や洋上救急事業等を行う。
	特別支給金等の支給	○特別支給金、就学等援護費の支給を行う。
	高額療養費等の貸付	○高額療養費や出産費用の貸付けを行う。
	保養事業	○保養施設による保養事業などを行う。
その他	保険料に係る広報等	○保険料の納付に関する広報や勧奨を行う。

〔予算〕

1. 予算総則

平成22事業年度における全国健康保険協会の予算総則は次のとおりとする。

(1) 収入支出予算

全国健康保険協会の平成22事業年度の収入及び支出は「収入支出予算」に掲げるとおりとする。

(2) 債務負担行為

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第8条の規定により債務を負担する行為をすることができるものは、次のとおりとする。

事項	限度額(百万円)	年限	理由
システム経費	751	平成22年度以降4か年度以内	複数年度にわたる契約等を締結する必要があるため
賃貸借経費	653	平成22年度以降5か年度以内	複数年度にわたる賃貸借契約を締結する必要があるため
事務機器等リース経費	123	平成22年度以降5か年度以内	複数年度にわたるリース契約を締結する必要があるため
業務委託経費	4,997	平成22年度以降3か年度以内	複数年度にわたる業務委託契約を締結する必要があるため
保険契約に係る経費	18	平成22年度以降3か年度以内	複数年度にわたる保険契約を締結する必要があるため

(3) 流用等の制限

省令第9条で指定する経費は、業務経費及び一般管理費とする。

なお、健康保険勘定と船員保険勘定間における流用は行うことができないものとする。

(4) 繰越制限

省令第10条で指定する経費は、人件費及び福利厚生費とする。

2. 収入支出予算(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

〔健康保険勘定〕

(単位:百万円)

区 別	予算額
収 入	
保険料等交付金	7,072,148
任意継続被保険者保険料	133,836
国庫補助金	1,164,134
国庫負担金	12,021
貸付返済金収入	2,907
運用収入	36
短期借入金	932,227
寄付金	0
雑収入	17,147
準備金戻入	0
計	9,334,457
支 出	
保険給付費	4,555,058
拠出金等	2,838,761
前期高齢者納付金	1,212,399
後期高齢者支援金	1,421,880
老人保健拠出金	83
退職者給付拠出金	204,230
病床転換支援金	168
介護納付金	694,862
業務経費	102,301
保険給付等業務経費	9,477
レセプト業務経費	5,437
保健事業経費	85,345
福祉事業経費	6
その他業務経費	2,037
一般管理費	27,364
人件費	15,319
福利厚生費	89
一般事務経費	11,956
貸付金	2,907
借入金償還金	932,677
雑支出	3,674
予備費	0
準備金繰入	176,852
翌年度繰越	0
計	9,334,457

〔船員保険勘定〕

(単位：百万円)

区 別	予算額
収入	
保険料等交付金	35,552
疾病任意継続被保険者保険料	1,531
国庫補助金	2,942
国庫負担金	284
職務上年金給付費等交付金	7,799
貸付返済金収入	1
運用収入	4
寄付金	0
雑収入	95
準備金戻入	466
計	48,672
支出	
保険給付費	28,899
拠出金等	11,126
前期高齢者納付金	4,631
後期高齢者支援金	5,500
老人保健拠出金	16
退職者給付拠出金	978
病床転換支援金	1
介護納付金	3,230
業務経費	2,921
保険給付等業務経費	171
レセプト業務経費	33
保健事業経費	520
福祉事業経費	2,185
その他業務経費	13
一般管理費	1,120
人件費	383
福利厚生費	4
一般事務経費	733
貸付金	1
雑支出	46
予備費	310
準備金繰入	1,018
翌年度繰越	0
計	48,672

(注) 予備費は保険給付費等の1%を計上

平成 22 年度 各支部の事業計画（概要）

1. 保険運営の企画

ジェネリック医薬品（後発医薬品）の更なる使用促進

- 医療機関におけるジェネリック医薬品の使用状況を元にしたジェネリック医薬品の推奨リストを医師会、薬剤師会と協力して作成
- ジェネリック医薬品に切替えた場合の軽減額効果が期待できる者に重点を置いた周知広報
- 薬局に対するジェネリック医薬品取扱店ステッカー、加入者に対するお薬手帳貼付用希望シールの配布
- 県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会等を通じて、公的病院をはじめ各医療機関へのジェネリック医薬品使用に係る協力依頼

関係方面への積極的な発信

- 都道府県の医療政策の現状と課題を把握するための研修を実施し、保険者協議会等とも連携しつつ、支部から都道府県等関係方面に対する意見発信を目指す

調査研究の推進等

- レセプト分析によるジェネリック医薬品使用状況の追跡調査、生活習慣病重症化予防のための受診勧奨等の実施検討

加入者に響く広報の推進

- 対話集会の開催
- 支部ホームページのアクセス件数の増加、メルマガ配信数の増加などによる支部独自の広報の充実

2. 健康保険給付等

サービス向上のための取組

- サービス向上と乳幼児医療費の適正化を目的とした、出産育児一時金の申請者に対する育児誌送付
- 高額療養費に関する申請書類の医療機関窓口等への配備

適正な給付業務の推進

- 第三者行為に対する負傷原因記載漏れ、労務災害等の疑いのある整形外科レセプトに対する点検強化
- 柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師に係る療養費の給付適正化のための加入者、事業所、施術所への重点的な審査

その他

- 21年度パイロット事業の全国展開により新たに債権回収担当者を配置し、資格喪失後受診等に係る債権の保全及び取立て強化

3. 保健事業

特定健康診査及び特定保健指導の推進

- ITを活用した特定保健指導の効率的な実施の検討
- 市町村や他の保険者等との連携による被扶養者特定健診とがん検診の同時実施による受診促進
- レセプトデータと健診結果データの分析結果に基づく要治療者に対する、医療機関との連携による受診勧奨

各種事業の展開

- 糖尿病患者への栄養指導と運動を組み合わせた、医療機関との連携による生活改善プログラムの提供
- 保健師が禁煙のお手伝いに訪問するなどして、事業所において、禁煙開始から1年後に禁煙成功者がいれば、健康促進協力事業所として表彰
- 医師や臨床心理士等によるメンタルヘルスに係る外部相談窓口の開設、事業所向け講習会の開催等
- 小中学校における、青少年とその親世代へのメタボ予防及び健康づくり教育
- 加入者向け24時間365日対応による電話による健康・育児・介護相談
- 特定健診の非対象者である若年層のうち高脂血症等の有所見者を対象に、生活習慣病予防への取組みを支援
- 県内体育大学推奨の高齢者向け介護予防運動について、大学と連携して事業所において実践
- 個人への保健指導に加え、事業所単位での健康づくりを支援するため、コーディネーターを配置し、学習会の開催やウォークマップの配布

4. 組織運営及び業務改革

- 民間企業の視察等による業務・組織運営のノウハウ吸収
- 業務の平準化推進による超過勤務抑制、消耗品等の在庫管理の徹底

各支部の事業計画について

平成22年度 事業計画（北海道支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ○事業所訪問の実施による支部の取組みに関する周知活動 ○行政（北海道）との関係・連携強化 ○医療費通知の実施 ○健康保険制度・事業等の理解・周知の取組推進 (2) ジェネリック医薬品（後発医薬品）の更なる使用促進 ○三師会との関係強化による、支部の取組みに関する情報提供 ○加入者及び関係機関への広報及び情報提供 (3) 関係方面への積極的な発信 ○北海道保険者協議会等を通じた情報発信 ○北海道経済団体等との関係強化 (4) 調査研究の推進 ○医療費適正化を目的とした施策づくりの研究（有識者との医療費分析及びアドバイス等の契約） (5) 加入者に響く広報の推進 ○事業所及び加入者に向けた定期広報誌・チラシの作成 ○平成21年度パイロット事業（医療費分析）に基づく分析結果の活用 ○事業所及び加入者に向けた保健指導の指標に関する広報の実施 ○メールマガジンの配信 ○新たな広報ルートの開拓
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組 ○健康保険委員研修会の定期開催 ○対話集会の開催（健康保険委員研修後の活用） ○健康保険委員のモニター制度を活用したアンケートの実施（4,600名） ○健康保険委員の拡大及び情報紙の作成 ○任意継続被保険者用しおりの作成（周知と加入者サービス向上を目的に作成する。） ○健康保険給付のサービススタンダード設定及び着実な実施 ○サービススタンダード以外の健康保険給付及び資格関係届等に関する早期処理の実施 ○高額療養費及び出産育児一時金の未請求者に対する申請促進の実施 (2) 健康保険証の検認 ○被扶養者資格再確認業務の実施

	(3) 適正な給付業務等の推進 ○効果的な審査・調査の実施及び適正な給付業務の推進 ○柔道整復施術療養費の適正化 ○返納金債権発生抑制策の実施 ○返納金の未納者に対する納入督促の実施 (4) レセプト点検の効果的な推進 ○資格点検による的確なレセプト返戻・返還措置の実施 ○傷病名コードの見直しによる効率的な外傷性レセプト点検の実施 ○自動点検や汎用任意抽出による内容点検業務の効率化及び再審査請求結果に基づく追跡調査の実施 ○情報共有化・研修会等の実施による職員の資質向上、事務処理の的確な実施、点検実績の向上 ○支払基金との連携による審査実務の共有化及びレセプト請求の適正化 ○北海道厚生局との連携による不正事例等の積極的な情報提供 ○被保険者1人当たり点検効果額（年間目標） ・資格点検 2,360円、外傷点検 300円、内容点検 1,230円
3. 保健事業	(1) 健診 ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：570,583人） ・生活習慣病予防健診 実施率：39.1%（実施見込者数：222,841人） ・事業者健診データ 取得率：4.4%（取得見込者数：25,000人） ○被扶養者（受診対象者数：243,488人） ・特定健康診査 実施率：15.1%（実施見込者数：36,657人） (2) 保健指導 ○被保険者（実施対象者数：59,482人） ・特定保健指導 実施率：10.8%（実施見込者数：6,444人） （内訳） 協会保健師実施分 10.7%（実施見込者数：6,394人） アウトソーシング分 0.1%（実施見込者数：50人） ○被扶養者（実施対象者数：2,566人） ・特定保健指導 実施率：17.1%（実施見込者数：440人） (3) その他の保健事業 ○平成21年度パイロット事業（ウォーキングコンテスト）の継続実施 ○意識啓発を目的とした健康保険委員会への健診アンケートの実施（モニター制度活用アンケートとの併施） ○健康保険委員会を通じた事業所における健康づくり事業の促進 ○生活習慣病予防健診等勸奨業務委託（勸奨文書発送から事業所訪問まで）の実施 ○事業者健診データ取得率の向上を目的として、紙媒体で提出された事業者健診結果のデータ作成委託を実施 （XMLデータ作成委託） ○保健事業の効果的な推進を目的とした健康づくり推進協議会の設置

4. 組織運営及び業務改革	<p>○加入者の健康意識向上を目的とした「ヘルシーレシコンテスト」の開催</p> <p>(1) 組織や人事制度の適切な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○部署間業務支援の推進及び補完関係の構築 ○各種委員会の活用及び事故等に対する予防・改善措置の実施 <p>(2) 人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支部内研修の定着による職員能力及び知識の習得 ○外部講師を活用した研修（コンプライアンス及び倫理等）の検討及び実施 <p>(3) 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○お客様の声・クレーム事例に基づく支部内での迅速な情報共有及び業務改善の促進 ○加入者の声の的確な把握及び現場の意見・発想によるサービスの改善 ○業務プロセス（入力業務等の定型業務及び繁忙期業務）の点検等に基づくアウトソーシングの推進 <p>(4) 経費削減の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経費管理及びコスト意識の醸成 ○運営経費の執行状況に関する検証
---------------	---

平成22年度 事業計画（青森支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) ジェネリック医薬品（後発医薬品）の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称を普及させるとともに、加入者が安心して使用できるよう、加入者の視点からの広報を推進 ・患者の意思表示を容易にする、「希望カード」の配布 ・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減効果等を通知するサービスの実施・定着 <p>(2) 関係方面への積極的な発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険者間の連携のもと、医療費等や健診データの分析結果を活かし、青森県保険者協議会をはじめ青森県医療費適正化計画の実施に係る懇話会等の関係方面に対して、加入者及び事業主の立場に立った保険者としての意見を積極的に発信する。 <p>(3) 加入者に響く広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者及び事業主に対する情報提供や広報については、加入者の視点から、ホームページやメールマガジンのほか定期的なお知らせを実施し、メディア等も含め、積極的な情報提供を行う。 ・モニター制度をはじめ加入者から直接意見を聞く取り組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ①健康保険給付については、申請の受付から給付金の振込までの期間をサービススタンダードとして定め、その遵守状況を適切に管理し、着実に実施する。 【目標】健康保険給付申請書の受付から振込までの日数の目標（10営業日）の達成率100% ②年金委員の協力や公募により、健康保険委員（健康保険サポーター）の委嘱を進め、健康保険事業に関する広報、相談、各種事業を推進していく。 <p>(2) 被扶養者資格の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者資格の再確認については、医療費の適正化及び高齢者医療制度への納付金の適正化を目的に、日本年金機構との連携の下、的確に行っていく。 <p>(3) 適正な給付業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> パイロット事業の成果を踏まえ、不適切な申請事例へ対処するため、効果的な審査・調査を行う。 <p>(4) レセプト点検の効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年4月からのレセプトの電子化に向け、システムによるレセプト抽出機能の活用や、点検情報の共有化、研修・教育の充実を通じて点検技術の向上を図り、効果的なレセプト点検を推進する。

【効果目標額】・資格点検1,302円以上・内容点検510円以上・外傷点検336円以上	
3. 保健事業	(1) 健診 ○被保険者(40歳以上)(受診対象者数:133,854人) ・生活習慣病予防健診 実施率:44.9%(実施見込者数:60,100人) ・事業者健診データ 取得率:5.0%(取得見込者数:6,690人) ○被扶養者(受診対象者数:51,713人) ・特定健康診査 実施率:20.0%(実施見込者数:10,340人)
	(2) 保健指導 ○被保険者(実施対象者数:15,362人) ・特定保健指導 実施率:14.6%(実施見込者数:2,248人) (内訳) 協会保健師実施分 14.6%(実施見込者数:2,248人) アウトソーシング分 0%(実施見込者数:0人) ○被扶養者(実施対象者数:1,085人) ・特定保健指導 実施率:10.0%(実施見込者数:108人)
	(3) その他の保健事業 保健事業についてはパイロット事業の結果を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、健診及び保健指導を中核として、その他の保健事業を適切に組み合わせ、保健事業の総合的かつ効果的な推進を図る。 その際、青森支部の「健康づくり推進協議会」において、保健事業に関する全体像などを描く。
4. 組織運営及び業務改革	(1) 人材育成の推進 職員として各階層に求められる能力や知識の習得に併せ、企画、サービス向上、コンプライアンス・個人情報保護、レセプト点検、保健事業等の重点分野を定め、研修等を通じて人材育成を推進する。

平成22年度 事業計画(岩手支部)

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<ul style="list-style-type: none"> ●医療費適正化対策 <ul style="list-style-type: none"> ✓県内の医療費や健診データの分析結果から得られた地域特性を踏まえ、医療費適正化のための総合的な取組みを実施する <ul style="list-style-type: none"> ○保健事業(主に保健指導、健康増進・予防事業)の効果的な推進 ○関係方面への積極的な発信 ○後発(ジェネリック)医薬品の使用促進 ○効果的なレセプト点検の推進 ✓医療費適正化に向け、平成21年度に実施したパイロット事業等の成果を見極めながら当支部でも随時実施していく ●後発医薬品の更なる使用促進 <ul style="list-style-type: none"> ✓「後発(ジェネリック)医薬品」の名称を普及させるための広報と、加入者が安心して利用出来るための広報をそれぞれ推進する ✓後発品の使用の意思表示を容易にする「希望カード」の配布を継続実施する。特に被扶養者や新規加入者への普及機会の拡大に努める ✓岩手県後発医薬品適正使用検討協議会等の関係方面に対して、自己負担削減通知サービスの結果等を情報提供することにより、在庫確保などの使用促進のための環境整備を働きかけていく ●関係方面への積極的な発信 <ul style="list-style-type: none"> ✓保険者間の連携のもと、県内の医療費や健診データの分析結果等を活かし、岩手県保険者協議会をはじめ関係方面に対して加入者・事業主の立場に立った保険者としての意見を積極的に発信していく ●広報の推進 <ul style="list-style-type: none"> ✓各種広報誌・HPに加えて、メールマガジン(平成21年12月開始)を新たな広報媒体とすることで機会拡大を図るとともに、加入者の視点から積極的なわかりやすい広報を実施する
2. 健康保険給付等	<ul style="list-style-type: none"> ●サービス向上のための取組 <ul style="list-style-type: none"> ✓CS調査結果やモニター制度を活用して加入者の意見やニーズを的確に把握するとともに、サービス向上委員会にて地域の実情を踏まえたサービス改善に取り組む ✓健康保険給付については、サービススタンダード(保険給付申請の受付から振込までの期間)の目標を10営業日以内とし、その遵守状況の管理して確実に実施する ✓平成21年度に委嘱した健康保険委員約2,000人に対して、健康保険事業に関する広報、相談、各種事業を推進していく ✓乳幼児育児世帯への情報提供によるサービス向上と乳幼児医療費の適正化を目的として、出産育児一時金の申請者に対して育児誌を送付する事業を実施する ●窓口サービスの展開

	<ul style="list-style-type: none"> ✓各種申請・相談等の窓口サービスについては、外部委託を適切に組み合わせ効率的・効果的にサービスを提供する ●被扶養者資格の再確認 <ul style="list-style-type: none"> ✓医療費の適正化及び高齢者医療制度への納付金の適正化を目的に、被扶養者の資格の再確認業務を日本年金機構との連携の下、的確に行っていく（18歳以上の被扶養者数：139千人[推計値]） ●適正な給付業務の推進 <ul style="list-style-type: none"> ✓平成21年度のパイロット事業をもとに、不適正な申請事例に対処するため効果的な審査・調査手法を実施していく ●レセプト点検の効果的な推進 <ul style="list-style-type: none"> ✓点検技術の底上げを図り、効果的なレセプト点検を推進する （システムによるレセプト抽出機能の活用等を進め、点検情報の共有化や研修の充実を図る） ○被保険者1人当たり点検効果額 <ul style="list-style-type: none"> ・内容点検 553円 ・外傷点検 255円
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：135,269人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：35.2%（実施見込者数：47,600人） ・事業者健診データ 取得率：1.5%（取得見込者数：2,000人） ✓平成20年度以降、健診受診件数が計画数を超過している状況。実施率アップには健診の供給体制拡大が最大の課題であり、22年度についても引き続き ①実施機関の増加 ②既存健診機関の受入枠拡大 ③健診車の有効活用に重点的に取り組む ○被扶養者（受診対象者数：49,654人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：20.4%（実施見込者数：10,140人） ✓加入者の家族の受診券の交付手続きの簡素化により受診率アップを図る <p>(2) 保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（実施対象者数：9,572人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：35.5%（実施見込者数：3,400人） <ul style="list-style-type: none"> （内訳） 協会保健師実施分 35.5%（実施見込者数：3,400人） アウトソーシング分 0.0%（実施見込者数：0人） ✓平成21年度に実施した「保健指導に関するアンケート調査」や医療費分析の結果等を踏まえ、効果的・効率的な保健指導

	<ul style="list-style-type: none"> を実施するとともに、案内率増加と中断率減少による実施率アップに取り組む ○被扶養者（実施対象者数：1,541人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：27.3%（実施見込者数：420人） (3) その他の保健事業 <ul style="list-style-type: none"> ✓保険者協議会等の場を通じて自治体や他の保険者と連携し、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など地域の実情に応じた保健事業を実施 ✓支部における独自事業として「公募方式による事業所の健康づくり支援活動事業」を実施。保健師等による事業所全体の健康づくりを支援するとともに、若年層からの健康教育を推進することで将来の生活習慣病リスクの減少を図る
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●組織や人事制度の適切な運営 <ul style="list-style-type: none"> (1) 組織運営体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ✓平成21年度に取り組んだ「組織運営の基盤づくり・定着化」から、平成22年度は「組織運営体制の強化」の年と位置付け、多能工化の推進等により支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制の見直しによる運営体制の強化を図る (2) 実績や能力本位の人事の推進 <ul style="list-style-type: none"> ✓目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用するとともに、実績や能力本位の人事を推進する (3) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ✓コンプライアンスについては、研修・内外部の通報制度を実施し遵守を徹底する ✓個人情報保護やセキュリティについては、各種規程の遵守、アクセス権限・パスワードの適切な管理を徹底し、支部内での点検体制についても整備する (4) リスク管理 <ul style="list-style-type: none"> ✓支部の適切な運営を脅かす様々なリスクの点検と分析を実施し、リスク管理委員会を中心として管理体制を整備する ●人材育成の推進 <ul style="list-style-type: none"> ✓各階層に求められる能力や知識の習得に併せ、企画・サービス向上・レセプト点検・保健事業等の重点分野を定め、研修等を通じて人材育成を推進する ●業務改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> ✓自支部における創意工夫を活かした改善活動のほか、複数の支部で設置された業務改革会議等を積極活用することで、具体的な改善を実現していく ✓定形業務や繁忙期の業務については、アウトソーシングを一層推進することで、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める ●経費の節減等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ✓職員のコスト意識を高め、競争入札や適切な在庫管理等により、経費の節減に努める

【岩手】

	<p>✓調達や執行については、これらを管理する委員会のもと適切に管理し、調達結果等はホームページで公表し透明性確保に努める</p>
--	---

【宮城】

平成22年度 事業計画（宮城支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>○保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進 地域の医療費や健診データを分析するとともに、地域の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化のため保険者として総合的な取り組みを推進する</p> <p>(1) 調査研究の推進</p> <p>①健康リスク情報の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員研修や健康づくり指導でのテーマを明らかにするため、アンケート等を活用し分析を実施 ・地域の実情を分かりやすく公表するとともに、健康保険委員研修や健康づくり指導における反響等を併せて公表 <p>②ジェネリック医薬品使用促進のための調査・研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師会会員からの情報収集 ・製薬メーカーからの情報収集、広報の連携 ・加入者の動向を調査 <p>(2) ジェネリック医薬品の更なる使用推進</p> <p>①広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、社会保険みやぎ、関係団体を通じた、積極的な広報の推進 (例：ジェネリック医薬品希望カード利用法、ジェネリック医薬品検索・試算サイト利用法等) ・ジェネリック医薬品の使用に関する患者の意思表示を容易にする「希望カード」の協会窓口等における配布 <p>②使用促進の環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師会会員に対するジェネリック医薬品使用促進のアナウンス ・国立病院等へのジェネリック医薬品使用促進の協力依頼 ・お薬手帳貼付用ジェネリック医薬品希望シールの作成 <p>③自己負担軽減効果の情報提供と浸透</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己負担軽減額等通知の効果の検証 (軽減効果額については、委託業者において2月のレセプトを使用し、6月中旬に算出終了) ・軽減効果額について、社会保険みやぎ、健康保険委員広報誌等を通じて、加入者・事業主への広報を実施 <p>④宮城県後発医薬品安心使用促進協議会での使用促進に向けた意見具申</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品に関して協会の活動状況を報告し、保険者の見解を積極的に発言 (3) 関係方面への積極的な発信 <ul style="list-style-type: none"> ①宮城県保険者協議会、地域職域連携協議会等を通じた保険者間の連携強化 ・保険者協議会を通じた各保険者への各種事業の提案 ・地域職域連携協議会を通じた情報提供等による連携強化 ②三師会への協会活動の情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に協会の活動内容の情報提供を実施 ③経済団体・社会保険労務士会を通じた定期的な協会活動の広報 <ul style="list-style-type: none"> ・会報誌への事業広報の掲載依頼 ・法改正時等に伴う内容の情報提供 (4) 健康保険委員の組織体制作り <ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所管轄毎に地区委員会の設置を検討 (5) 加入者に響く広報の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①健康保険委員を通じた事業広報や健康づくり事業の情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションツール「だてっこみやぎ」の充実 ・研修会開催による情報提供 ・モニターとしての各種アンケートの実施 ・健康保険委員用「てびき」の法改正に合わせた作成、更新 ・情報提供としてのメールマガジンを毎月配信 ②ホームページ・携帯サイトによる加入者への情報提供の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的にメンテナンスを行い、最新の情報を加入者・事業主に提供 (6) 被用者保険の受け皿としての運営 <ul style="list-style-type: none"> ①支部財政の把握と予測策定 <ul style="list-style-type: none"> ・支部決算の検証 ・支部財政見通しの作成
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>○健康保険事業の総合的な推進 加入者等の意見・ニーズを把握してサービス向上に努め、お客様満足度を高める一方、厳格な審査や効果的な点検を行い、</p>

	<p>健康保険事業として総合的な改善を推進する</p> <p>(1) サービスの改善と向上</p> <p>①サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様満足度調査に基づくサービスの向上 ・申請書類の配備場所の拡大 ・インターネットを活用した医療費の情報提供サービスの促進 ・任意継続被保険者保険料の口座振替の利用促進 ・任意継続被保険者保険料還付未請求者への定期的な請求勧奨 ・任意継続被保険者期間満了者へ事前のお知らせの送付 ・新規適用事業所向け「てびき」の作成 ・支部業務案内パンフレットの作成 <p>②年金事務所等への窓口設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内6事務所への協会窓口の設置の継続と窓口の在り方の検討 <p>(2) 健康保険証の被扶養者資格の再確認</p> <p>①被扶養者資格の再確認業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二重加入者の被扶養者（異動）届の提出徹底 <p>②資格喪失時の保険証の回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意継続被保険者の資格喪失及び取消者の未回収分について文書等による督促 <p>(3) 適正な給付業務の推進</p> <p>①申請の受付から給付振込までの適切な期間管理をサービススタンダードとして定め、着実な処理を実施</p> <p>②ブロック業務改革会議において定めた「チェック体制の標準化」に基づき、業務の正確性・効率化の向上を図り事務処理誤りの防止に努める</p> <p>(4) 船員保険の業務体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船員保険部と支部担当者及び事務所窓口との迅速な対応 <p>(5) レセプト点検の効果的な推進</p> <p>①システムによるレセプト抽出機能の活用と点検技術のレベルアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容点検での自動点検及び任意汎用抽出作業の専門チームを編成することでの効果的抽出条件の設定による効果額の向上 ・被保険者1人あたり目標点検効果額 <ul style="list-style-type: none"> ・資格点検 2, 250円以上 ・内容点検 3, 000円以上
--	---

	<p>・外傷点検 350円以上</p> <p>(6) 返納金債権の早期回収に向けた管理体制の強化</p> <p>①21年度のパイロット事業の成果を踏まえながら宮城支部としての体制を検討する</p>
--	--

<p>3. 保健事業</p>	<p>○保健事業の総合的かつ効果的な推進</p> <p>健診及び保健指導を中核として、健康づくり事業を適切に組み合わせ、「健康づくり推進協議会」等による地域特性を踏まえた保健事業の検討と総合的かつ効果的な推進</p> <p>(1) 特定健康診査及び特定保健指導の推進</p> <p>①加入者家族の受診券の交付手続きの簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書方式から受診券送付方式への変更 <p>②特定保健指導アウトソーシングの本格稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21年度実施の成果を踏まえ、協会保健師がカバーしきれない地区の保健指導を強化 <p>③事業主健診データの取得増加策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診実施機関、事業主の理解を得て事業主健診データを取得する仕組みづくり <p>(2) 健診</p> <p>①被保険者（40歳以上）（受診対象者数：204,989人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：50.3%（実施見込者数：103,100人） ・事業者健診データ 取得率：0.5%（取得見込者数：1,000人） <p>②被扶養者（受診対象者数：79,887人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：25.0%（実施見込者数：20,000人） <p>(3) 保健指導</p> <p>①被保険者（実施対象者数：22,682人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：20.7%（実施見込者数：4,700人） <li style="padding-left: 20px;">（内訳） 協会保健師実施分 18.5%（実施見込者数：4,200人） <li style="padding-left: 20px;">アウトソーシング分 2.2%（実施見込者数：500人） <p>②被扶養者（実施対象者数：2,460人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：2.0%（実施見込者数：50人） <p>(4) その他の保健事業</p> <p>①経済団体等各種研修会での健康づくり指導の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診・健診後の個別保健指導に関する普及啓発と職場の健康づくり等をサポート <p>②一次予防を中心とした健康づくり事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページを活用した禁煙への取組み（3か月ごとに参加者をサポートし禁煙成功者の増加を図る）
----------------	--

<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>○コスト削減と業務効率が強化された組織運営 協会設立1年を経過した中で、一層のコスト削減と効率化による組織基盤の強化を図る</p> <p>(1) 組織や人事制度の適切な運営</p> <p>①協会ミッションや目標の実行性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部ミッションに沿った組織の改編 ・支部内連携強化 ・個人別の月次目標管理スケジュール表の運用 <p>②コンプライアンス・個人情報保護の徹底とリスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な研修等の実施による法令・規程等の遵守徹底 ・リスク棚卸と自店監査の実施 ・リスク・コンプライアンス委員会の定期的開催による情報共有 <p>③職場環境整備と健康増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潤いのある職場環境作り ・健康づくり活動の展開 <p>(2) 人材育成の推進</p> <p>①繁忙期、災害時に対応できる複数業務スキルの習得推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人別業務習得カルテによるフレキシブルな要員体制の構築 <p>②CS活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実務的なCS研修の実施 <p>③業務スキルのレベルアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業単位に計画的な勉強会・研修を実施 ・自学自習の風土づくり <p>(3) 業務改革の推進</p> <p>①ブロック及び支部の業務改革会議による創意工夫の提案・検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の簡素化と確認体制強化の確立 ・事務ミスゼロを目標とした支部キャンペーンの展開 <p>②アウトソーシングの拡大と業務処理の安定化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな委託業務の選定 ・処理基準の高度化と安定化 <p>③時間外勤務の縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務の更なる縮減を目指した業務体制の構築
----------------------	---

	<p>(4) 経費の削減の推進</p> <p>①固定費・変動費の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃借料、保管料の値下げ <p>②消耗品の適切な在庫管理と削減策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペーパーレス化への取り組み <p>③経費の予算実績の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月次決算を踏まえた事務経費と業務経費の管理
--	--

平成22年度 事業計画（秋田支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>○医療費適正化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療費や健診データの分析及び情報発信。 ・県のメタボ予防推進チームや市町村と協力連携し、特定健診の受診機会を増やすとともに、健康保険委員の協力のもと広報周知を徹底し、受診率向上を図る。また、健診実施機関が少ない地域を中心に、一定規模の被保険者及び被扶養者を有する事業所の中からサンプル事業所（約20事業所）を選定し、事業所へ健診パスを出し、被保険者及び被扶養者の手軽な受診機会を設ける。 ・健診実施機関の拡充に対する取組み強化。 <p>○ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県や市町村などの行政と協力連携し、県全体で使用促進を図るとともに、三師会及び医療機関へ使用促進の働きかけを行っていく。健康保険委員や商工会等を通じて、希望カードの使用促進及び広報を実施。 <p>○加入者に響く広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種媒体を通じた広報の実施。健康保険委員の協力の下、モニター制度を実施。
2. 健康保険給付等	<p>○正確及び迅速な事務処理の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ストップ・ザ・処理ミス」を掲げ、複数のチェックによる正確な事務処理を進める。 <p>○郵送による申請の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報の充実、健康保険委員による相談対応・研修会の実施、申請書類の配備場所の拡大等。 <p>○適正な給付業務等の推進</p>
3. 保健事業	<p>(1) 健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：120,916人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：40%（実施見込者数：48,366人） ・事業者健診データ 取得率：0.2%（取得見込者数：200人） ○被扶養者（受診対象者数：49,271人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：13%（実施見込者数：6,400人） <p>(2) 保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（実施対象者数：9,325人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：20%（実施見込者数：1,866人） <ul style="list-style-type: none"> （内訳） 協会保健師実施分 20%（実施見込者数：1,866人） アウトソーシング分 0%（実施見込者数：0人） ○被扶養者（実施対象者数：768人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：10%（実施見込者数：77人） <p>(3) その他の保健事業</p>

4. 組織運営及び業務改革	<p>○支部内の部門間連携強化</p> <p>○コンプライアンス・個人情報保護等の徹底、リスク管理の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス及び個人情報管理の徹底。 ・グループ別にリスクを洗い出し、リスク評価を行い、半期ごとにリスク防止策を実施し、期末に検証を行う。 <p>○業務改善委員会の機能強化及び定例実施</p>
---------------	---

平成22年度 事業計画（山形支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 <ul style="list-style-type: none"> ○地域の医療費や健診データの分析、活用 ○パイロット事業の成果の普及 ○イベントへ参画し、加入者からの声の直接把握や協会の認知度のアップ等を図る (2) ジェネリック医薬品（後発医薬品）の更なる使用推進 <ul style="list-style-type: none"> ○希望カードの配布 ○ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額等の通知 ○その他関係機関との連携強化 (3) 関係方面への積極的な発信 <ul style="list-style-type: none"> ○保険者協議会、地域保健・職域保健連携推進協議会との連携強化 (4) 調査研究の推進等 <ul style="list-style-type: none"> ○医療費等のデータベース（統計システム）の活用 ○山形県の経済情勢の把握 (5) 加入者に響く広報の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ、携帯サイトの充実 ○モニター制度の活用 ○メールマガジンの発行 ○新聞掲載等マスメディアの活用
2. 健康保険給付等	<ul style="list-style-type: none"> (1) サービス向上のための取組み <ul style="list-style-type: none"> ○お客様満足度調査等の実施 ○サービススタンダードの適切な管理と着実な実施 ○加入者本位の理念について職員への一層の徹底 ○健康保険委員（健康サポーター）の委嘱の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険委員（年金委員）と連携して進める ○申請書等の改善、手続きの簡素化 ○郵送による申請や電子申請の促進のための環境整備 ○医療費情報提供サービスや任意継続被保険者保険料の口座振替の利用促進 (2) 窓口サービスの展開 <ul style="list-style-type: none"> ○効率的効果的な窓口サービスの提供 (3) 健康保険被扶養者資格の再確認 <ul style="list-style-type: none"> ○日本年金機構との連携の下、的確に行う (4) 適正な給付業務等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○パイロット事業の成果を踏まえた現金給付の適正化 ○健康保険証の回収の推進

3. 保健事業	<p>(5) レセプト点検の効果的な推進</p> <p>(1) 健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：130,386人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：54.5%（実施見込者数：71,000人） ・事業者健診データ 取得率：7.7%（取得見込者数：10,000人） ○被扶養者（受診対象者数：42,759人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：25.7%（実施見込者数：11,000人） ○健診受診率や保健指導の実施率の向上を図る <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診券の直送方式化 ・健康保険委員の研修会を通じて意識啓発を行う ・県との連携による特定健診とがん検診の同時実施体制による受診促進 ○事業主健診データ提供の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・データ提供を依頼する健診機関の拡充 <p>(2) 保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（実施対象者数：16,524人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：9.6%（実施見込者数：1,582人） <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">(内訳)</td> <td>協会保健師実施分</td> <td>9.0%</td> <td>(実施見込者数：1,482人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アウトソーシング分</td> <td>0.6%</td> <td>(実施見込者数：100人)</td> </tr> </table> ○被扶養者（実施対象者数：1,287人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：1.0%（実施見込者数：13人） ○より効果的な保健指導に向けた取り組み <p>(3) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定運動療法施設で実施する一次予防を中心とした健康づくり事業 ○健康づくりセミナー「高血圧の予防（主に食事）について」（主に健康保険委員設置の事業所 約1,000事業所） <p>(4) 保健事業の総合かつ効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「健康づくり推進協議会」で保健事業に関する全体像を描く ○パイロット事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・他支部のパイロット事業の実施結果を参考に健康づくり事業等の実施 <p>(5) 各種事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治体や他の保険者との連携強化 ○国の施策と連携の下、肝炎やエイズに対する正しい理解や予防のための普及啓発 	(内訳)	協会保健師実施分	9.0%	(実施見込者数：1,482人)		アウトソーシング分	0.6%	(実施見込者数：100人)
(内訳)	協会保健師実施分	9.0%	(実施見込者数：1,482人)						
	アウトソーシング分	0.6%	(実施見込者数：100人)						

4. 組織運営及び業務改革	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○組織運営体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部内の部門間連携強化 ○目標管理制度を活用した人事評価制度の適切な実施 ○新たな組織風土・文化の定着 <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者本位や、主体性と実行性の重視 ・ 自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の定着 ○コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 ○リスク管理 <p>(2) 人材育成の推進</p> <p>(3) 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務改革会議等による具体的な改善 ○定型業務等のアウトソーシングの推進、職員のコア業務や企画的業務への重点化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務処理の見直しと改善 <p>(4) 経費の節減等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調達審査委員会のもと、調達や執行の適切な管理
---------------	--

平成22年度 事業計画（福島支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 生活習慣病予防健診及び特定健診の受診率向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者の疾病の予防や健康増進を図るため、健診受診の勧奨を積極的に行う。 <p>(2) ジェネリック医薬品（後発医薬品）の更なる使用促進</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「希望カード」の配布を継続して実施し、ジェネリック医薬品を希望しやすい環境を作る。 ② 新聞及びテレビによるジェネリックの広告を実施する。 ③ ジェネリック医薬品の安全性や有効性などに関する情報提供を行う。 ④ 医師会等の関係機関に積極的に働きかけを行う。 <p>(3) 関係方面への積極的な発信</p> <p>保険者間の連携のもと、医療費等のデータ分析を活かし、保険者協議会をはじめ関係方面に対して、事業主・加入者の立場に立った保険者としての意見を積極的に発信する。</p> <p>(4) 調査研究の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医療の質の向上、効率化等の観点から、医療費等に関するデータベースの充実を図る。 ② 医療費分析マニュアル及び統計システムの活用を推進する。 ③ 医療費に関する情報提供を積極的に行う。 <p>(5) 加入者に響く広報の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業主や加入者に対する情報提供を充実する。 ② 加入者にとって分かりやすい広報を実施する。 ③ 医療費適正化に資するため保険証の回収、資格喪失後の受診防止等の広報を実施する。 <p>(6) 健康保険委員参加による各種事業の推進</p> <p>健康保険委員の協力により、健康保険事業に関する広報、相談、各種事業を推進する。</p>
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 加入者等のご意見・苦情等に迅速に対応し、サービスの改善に活用していく。 ② サービススタンダードの達成と適切な管理に努める。 ③ 事務処理の適正化・効率化に努める。 ④ 任継続保険料の口座振替の推進を行う。 ⑤ 申請用紙等の郵送化を促進する。 ⑥ 事務処理等の事故防止を推進する。

	<p>⑦職員の能力・待遇レベルの向上を図る。</p> <p>(2)窓口サービスの展開 支部の実情に合わせた効率且つ効果的なサービスを提供する。</p> <p>(3)被扶養者資格の再確認 医療費の適正化及び高齢者医療制度への納付金の適正化を目的に、被扶養者の資格の再確認業務を日本年金機構との連携の下、的確に行う。</p> <p>(4)適正な給付の推進 審査医師の活用、被保険者調査により適正な審査を実施する。</p> <p>(5)保険証の確実な回収 資格喪失届に係る保険証回収の徹底を図る。</p> <p>(6)わかりやすい広報の実施 ①事業所説明会等を開催し、わかりやすい広報、制度の周知に努める。 ②時機に応じた各種広報用チラシを作成し、分かりやすい広報、制度の周知に努める。</p> <p>(7)レセプト点検の効果的な推進 ①資格点検の的確な実施 ②外傷性点検の的確な実施 外傷点検：315円以上 ③内容点検の効果的な実施 内容点検：328円以上（内、容認額130円以上） ④医療費通知の実施 ⑤広報の実施 ・第三者行為による傷病届の促進</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1)保健事業の総合的かつ効果的な推進 健診及び保健指導を中核としたうえで、その他保健事業を適切に組み合わせる。</p> <p>(2)健診 ①被保険者（40歳以上）（受診対象者数：201,216人） ・生活習慣病予防健診 実施率：47.7%（実施見込者数96,000人） ②事業者健診データ 取得率：15.0%（取得見込者数30,100人） ③被扶養者（受診対象者数：70,342人） ・特定健康診査 実施率：47.5%（実施見込者数33,400人）</p>

	<p>(3)保健指導 ①被保険者（実施対象者数：27,868人） ・特定保健指導 実施率：22.8%（実施見込者数6,343人） （内訳）協会保健師実施分 22.2%（実施見込者数：6,183人） アウトソーシング分 0.6%（実施見込者数：160人） ②被扶養者（実施対象者数：4,175人） ・特定保健指導 実施率：26.2%（実施見込者数1,093人）</p> <p>(4)各種事業の展開 ①禁煙支援：禁煙チャレンジコースの推進を図る。 ②健診受診機会提供：週末の健診日を設定して生活習慣病予防健診の受診を勧奨する。 ③レッドカード・イエローカード：健診結果の総合判定4者及び5者への医療機関受診を勧める。 ④歯科保健事業を実施する。 ⑤「やきとりじいさん体操」とメタボ講習を開催する。 ⑥ウォーキング大会への参加</p>
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1)組織や人事制度の適切な運営 ①組織運営体制の強化 ②人事制度の適切な運営 ③コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理の徹底</p> <p>(2)人材育成の推進 職員に対する指導教育の推進。</p> <p>(3)業務改革の推進 ①業務課題の改善及びサービスの標準化 ②アウトソーシングの推進</p> <p>(4)経費節減等の推進 ①適切な在庫管理による経費の節減 ②支部調達審査委員会による管理の徹底 ③支部財務状況の的確な把握</p>

平成22年度 事業計画（茨城支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<ul style="list-style-type: none"> ○ジェネリック医薬品の更なる使用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・普及促進を加速させるため、各種広報・希望カード配布・ジェネリックへの切り替後の自己負担削減効果の通知サービスの実施 ○加入者に響く広報の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・加入者に分り易くより丁寧な各種広報施策の企画立案・推進・加入者の声の適切な吸上施策の推進 ○支部自助努力による適切な保険料収支の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・返納金債権の収納強化(返納金の発生防止と収納督促)・被扶養者資格の再確認(日本年金機構連携)・適正な給付業務の遂行
2. 健康保険給付等	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス向上のための取組み <ul style="list-style-type: none"> ・サービススタンダードの維持管理・サービススタンダード対象外項目の処理短縮化・業務処理プロセスの可視化と継続革新 ○効率的な窓口サービスの展開 <ul style="list-style-type: none"> ・業務多忙月の窓口対応・各年金事務所窓口の現状把握とサービス低下を招かない弾力的運用の推進 ○限度額適用認定証の周知(掲示物・申請書の設置)と利用促進の働きかけ(保険医療機関と加入者)の強化
3. 保健事業	<p>(1) 健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者(40歳以上)(受診対象者数: 178,499人) <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率: 42.6% (実施見込者数: 76,040人) ・事業者健診データ 取得率: 20.0% (取得見込者数: 35,699人) ○被扶養者(受診対象者数: 63,171人) <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率: 55.0% (実施見込者数: 34,744人) <p>(2) 保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者(実施対象者数: 24,024人) <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率: 28.0% (実施見込者数: 6,727人) <ul style="list-style-type: none"> (内訳) 協会保健師実施分 7.4% (実施見込者数: 1,787人) アウトソーシング分 20.6% (実施見込者数: 4,940人) ○被扶養者(実施対象者数: 8,651人) <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率: 32.4% (実施見込者数: 2,803人) <p>(3) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ウォーキング、禁煙キャンペーンの事業展開 ・ウォーキング事業・禁煙事業の効率的推進と継続的展開で事業としての定着化
4. 組織運営及び業務改革	<ul style="list-style-type: none"> ○更なる業務改革の推進(2年目に入った業務改善提案制度の進化・テーマを絞った課題解決型活動展開) ○組織や人事制度の適切な運営と管理(支部ガバナンスの強化・リスク管理・コンプライアンス・個人情報保護等々) ○コスト意識(経費管理・時間管理)の徹底と支部組織全体としての業務効率向上 ○対外関係者諸団体との連携強化(評議会・健康保険委員研修会・保険者協議会・後発医薬品安心使用促進検討会議等々)

平成22年度 事業計画（栃木支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>1. 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域の医療費や健診データを分析するとともに、地域の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化のため、「栃木県医療費適正化計画」における保険者の役割の実践として以下のような取組みを総合的に推進していくものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○地域の医療費等の分析の推進 ○後発医薬品の使用促進 ○インターネットを通じた医療費通知の実施 ○保健指導の効果的な推進 ○関係方面への積極的な発信 ○調査研究の推進 2. ジェネリック医薬品(後発医薬品)の更なる使用促進 <ul style="list-style-type: none"> ◆ジェネリック医薬品(後発医薬品)については、加入者が安心して使用できるよう、加入者の視点から広報の推進を図る。また、後発品の使用に関する患者の意思表示を容易にする、「希望カード」の配布を行う。さらに、生活習慣病に重点を置き、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減効果等を通知するサービスの定着を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ○「栃木県後発医薬品安心使用促進協議会」及び「栃木県保険者協議会」等関係団体と連携を図り、加入者が安心して使用できるようジェネリック医薬品に関する広報を実施する 3. 関係方面への積極的な発信 <ul style="list-style-type: none"> ◆保険者間の連携のもと、医療費や健診データの分析結果を活かし、栃木県保険者協議会をはじめ関係方面に対して、加入者・事業主の立場に立った保険者としての意見を積極的に発信していく。 <ul style="list-style-type: none"> ○「栃木県保険者協議会」等、関係団体への発信の強化 4. 調査研究の推進等 <ul style="list-style-type: none"> ◆医療費の低い支部に関する情報を収集し、栃木支部において参考にできるものは積極的に取り入れていく。 ◆調査研究に当たっては、医療の質の向上、効率化等の観点から、医療費等に関するデータベースの充実を図るとともに、医療費分析マニュアルを活用し、加入者に対してレセプト情報等に関してさらに詳細な情報が提供できるよう、先進的な取組み事例も踏まえ調査研究を推進していく。 5. 加入者等に響く広報の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆加入者及び事業主に対する情報提供や広報については、ホームページのほか、定期的なお知らせを実施するとともに、携帯サイトを活用し、加入者の視点から積極的な情報提供を行う。また、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化する。 <ul style="list-style-type: none"> ○「社会保険とちぎ」への掲載継続及び関係団体発行の機関誌への広報記事掲載の推進 ○支部独自広報ツールの内容充実化及び封筒裏面等を活用した広報の実施 ◆健康保健委員制度をはじめ、加入者から直接意見を聞き取り組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ創意工夫を活かし、わかりやすく、加入者に響く広報を実施していく。 <ul style="list-style-type: none"> ○対話集会の開催及びアンケートの実施により加入者の意見を反映した広報活動の実施

	<p>○関係団体等の開催する説明会等への参画によるタイムリーな広報活動の実施を推進する。 ◆地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、加入者の意識が高まるように広報に努める。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>1. サービス向上のための取組み ◆年金委員への委嘱依頼や公募により、健康保険委員（健康保険サポーター）の基盤強化を図り、栃木支部の健康保険事業に関する広報、相談、各種事業を推進していく。 ○健康保健委員制度基盤強化へ向けた更なる委嘱の拡大 ○健康保健委員への研修の実施 ◆加入者等の意見や苦情等を迅速に、また、正確に支部内で共有化し、サービスの改善に結びつける。さらに、お客様満足度調査や窓口アンケートを実施し、加入者等の意見やニーズを適切に把握し、サービスの改善や向上に努める。 ○「お客様の声改善委員会」の設置 ◆サービススタンダードの遵守状況を適切に管理し、着実に実施する。 ◆教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、お客様に対する接遇の向上を図るなど、お客様の満足度を高める。 ○外部実践研修等への職員派遣の実施 ◆申請書等の様式や記載要領、パンフレット等については、加入者等の立場からみてわかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を継続推進。 ○支部独自で作成、配布した「申請書記入例集」、「健康保険の事務手続き」を適宜改定 ◆郵送による申請や電子申請の促進のために、申請書類の配備場所の拡大、わかりやすい記載要領の作成及び健康保険委員によるサポート等の環境整備を進める。 ○申請書類設置場所の担当者への研修の実施 ◆インターネットを活用した医療費の情報提供サービスや、任意継続被保険者保険料の口座振替の利用の促進を図る。 ○インターネットを使用した医療費情報照会サービスの普及に向けての広報の実施</p> <p>2. 窓口サービスの展開 ◆各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについては、地域の実情を踏まえ、創意工夫を生かして、年金事務所等への職員の巡回や外部委託を適切に組み合わせ、効率的かつ効果的にサービスを提供する。また、届書の郵送化の進捗状況や窓口の利用状況を踏まえ、支部窓口のサービスの充実を図りつつ、年金事務所等の窓口のあり方を検討する。</p> <p>3. 被扶養者資格の再確認 ◆医療費の適正化及び高齢者医療制度への納付金の適正化を目的に、被扶養者の資格の再確認業務を日本年金機構との連携の下、的確に行っていく。</p> <p>4. 適正な給付業務の推進 ◆パイロット事業の成果を取り入れながら、不適切な申請事例へ対処するため、昨年度支部内に組成した「傷病手当金給付適正化プロジェクトチーム」を中心に引き続き適正化に邁進する。</p> <p>5. レセプト点検の効果的な推進 ◆平成23年4月からのレセプトの電子化に向け、システムにより点検できるレセプトの範囲や項目を大幅に拡充し、点検業務を充実強化する。また、各支部の点検効果向上に向けた改善、査定事例の共有化、研修の充実点検員の勤務成績に応じた評価</p>

<p>3. 保健事業</p>	<p>の導入等により、点検技術の底上げを図り、効果的なレセプト点検を推進する。</p> <p>1. 保健事業の総合的かつ効果的な推進 ◆加入者の疾病や予防や健康の増進を目指し、「健康づくり推進協議会」にて、地域分析を踏まえた保健事業に関する全体像などを描き、健診及び保健指導を中核として、その他の保健事業を適切に組み合わせ、保健事業の総合的かつ効果的な推進を図る。</p> <p>2. 特定健康診査及び特定保健指導の推進 ◆特定健康診査及び特定保健指導については随時、適切な広報を図り、加入者の家族の受診券の交付手続きを簡素化する取組みを行い、加入者への定着を進めるなど、健診受診率や保健指導の実施率の向上を図る。 ◆事業主健診については、事業所に対する意識啓発及び、特定健康診査との共通検査データを保険者として取得する方法を工夫するなどにより、その特定健康診査実施目標の到達に努めていく。 ◆保健指導については、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防の効果把握、評価、検証し、効果的な保健指導に向けた取組みを進める。また、保健指導や生活習慣の改善がされるよう、事業の実施方法を工夫する。 ◆事業所への積極的な健診受診勧奨の実施 (1) 健診 ○被保険者（40歳以上）（受診対象者：148,827人） ・生活習慣病予防検診 実施率：45.0%（実施見込者数：66,973人） ・事業主健診データ 取得率：20.0%（取得見込者数：29,766人） ○被扶養者（受診対象者数：52,710人） ・特定健康診査 実施率：55.0%（実施見込者数：28,991人） (2) 保健指導 ○被保険者（実施対象者数：19,858人） ・特定保健指導 実施率：37.1%（実施見込者数：7,368人） （内訳） 協会保健師実施分 13.2%（実施見込者数：2,616人） アウトソーシング分 23.9%（実施見込者数：4,752人） ○被扶養者（実施対象者数：3,224人） ・特定保健指導 実施率：32.4%（実施見込者数：1,045人）</p> <p>3. 各種事業の展開 ◆保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて自治体や他の保険者との連携を推進し、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫を活かし、保健事業を推進する。 ◆国の施策との連携のもと、肝炎やエイズに対する正しい理解や予防のための普及啓発を推進するとともに、肝炎検査の推奨を実施する。 ◆県及び市町と協力し、被扶養者の特定健診とがん検診の同時受信を推奨する。 ◆県及び市町等の実施する予防事業等への積極的な参画 ◆栃木支部独自の保健事業の実施</p>
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>1. 組織や人事制度の適切な運営 ◆組織運営体制の強化</p>

【栃木】

	<p>○支部内及び支部と本部での適切な支援・協力関係、内部統制(ガバナンス)の確保、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。</p> <p>・「リーダー連絡会議」の設置</p> <p>◆実績や能力本位の人事の推進</p> <p>○目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に実施し、実績や能力本位の人事制度の更なる定着を図る。</p> <p>◆新たな組織風土・文化の定着</p> <p>○協会のミッションや目標の徹底、職場におけるコミュニケーションの強化、人材育成、働きがいを実感できる職場づくりを行うとともに、仕事を通じて職員の意識改革を更に進め、加入者本位や、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の定着を図る。</p> <p>◆コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <p>○法令規律の遵守(コンプライアンス)については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。又、個人情報保護やセキュリティについては各種規定の順守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。</p> <p>◆リスク管理</p> <p>○リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。</p> <p>2. 人材育成の推進</p> <p>◆職員として各階層に求められる能力や知識の習得に合わせ、企画、サービス向上、コンプライアンス、個人情報保護、レセプト点検、保健指導事業の重点的な分野を定め、研修等を通じて人材育成を推進する。</p> <p>3. 業務改革の推進</p> <p>◆より良いサービスの標準化を目指し地域の実情を踏まえた、当支部が所属する第2ブロック業務改革会議を通して、具体的な改善を実現していく。</p> <p>◆「業務効率化推進プロジェクトチーム」を中心とした業務改革のさらなる推進。</p> <p>◆入力業務等の定型的な業務や繁忙期の業務については、アウトソーシングを一層推進するとともに、業務プロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。</p> <p>4. 経費の節減の推進</p> <p>◆職員のコスト意識を高め、競争入札や全国一括入札、適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。</p> <p>○郵送コスト削減に向けた取組みの実施</p>
--	--

【栃木】

	<p>○事務用品等の支部内リサイクルの推進(リサイクルコーナーの設置)</p> <p>◆調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。</p>
--	--

平成22年度 事業計画（群馬支部）

項目	実施内容等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>【企画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身近な保険者としての総合的な機能発揮 <ul style="list-style-type: none"> ・「加入者からの直接意見を聞く」取組み。健康保険委員を中心に、加入者から意見を聞く機会を設ける。 ・関係方面への情報発信⇒国保連等、各関係団体との関係強化と各広報誌への原稿提供による情報発信 ・医療機関向け「健診ポスター」「無資格受診撲滅ポスター」約3,000ヶ所のポスター作成、掲示 ・「限度額認定申請書」設置に関わるポスター及びびりーフレットの作成設置。医療機関 約200ヶ所 ・「健康づくり推進協議会」の設置 ○医療費抑制への取り組み強化 <ul style="list-style-type: none"> ・無資格受診に重点を置いた広報及び保険証提示啓蒙の実施 ・医療費通知を活用した広報強化・・・医療費通知書同封2回 計約50万枚 ・加入者向けに携帯（PC含む）サイトを活用した健康に関する事業（Fish Bowl Index、メタボチェック） ○ジェネリック医薬品の使用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・自己負担額の減額通知の実施 ・ジェネリック医薬品使用推進キャンペーン（調剤薬局） 薬局窓口における使用促進…入口に貼れるシールタイプの「ジェネリック医薬品取扱店」のステッカーを配布する。お薬手帳に貼れるシールタイプの希望カードを作成。事業主又は希望者に配布する。 <p>【広報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○加入者に届く広報 <ul style="list-style-type: none"> ・「みなさまの健康を支える協会けんぽ」A3チラシ8,000枚（商工会74ヶ所、各支部窓口6ヶ所、市町村36ヶ所に配置） ・受診券直送方式の変更に伴う広報 ・受診率向上に関わる広報 ・円滑な保険料率移行の広報 ・新規加入者、任意継続加入者向けの小冊子作成配布・・・年間約50,000部と専用封筒作成 ・「健康保険任意継続被保険者のしおり」・・・市町村窓口配置16,500枚 ・CDガイド配布（更新版） ・加入者向け郵便封筒の裏面を活用した広報（ゴム印とラベル張りでの広報）・・・支払決定通知等、約30,000枚 ・健康保険委員組織の広報強化とネットワークづくり・・・「連絡・管理」用として独立したパソコンにて設け、広報を図る <p>【重点施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな広報媒体として、マスメディアを活用した広報の実施（FM群馬、上毛新聞等） ・加入者向けに、携帯（PC含む）サイトを活用した健康に関するサービス提供（Fish Bowl Index、メタボチェック）と広報 ※各種広報は、極力ケース・スタディ（事例）特集を中心とした手法とする ・健康保険委員による啓蒙活動（研修、広報含む）（5支部×2回=10回）

<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>業務グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サービススタンダードの遵守 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書等の受付から給付金の振込までのサービススタンダードを遵守、達成率100%を堅持する。 ○サービス向上のための取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・申請書類の配備場所の拡大。 高額介護合算療養費支給申請書等（市町村） 限度額適用認定申請書（医療機関） ・制度説明会において制度周知を図る。（5事務所2ヶ月に1回程度、年6回開催。社労士研修の実施 年1回開催。） ○窓口サービスの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・県内5年金事務所に引き続き協会窓口を開設し、契約職員を配置。 ○被扶養者資格の再確認業務 <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構との連携の下、的確に実施。 ○健康保険証の交付 <ul style="list-style-type: none"> ・資格情報の取得から被保険者証送付について、即日送付を実施。 ○柔道療養費の審査等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復師施術療養費審査委員会の毎月1回の開催。 ○返納金債権の収納促進 <ul style="list-style-type: none"> ・勤奨状等において、収納促進を図る。 ○ターンアラウンドの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費未申請者及び出産育児一時金（差額支給）未申請者に対する勤奨を図る。 ○任意継続被保険者の口座振替、前納の促進を図る <ul style="list-style-type: none"> ・取得時勤奨の促進 ・毎月納付者に対し2月・8月に勤奨チラシと口座振替依頼書を送付する。 ○窓口職員研修 <p>レセプト関係</p> <p>医療費増加の抑制への取り組み強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○効果的な点検 <ul style="list-style-type: none"> ・内容点検の研修強化により点検員のスキルアップを図る。【専門講師による支部研修実施】。 ・審査医師の確保。・・・歯科医師1ヶ月1回半日程度、薬剤師スポット的に委嘱、点検効果を上げる。 ○資格点検事故件数の減少 <ul style="list-style-type: none"> ・無資格診療等（喪失時、退職時を含め）…広報強化 ・軽微な誤りの医療機関への通知。
-------------------	---

<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 健診 ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：171,822人） ・生活習慣病予防健診 実施率：45%（実施見込者数：77,320人） ・事業者健診データ 取得率：10%（取得見込者数：17,183人） ○被扶養者（受診対象者数：65,862人） ・特定健康診査 実施率：30%（実施見込者数：19,759人）</p> <p>(2) 保健指導 ○被保険者（実施対象者数：17,483人） ・特定保健指導 実施率：6.0%（実施見込者数：1,049人） （内訳）協会保健師実施分 6.0% 実施見込み者数：1,049人 アウトソーシング分 0% 実施見込み者数：0人 ○被扶養者（実施対象者数：1,759人） ・特定健康診査 実施率：3.0%（実施見込者数：53人）</p> <p>(3) その他の保健事業 ○受診機会の拡大（医療機関の拡大と検診車の利用拡大） ○未受診事業所の受診勧奨及び事業所の意識啓発 ○事業主健診データ取得促進 ○健康セミナーの実施 ○保健指導中断率低下の支援ツールパンフレットの活用。 ○休日の保健指導…事業所内で特定保健指導を受けられない人に、個別対応による保健指導の実施</p>
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>○業務改善委員会の設置による業務改革の推進 ○支部経費削減（消耗品対象物の拡大、電気使用量使用状況調査と節減管理） ○超過勤務時間の短縮（効率の見直し） ○支部研修の実施（セクハラ、パワハラ研修・OJT研修・ビジネス文書研修等）</p>

平成22年度 事業計画（埼玉支部）

項目	実施内容等（■は埼玉支部事業）
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>○安定的な都道府県単位の財政運営 ○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ・地域の医療費や健診データ分析 ・パイロット事業の実施・成果普及 ○ジェネリック医薬品の使用推進 ・希望カードの配布 ■支部窓口、健康保険委員、商工会議所等への配布。 ・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額等の通知 ■支部扱いレセプトのジェネリック使用状況の医療費分析・調査について、製薬会社（1.2社）の協力のもと、調査結果、使用効果等について、適宜ホームページにて公開する。 ○関係方面への積極的な発信 ・中協等での加入者・事業主の立場に立った保険者としての意見発信 ○調査研究の推進等 ・医療費等のデータベース（統計システム）の充実 ■支部の加入事業所数や加入者数等の推移、医療費状況等を分析調査し、ホームページに情報を定期的配信。 ○加入者に響く広報の推進 ・ホームページ、携帯サイトの充実 ■支部ホームページの閲覧状況の分析調査を実施し、閲覧回数の上昇が図れる新コンテンツの作成。 また、加入者の有益情報について多くのバナー掲載し誘導する。 ■携帯サイトデータベースの最新情報の適宜更新化。 ■広報の実施強化策 ①「協会けんぽ 埼玉支部事務手続きのしおり（仮称）」を作成し、評議員、健康保険委員、社労士等へ配布。 年金機構と協会けんぽの業務の仕分けの解説や各種申請書の様式を掲載し、加入者の利便性の向上と問い合わせの軽減を図る。 ②行政機関（市町村役場、保健センター等）、県内商工会議所等における広域的な広報強化。 ③支部オリジナル広報誌の定期的刊行。（21年度5月からほぼ毎月で納入告知書同封チラシの刊行） ④公共広報誌へ広告の掲載。 県発行の「彩の国だより（既刊で235万部発行）」に業務上重要な変更事項が発生した場合（保険料率の変更等）、定期広報誌の補完媒体として周知する。 ⑤FMラジオ番組内のCM放送の実施（協会けんぽの周知、健診促進、給付等の案内）。 ⑥他ホームページへ（公的機関、民間）の「協会けんぽ」バナーの掲載を行い広報の媒体を拡大する。 ■メールマガジン（埼玉支部用愛称：彩(サイ)メール）の開始。 ■モニターからのご意見聴取。</p>

	<p>○受診時における被保険者証の提示等、無資格受診の防止及び医療の質とコストの適正化に係る広報を実施する。 ■当該内容の掲載された広報誌をホームページに掲載し、加入者に周知していく。</p>
2. 健康保険給付等	<p>○サービス向上のための取組みと窓口サービスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニター制度やお客様満足度調査の実施 ・効率的効果的な窓口サービスの提供 <p>■ご意見箱を常設し、毎週開封。ホームページ上に公開する。 また、それに対する支部意見やご質問の返答を合わせて公開し、職員の接遇の向上を図る。</p> <p>■高額療養費ターナアラウンドの推進強化</p> <p>○レセプト点検の効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項 <p>平成23年度からの原則オンライン化に対応した点検体制の構築。 効果的なシステム運用を図り効果的な点検を実施するための情報の共有化及び研修を実施。 診療報酬改定年度関連の研修を充実する。</p> <p>○事務処理の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理体制の見直しと改善。 ・送付用封筒の裏面を広報用媒体として活用し、給付等の周知効果を上げ、業務の軽減化を図る。
3. 保健事業	<p>○保健事業の総合的かつ効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイロット事業の実施 ・健康保険委員を通じた意識啓発や健診受診率の向上 <p>○特定健康診査及び特定保健指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主健診データ提供の推進 ・特定健診受診券の直送方式化 <p>■健診受診勧奨の推進事業 訪問・文書による受診勧奨を推進。 特定保健指導対象被扶養者へ利用券送付時に受診勧奨パンフレット封入(約2,300人程度)。</p> <p>○各種事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体や他の保険者との連携強化 <p>(1) 健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者(40歳以上)(受診対象者数:306,585人) <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率:33%(実施見込者数:101,173人) ・事業者健診データ 取得率:1%(取得見込者数:3,065人) ○被扶養者(受診対象者数:111,430人) <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率:1.7%(実施見込者数:18,943人) <p>(2) 保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者(実施対象者数:20,639人) <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率:9.6%(実施見込者数:1,981人) <p>(内訳) 協会保健師実施分 5.0%(実施見込者数:1,032人)</p>

	<p>アウトソーシング分 4.6%(実施見込者数:949人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被扶養者(実施対象者数:2,083人) <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率:8%(実施見込者数:166人) <p>(3) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員を通じた意識啓発の実施 <p>■健康保険委員を対象に研修会を実施し、受診勧奨と特定健診・特定保健指導の趣旨説明等を行い健診事業について推進していく。</p>
4. 組織運営及び業務改革	<p>○組織や人事制度の適切な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部と支部の適切な支援・協力関係の強化 ■近県支部の各グループ長の会合の実施。 ・支部内の部門間連携強化 ■全リーダーにおける「リーダー会議」を定期的実施(問題提起、解決策、提案等の議論)。 <p>○人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各階層に求められる能力や知識の習得 ■レセプト点検員を対象とした支部内研修を実施。 年4回実施し、レセプト点検のレベルアップを図る。 ■支部内職員向け研修会平成22年6月、12月頃に2回に分けて実施する。 <p>○業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定型業務のアウトソーシング化、職員のコア業務や企画的業務への重点化 ■業務の委託化を推進。 ・医療のIT化への対応、システム改善 <p>○経費の節減等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■消耗備品等の削減対策として、使用状況のきめ細かい管理、職員への啓発実施。 ・支部別の財務状況の適時・適格な把握

平成22年度 事業計画（千葉支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	(1) 安定的な都道府県単位の財政運営 ①都道府県単位保険料率の円滑な実施 (2) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ①地域の医療費や健診データの分析 ②パイロット事業の実施・成果の普及 (3) ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進 ①希望カードの配布 ②ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額等の通知 (4) 被扶養者の資格再確認業務的確な実施 (5) 関係方面への積極的な発信 ①保険者協議会をはじめ関係方面に対して、事業主・加入者の立場に立った保険者としての意見発信 (6) 調査研究等の推進等 ①医療費等のデータベース（統計システム）の充実 (7) 加入者に響く広報の推進 ①お客様の視点にたったホームページの充実 ②定期的に社会保険ちばへの掲載 ③広報誌『協会けんぽちば』の充実
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組 ①加入者の意見や苦情について分析・検討を行い、支部の創意工夫を活かしたサービスの改善や向上の取組を推進 ②健康保険委員の委嘱の推進を図り、健康保険事業等に協力をさせていただく取組を実施 ③サービススタンダードの状況を適切に管理し着実に実施 (2) 窓口サービスの展開 ①効率的効果的な窓口サービスの提供 ②窓口対応における親切丁寧な接遇の推進

	(3) 適正な給付業務等の推進 ①現金給付の適正化及び迅速な処理の推進 (4) レセプト点検の効果的な推進 ①平成23年4月からのレセプトの原則オンライン化に対応した点検体制の構築 ②点検技術の底上げを図る ③点検情報の共有化や研修の充実 (5) 債権の的確な把握と管理の徹底（パイロット事業の継続） ①返納金債権の把握と迅速な処理の徹底 ②的確な債権回収業務の実施
3. 保健事業	(1) 健診 ①被保険者（40歳以上）（受診対象者数：222,100人） ・生活習慣病予防健診 実施率：40.6%（実施見込者数：90,250人） ・事業者健診データ 取得率：2.5%（取得見込者数：5,552人） ②被扶養者（受診対象者数：80,146人） ・特定健康診査 実施率：23.1%（実施見込者数：18,586人） (2) 保健指導 ①被保険者（実施対象者数：21,555人） ・特定保健指導 実施率：11.9%（実施見込者数：2,559人） （内訳） 協会保健師実施分 11.4%（実施見込者数：2,459人） アウトソーシング分 0.5%（実施見込者数：100人） ②被扶養者（実施対象者数：2,453人） ・特定保健指導 実施率：5.0%（実施見込者数：122人） (3) その他の保健事業 ①市町村国保へのアプローチを実施 ②禁煙対策事業（体力作り推進事業） ③被扶養者の特定健診実施率向上の勧奨事業 ④事業者健診記録の取得推進

<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 人事制度の適切な運営 ①本部と支部の適切な支援・協力関係の強化 ②支部内の部門間連携の強化 ③支部内定期検査の実施</p> <p>(2) 人材育成の推進 ①支部内研修の実施 ②各階層に求められる能力や知識の習得</p> <p>(3) 業務改革の推進 ①定型業務のアウトソーシング化、職員のコア業務や企画的業務への重点化 ②窓口業務の縮減 ③医療のIT化への対応 ④電話対応チームの設置</p> <p>(4) 事故防止の徹底 ①コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <p>(5) 経費の節減等の推進 ①職員のコスト意識を高め、競争入札、適切な在庫管理等により経費の節減 ②調達結果を公表し透明性の確保</p>
----------------------	---

平成22年度 事業計画（東京支部）

項目	実施内容等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>(1) 医療費適正化対策の総合的な推進 ① 地域の医療費や健診データの分析を行うとともに、地域の実情を踏まえ、医療費適正化のための総合的な取組みを計画的に推進 ア. 医療費データ等の分析と研究及びその結果に関する情報提供 イ. 関係方面への積極的な情報発信 ウ. 保健事業の推進(後述) エ. ジェネリック医薬品(後発医薬品)の更なる使用促進 (フ) 加入者の視点からの広報の推進 (イ) 患者の意思表示を容易にする、「希望カード」の継続配布 (ウ) ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減効果等を通知するサービスの実施 オ. 効果的なレセプト点検の推進(後述) カ. インターネットを通じての医療費通知の推進 ② 現金給付の適正化の推進</p> <p>(2) 被扶養者資格の再確認業務の円滑な実施 医療費の適正化及び高齢者医療制度への支援金等の適正化を目的に、被扶養者の資格の再確認業務を日本年金機構との連携の下、的確かつ円滑に実施</p> <p>(3) 加入者等への周知広報の充実 ① 加入者及び事業主への財政状況(都道府県単位保険料率)・健康づくりにかかる広報の充実 ② 健康保険委員の委嘱拡大と活動強化 ③ 日本年金機構等関係団体との連携のもと、加入者に響くわかりやすい広報を推進 ア. ホームページでのコンテンツの充実 イ. 様々なメディアを有効に活用した独自広報の推進</p>

	<p>ウ、Webマガジンの発行・配信による双方向コミュニケーション（加入者アンケートなど）の推進 エ、社会保険新報（財団法人東京社会保険協会発行）での情報提供の充実 オ、リーフレット、加入者に向けたお知らせ等の充実 カ、新規適用事業所向けに実務の手引き等を配布 キ、広報に関するプロジェクトチームの設置の検討</p> <p>(4) 返納金債権の適正な管理</p>
2. 健康保険給付等	<p>(1) 保険給付事務処理体制の強化</p> <p>① 給付処理の安定化 ア、給付処理期間の安定化 イ、業務処理マニュアルの整備 ウ、柔道整復療養費の内容点検・患者調査等の強化 エ、人員の弾力的シフトによる事務処理体制の強化</p> <p>② 保険給付の適正化 ア、不適切な申請事例等への対処 イ、事務処理誤り防止</p> <p>(2) お客様サービス向上</p> <p>① 電話対応の円滑化 ② サービススタンダードの定着 ③ 窓口職員の業務遂行能力の維持向上 ア、職員採用時教育、層別教育充実のための企画と実施 イ、窓口に対するタイムリーな情報提供 ④ お客様に対するCSの向上 ア、本部と連携した分析評価 イ、申請書等の様式や記載要領、パンフレット等の改善や手続きの簡素化の推進 ウ、お客様満足度調査、窓口実態調査等における定点観測化</p>

	<p>(3) 窓口体制の整備と効率化</p> <p>① サテライト（年金事務所内支部窓口）職員の効率的配置 ② 各種申請書類の郵送化の推進</p> <p>(4) レセプト点検の効果的な推進</p> <p>① 査定事例の共有化を図り、自動点検システムを活用した効果的なレセプト点検の実施 ② レセプト点検員への研修等の充実 ③ レセプト点検員相互の知識・情報の共有化の推進 →【目標】被保険者1人当たり点検効果額 内容点検： 1,190円 ④ システムを利用した、負傷原因照会の実施 （業務上・通勤災害・第三者行為の疑いのあるレセプトが対象） →【目標】被保険者1人当たり点検効果額 外傷点検： 270円 ⑤ 審査医師による点検員の指導 ⑥ 第三者行為求償業務担当者研修の実施</p>
3. 保健事業	<p>(1) 保健事業の効果的な推進</p> <p>保健事業については、加入者の疾病の予防や健康の増進を目指して、関係者間で密接に連携を図りつつ、地域の実情を踏まえて、専門家の意見を求めるなどし、健診及び保健指導を中核として、その他の保健事業を適切に組み合わせ、効果的かつ効率的に推進</p> <p>(2) 健診及び保健指導等の推進</p> <p>① 特定健康診査及び特定保健指導については、適切な広報等を通じて、加入者への定着を進めるとともに、特定保健指導の実施方法の工夫、アウトソーシングの検討など、健診受診率及び特定保健指導実施率の向上を図る。 ② 事業主健診についても、実施状況を把握し、事業所に対する意識啓発等を通じ、データの取得を促進 ③ 保健指導については、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防の効果を評価・検証し、効果的に実施</p>

	<p>ア. 健診</p> <p>(7) 被保険者 (40 歳以上) (受診対象者数 : 1,104,272 人)</p> <p>A. 生活習慣病予防健診 実施率 : 33.8% (実施見込者数 : 373,650 人)</p> <p>B. 事業者健診データ 取得率 : 5.1% (取得見込者数 : 56,600 人)</p> <p>(4) 被扶養者 (受診対象者数 : 408,374 人)</p> <p>A. 特定健康診査 実施率 : 20.2% (実施見込者数 : 82,423 人)</p> <p>イ. 保健指導</p> <p>(7) 被保険者 (実施対象者数 : 91,213 人)</p> <p>A. 特定保健指導 実施率 : 20.0% (実施見込者数 : 18,242 人)</p> <p>(内訳) 協会保健師実施分 4.5% (実施見込者数 : 4,104 人)</p> <p>アウトソーシング分 15.5% (実施見込者数 : 14,138 人)</p> <p>(4) 被扶養者 (実施対象者数 : 7,995 人)</p> <p>A. 特定保健指導 実施率 : 5.0% (実施見込者数 : 400 人)</p> <p>ウ. その他</p> <p>(7) 生活習慣病予防健診受診勧奨 (対象事業所数 170,000 件)</p> <p>(4) 特定健康診査受診券送付 (対象者数 408,374 人)</p> <p>(7) 任意継続被保険者及びその被扶養者への健診受診勧奨 (対象加入者数 13,000 人)</p> <p>(4) 新規適用事業所健診受診勧奨 (対象事業所数 20,000 件)</p> <p>エ. 健診電話相談体制整備</p> <p>オ. 健診機関との契約</p> <p>(7) 生活習慣病予防健診 : 個別契約</p> <p>(4) 島しょ部における生活習慣病予防健診の受診機会の確保</p> <p>(7) 特定健康診査 (被扶養者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表被保険者 (本年度は文部科学省共済組合) の契約 (集合契約B) による健診機関の確保 ・ 集合契約Aによる健診実施機関の拡充 <p>カ. 平成23年度集合契約Bの代表被保険者として、事務体制の整備と関係機関との調整の実施</p> <p>キ. 特定健康診査とがん検診の実施機関情報共有化の実施に伴い、被用者保険の取りまとめ保険者として、健</p>
--	---

	<p>診実施機関情報の集約とがん検診実施機関情報の配布</p> <p>ク. 東京支部健康づくり諮問会議の設置・運営</p> <p>(3) 各種事業の展開</p> <p>① 保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて自治体や他の保険者と連携を推進するとともに、専門家に意見を求めることにより、生活習慣改善に関する教育や健康及び健康づくりの情報機会の提供、相談、普及啓発広報など、地域の実情に応じた保健事業を実施</p> <p>ア. メタボリックシンドロームの予防に関する情報の提供</p> <p>イ. がん検診・がんに関する正しい理解の普及啓発によるがんの予防</p> <p>(7) 喫煙対策 (保健指導における事業所及び健康保険委員設置事業所への喫煙対策の啓発)</p> <p>ウ. 心の健康づくり</p> <p>(7) 保健指導における心の疲労度チェック・定時決定説明会を利用したラインケアの啓発・健康保険委員設置事業所でのメンタルケアの推進</p> <p>エ. むし歯・歯周病予防の普及啓発</p> <p>オ. 地域の健康づくりイベントへの参加</p> <p>② 国の施策と連携のもと、肝炎やエイズに対する正しい理解や予防のための普及啓発を推進</p> <p>4. 組織運営及び業務改革</p> <p>(1) 組織運営体制の強化</p> <p>① 事業主・加入者の意見に基づく適切な運営</p> <p>ア. 東京支部の組織運営について、東京支部評議会を基軸として、事業主・加入者の意見に基づき、PDCAサイクルを適切に機能</p> <p>イ. 組織運営体制の強化</p> <p>(7) 本部との連携を密とするとともに、内部統制 (ガバナンス) の確保や部門間連携など組織運営体制を強化</p> <p>(4) 効率的な事務処理と残業の縮減</p> <p>② コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <p>ア. 法令等規律の遵守、個人情報保護及びセキュリティ管理について、本部と連携した研修等を通じて徹底し、点検</p> <p>イ. コンプライアンス委員会の活用及び通報制度の実施</p>
--	---

	<p>③ 労働安全衛生の徹底</p> <p>ア. 職員の健康管理の徹底（二次健診の受診促進など）</p> <p>イ. 衛生委員会の開催と充実</p> <p>④ 経費節減の推進</p> <p>ア. 管理可能な経費の節減</p> <p>イ. 事務処理方法等の見直しによる業務経費の削減</p> <p>ウ. 調達委員会を活用した透明性の確保</p>
	<p>(2) 民間にふさわしい人事制度の定着</p> <p>① 実績・能力本位の人事制度の定着</p> <p>ア. 人事評価制度の適切な実施</p> <p>イ. 期待像・評価の考え方の明示</p> <p>ウ. 個々の職員の役割・目標の明確化と目標達成評価の実施</p> <p>② 支部長権限に基づく人員の弾力的な配置</p> <p>ア. 支部内における職員等の弾力的な配置</p> <p>イ. 欠員・長期休職者に関する応援補充権限の付与</p>
	<p>(3) 人材育成の推進</p> <p>① 民間にふさわしい組織風土・文化の形成</p> <p>ア. 本部と連携した各種研修</p> <p>イ. 支部独自の職員等のスキルアップ研修</p> <p>ウ. コミュニケーション強化、意識改革、自由闊達な気風と創意工夫</p>
	<p>(4) 業務改革の推進</p> <p>① 契約職員・派遣・アウトソーシング化の推進</p> <p>ア. 窓口業務</p> <p>イ. 受付、入力、発送業務</p> <p>ウ. 電話対応業務</p> <p>エ. レセプト点検業務</p> <p>オ. 健診・保健指導業務</p>

	<p>② 事務処理体制の整備</p> <p>ア. 長期的視点での事務室統合の検討</p> <p>イ. 船員保険レセプト点検業務の確実な推進</p> <p>ウ. 設備等の適切な管理</p> <p>③ 職員のコア業務・企画業務への重点化推進</p> <p>④ 現場の創意工夫を活かし改善を進める体制整備</p> <p>ア. 支部独自の改善提案制度の推進と活用</p> <p>イ. グループリーダー単位で業務改善を図る体制の構築</p> <p>ウ. ヒヤリ・ハット報告内容の検討と対策</p> <p>エ. 事務処理誤りの再発防止</p>
	<p>(5) リスク管理の強化</p> <p>① 支部独自のリスク管理委員会の活用</p> <p>ア. リスクの点検や分析</p> <p>イ. 東京支部顧問弁護士を設置</p> <p>② 災害時対策</p> <p>ア. お客様の安全確保対策</p> <p>イ. 職員の安全確保対策</p> <p>ウ. 災害時の給付決定の確保策等の業務継続計画（BCP）の検討</p> <p>エ. 防火防災管理点検の徹底</p>

平成22年度 事業計画（神奈川支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>○医療費適正化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費、健診データの分析結果についてホームページ等を通じて広報するとともに、保健事業等に反映させる。 ・医療費通知を年2回実施するとともに、インターネットを通じ医療費情報を提供（目標件数：年間500件）する。 ・被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携の下、平成22年5月に実施する。 ・返納金債権について、速やかな納付書発行に努めるとともに、未納者に対し催告状、案内文等送付強化し未納債権の縮減に努める。また、日本年金機構との連携により資格喪失者に係る被保険者証の適正・迅速な回収を図り、資格喪失後受診の発生を防止する。 <p>○ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ（トップページに常時掲載）、事業所あて定期広報誌・リーフレットへの掲載、評議会、健康保険委員研修会等を通じジェネリック医薬品の使用促進について周知広報を行い、後発医薬品使用実績を従前より増加する。 ・希望者カードを協会窓口等にて配布する。 ・自己負担額削減効果通知を平成22年6月に実施する。 ・医師会、歯科医師会、薬剤師会、神奈川県後発医薬品使用促進協議会等との連携を図る。 ・糖尿病等患者団体など関係団体への働きかけを行う。 <p>○広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等について加入者が読みやすい広報に努める。 ・日本年金機構と連絡調整会議を開催し、加入事業所への広報内容の充実を図る。 ・健康保険委員に対し定期的（年4回）に情報誌を発行することにより、制度の周知等を図ると共に委嘱を促進し、500名以上の委嘱に努める。 <p>○関係方面への情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者協議会、地域職域連絡協議会、国保運営協議会等関係団体への参加を通じ、加入者等の立場に立った保険者としての意見を発信する。
2. 健康保険給付等	<p>○サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部及び13年金事務所窓口を設置し受付、相談、広報等を行う。また、窓口開設の在り方について検討する。 ・健康保険委員の委嘱を促進し、健康保険事業及び健康づくり事業に関する広報、相談等の事業に参画していただく。 ・お客様満足度調査を実施し、意見・要望を事業に反映させる。 ・日本年金機構からのデータに基づき迅速に被保険者証を発行する。 ・郵送化促進チラシを作成・配布することにより、手続きの簡素化を推進する。 ・高額医療費、出産費の貸付を行うことによりサービス体制を維持する。 <p>○適正な給付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「正確」「迅速」な給付決定に努め、請求書受付から10営業日以内に支払うこととする。（サービススタンダード達成目標：達成率100%、平均所要日数10日） ・現金給付決定において疑義が生じた場合、医師及び本人照会を強化し、実地調査を含めより適正な支給に努める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費未請求者に対する申請勧奨を行う。 <p>○レセプト点検の効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムによるレセプト抽出機能の活用、点検情報の共有化、研修の充実を通じ、点検技術の底上げを図り効果的なレセプト点検を実施する。 ・被保険者1人当たり点検効果額目標を設定する。 <table border="0"> <tr> <td>資格点検</td> <td>21年度実績を上回る</td> </tr> <tr> <td>内容点検</td> <td>21年度実績を15%程度以上上回る</td> </tr> <tr> <td>外傷点検</td> <td>21年度実績を20%程度以上上回る</td> </tr> </table>	資格点検	21年度実績を上回る	内容点検	21年度実績を15%程度以上上回る	外傷点検	21年度実績を20%程度以上上回る
資格点検	21年度実績を上回る						
内容点検	21年度実績を15%程度以上上回る						
外傷点検	21年度実績を20%程度以上上回る						
3. 保健事業	<p>(1) 健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：379,394人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：45%（実施見込者数：170,700人） ・事業者健診データ 取得率：5%（取得見込者数：19,000人） ○被扶養者（受診対象者数：133,624人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：55%（実施見込者数：73,500人） ・がん検診と特定健康診査の同時受診を推進する。 ・事業者健診データの取得を促進し、特定健康診査実施目標の達成に努める。 ・被扶養者に特定健診受診券を直接発行する。 ・生活習慣病予防健診実施機関の拡充を図る。 ・生活習慣病予防健診未受診事業所への受診勧奨を積極的に行う。 ・被扶養者に係る特定健康診査未実施者に対する勧奨を行う（業務委託）。 <p>(2) 保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（実施対象者数：40,968人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：15.0%（実施見込者数：6,140人） <ul style="list-style-type: none"> （内訳） 協会保健師実施分 10.5%（実施見込者数：4,300人） アウトソーシング分 4.5%（実施見込者数：1,840人） ○被扶養者（実施対象者数：8,820人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：32.5%（実施見込者数：2,866人） ・保健指導について、民間・公共運動施設における健康増進を組み合わせた事業を検討する。 <p>(3) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体等と連携し、がん検診、健康づくり、生活習慣改善に関する啓発等を実施する。 ・「ピンクリボンかながわ」との共催による啓発事業を実施する。 ・女性のための「健康づくりセミナー」を開催する。 <p>（神奈川県） 「ピンクリボンかながわ」「かながわ健康プラン21」「がんへの挑戦・10ヶ年戦略」「神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例」への積極的支援</p> <p>（横浜市） 「健康横浜21」への積極的支援</p>						

	<p>(健康保険組合連合会神奈川連合会) 「特定保健指導フェア」への積極的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肝炎、エイズに対する理解・予防のための普及啓発を促進する。 ・健康に関する相談に24時間応じる電話健康相談を委託業務として検討する。 ・地元企業とのタイアップにより健康づくり事業を検討する。
4. 組織運営及び業務改革	<p>○組織環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生委員・5S委員を中心に職場環境の「きれい化」「みえる化」を推進する。 ・打合せ、会議、人事評価制度における評価者と職員との面談、業務改善提案制度等の推進によりコミュニケーションを強化し、課題の抽出・問題点の共有化を図り、その解決に向け職員が努力する職場環境を作る。 ・「協会の理念」、「お客様への誓い」を職場内に掲示する。 ・研修へ職員を積極的に参加させることにより人材育成を推進する。 ・コンプライアンス、個人情報保護、リスク管理を徹底する。 ・次世代育成支援行動計画に基づく育児休業期間中の代替要員等の速やかな確保に努める。 <p>○経費節減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約審査会において予算執行等の適正化を図る。 ・消耗品等について在庫管理を徹底する。 ・電気使用料、郵送料等についてコスト意識をもって業務を遂行する。 ・業務進捗管理、労務管理及び業務振り分け等を行い超過勤務時間の縮減を図る。 <p>○業務改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定型的業務、繁忙期業務についてアウトソーシングを推進する。 ・業務改革会議での提案等を基に業務の効率化・適正化に取り組む。 ・業務改善提案制度の活性化により業務改善を推進する。

平成22年度 事業計画（新潟支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>○現金給付の適正化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金の審査強化（専門の審査チーム設立） ・①入社直後の休業 ②標準報酬月額の高額改訂後の休業 ③長期間にわたる請求④客観的に症状の判断が難しい病名等を対象に、レセプト確認や医師照会などにより調査を行う。 <p>○返納金債権を“発生させない”徹底した対策の推進（専門の債権チームの設立）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①資格喪失の手続き（適時の届け出及び保険証の回収）②資格取得の迅速な手続きの事業所への徹底した周知広報（適正な加入期間に保険証が手元がない期間&資格喪失後に保険証が手元にある期間をそれぞれ短縮） ・資格喪失者中の保険証未回収者に対する督促コール(TEL)並びに催告状の発送。 (任意継続資格喪失被保険者中の保険証未回収者から順次実施) ・資格喪失後受診者の発生事業所への注意勧告を代表者宛に書面で発送。 <p>○ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徹底した周知広報（協会けんぽ単独、保険者協議会での連携） ・医療機関、調剤薬局、他の保険者へのヒアリング又は協力要請→対策検討へ
2. 健康保険給付等	<p>○レセプト点検の効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①点検技術の向上 ・外部講師による研修の実施…内容は、診療報酬改定、事例研究及びシステム取扱等 ・外傷点検の効率化…効率的・効果的な抽出方法の摸索 ②他保険者との情報交換 ・保険者協議会、診療報酬支払基金相談日等を活用 <p>○求償事務の効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修の実施（参加）…内容は、事例研究及び求償方法、示談等（研修会への参加も検討） <p>○被扶養者資格の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費の適正化を目的に、年金事務所との連携の下、的確に実施する。 <p>○事務処理誤り防止のチェック体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 決裁時のチェック項目を標準化し、役割に応じた項目の確認と効率化を図り事務処理誤りの件数をゼロとする <p>○お客様からの意見や現場の意見・発想を集約したサービスの開発及び対応</p>
3. 保健事業	<p>(1)健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：265,750人） ・生活習慣病予防健診 実施率：58.0%（実施見込者数：154,000人） ・事業者健診データ 取得率：5.0%（取得見込者数：13,000人） ○被扶養者（受診対象者数：94,717人） ・特定健康診査 実施率：25.0%（実施見込者数：24,000人）

	<p>(2) 保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（実施対象者数：29,000人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：5.1%（実施見込者数：1,500人） （内訳） 協会保健師実施分 3.4%（実施見込者数：1,000人） アウトソーシング分 1.7%（実施見込者数：500人） ○被扶養者（実施対象者数：2,000人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：30.0%（実施見込者数：600人） <p>保健指導については、これまでの切り口を変えて、集合形式の「健診結果の見方」の講義や、著名人を招いての「健康に関する講演」またはウォーキング教室や簡単な体操教室等をワンセットで提供し、参加者も配偶者と一緒にするなどの、新たな取り組みを行うことも視野に入れる。（参加しやすくする、引っ張り込む）</p> <p>(3) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ウォーキングなど運動による健康づくり事業（県や関係機関との連携・協働も視野に入れて） ○小学校・中学校等への講演会を通して、青少年とその親世代へのメタボ予防及び健康づくり教育。 <p>↓</p> <p>普段意識が希薄であろう健康であることの尊さ・大切さへの“気づき”を目的とした、義務教育児への1クラス対応の授業形式の講義等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健診・保健指導の受診を促進し、加入者様の健康増進に資するため、大規模事業所への訪問勧奨、事業所及び加入者へのアンケート調査実施、検診データの取込促進、検診の申込処理等の業務を重点的に行う
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○コンプライアンスに根ざした業務活動の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・リスクマネジメントの適正な管理運用（リスクの点検及び分析、リスク管理能力向上の為の研修会の実施、リスク管理委員会の開催等）の実現 ○予算管理・経費の節減等推進 <ul style="list-style-type: none"> ・年間予算が明確な経費については、最低限4半期ごとに今後支出見込みを計上し、明確な管理会計、予算管理を行う。また、それ以外の支出項目も、支出状況を支部内で開示し、職員のコスト意識を高める。 ・調達の精度を高め適正な在庫管理により、“罪庫”を置かない。

平成22年度 事業計画（富山支部）

項 目	実 施 内 容 等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ジェネリック医薬品の使用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・希望カードとジェネリック医薬品の勧奨チラシを配布。（支部窓口、保健指導時、薬局窓口、各種研修会、医療費通知同封） ・自己負担軽減額の通知を実施。 ○関係方面への積極的広報の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・加入者、関係者の視点に立った情報提供の実施。（評議会、健康保険委員の研修会、保険者協議会、社会保険とやま、メールマガジン、ホームページ）
<p>2. 健康保険給付等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス向上のための取組 <ul style="list-style-type: none"> ・サービススタンダードの100%達成と、支払い期間の現状水準維持。 ○適正な給付業務 <ul style="list-style-type: none"> ・不適切な申請事例へ対処するため、効果的な審査・調査手法の導入について検討・実施。 ○医療費適正化対策 <ul style="list-style-type: none"> ・効果的なレセプト点検の推進。（効果額目標の設定と結果フォロー、協会システムで可能となった自動点検機能の活用を拡充） ・資格喪失後受診防止のため、関係機関への啓蒙活動を実施。 ・被扶養者の資格再確認業務の的確な実施。（高齢者医療制度への納付金の適正化）
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：137,955人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：51.5%（実施見込者数：71,000人） ・事業者健診データ 取得率：1.4%（取得見込者数：2,000人） ○被扶養者（受診対象者数：41,156人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：19.4%（実施見込者数：8,000人） <p>(2) 保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（実施対象者数：15,549人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：17.9%（実施見込者数：2,790人） （内訳） 協会保健師実施分 17.9%（実施見込者数：2,790人） アウトソーシング分 0%（実施見込者数：0人） ○被扶養者（実施対象者数：504人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：10%（実施見込者数：50人） <p>(3) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康セミナー開催 <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理に関する意識啓発のため、加入者を対象としたセミナーを実施。 ○保健意識啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村との連携による、特定健診の受診勧奨などの意識啓発活動を実施

<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>○組織運営体制の強化 ・目標と進捗状況の見える化を徹底。・協会のミッションや目標への取組を徹底。・支部内の部門間連携を強化。 ○人材育成の推進 ・研修等を通して職員の各階層に求められるスキル、および重点事業の推進に必要なスキルを習得。 ○業務改革の推進 ・業務改革会議等の実施により、サービス標準化を図るための改善を実施。</p>
----------------------	---

平成22年度 事業計画（石川支部）

項目	実施内容等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>(1) 医療費適正化に向けた効果的な取組み ○柔道整復師施術療養費審査適正化事業(パイロット事業)の稼働 ・柔道整復師療養費審査委員会の審査機能の変更・疑義申請書の全量照会を実施する。 ・指導監査、捜査機関との連携強化を図る。 ○生活習慣病予防健診受診勧奨活動の実施 ・受診率向上のため、健診未実施事業所及び協同組合を有する工業団地等を訪問し、健診受診及び事業者健診データ提供の勧奨を実施する。 ○健康増進に向けたウォーキング活動の推進 ・石川県内におけるウォーキング事業に協力し、HP等で加入者等への参加を呼び掛ける。</p> <p>(2) ジェネリック医薬品の普及に向けた取組み ○ジェネリック医薬品普及のための協力体制の構築 ・社団法人石川県薬剤師会との意見交換会を年2回以上開催する。 ・石川県ジェネリック医薬品使用促進連絡協議会に参画し、情報発信の強化を図る。 ○対象を絞ったジェネリック医薬品使用促進のための事業展開 ・保険証再交付者、高齢受給者証送付者、保健指導者を対象に絞り、希望カードを加入者へ送付しジェネリック医薬品使用状況の分析を行う。 ・特定の疾病に特化したジェネリック医薬品使用促進のための取組みを実施する。 ○自己負担額軽減効果額の通知案内 ・5月に実施し、普及促進に向けた取組みを強化する。</p> <p>(3) 広報・周知活動 ○広報戦略検討のための部門横断的組織体制の構築 ・情報の共有化を図るため、支部内各部門間が連携したプロモーションチームを推進する。 ○ラジオやテレビなど、メディアの有効活用による効果的な広報の実践 ・保険料率変更や健診受診率向上のための効果的な周知を幅広く実施する。 ○支部独自のチラシやポスターの配布 ・制度変更等、事業所・各種団体・医療機関等に対し、計画的かつ迅速な対応を図る。 ○各種広報誌への記事掲載 ・各団体等の協力により、様々な広報誌を媒体とした記事掲載の依頼を行う。 ○健康保険委員を通じた広報等各種事業の推進 ・モニター制度の実施等により得られた加入者等からの声をもとに、より効果的な情報発信を行う。</p>

	<p>○メールマガジンを通じた効果的な情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,000人以上の登録者を確保し、月1回以上のペースでタイムリーな情報を発信する。 <p>○アクセシビリティに配慮した支部ホームページの魅力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方や高齢者の方も含め誰でも利用しやすいページづくりを心がけ、前年度以上のアクセス数（年間48,000件）を確保する。 <p>○アンケート調査等による協会けんぽ周知度の定点観測</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回は様々な観点から加入者等の意見や考え方を把握する機会を設け、今後の業務に活用する。 <p>(4) 調査研究</p> <p>○医療費分析結果のデータベース化と加入者等への還元</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な観点から石川県の医療の状況等についての調査、分析データを積み上げ、加入者等への情報提供を推進する。 ・健診・保健指導のデータを分析し加入者等への情報提供を推進する。 <p>(5) 関係方面への積極的な発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石川県社会保険診療報酬支払基金幹事会や東海北陸地方社会保険医療協議会に参画する。 ・石川県及び各市町における各種協議会に参画し、健康保険事業全般についての取組み強化に向けた情報を発信する。 ・各経済団体に対し医療費適正化に向けての取組みに対する理解を求め、協力体制を構築する。
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) 被扶養者資格の再確認</p> <p>○医療費の適正化及び高齢者医療制度への納付金の適正化を目的に、被扶養者資格の再確認業務を日本年金機構との連携の下、5月中旬頃から開始し、内容審査を実施。</p> <p>(2) サービス向上のための取組み</p> <p>○加入者等の意見や苦情、職員の意見や発想を活かしたサービスの改善や向上のための取組みを推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様満足度調査を実施する。 ・リーダー、スタッフMT時に職員意見を集約する。 <p>○サービススタンダードの達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付から10営業日以内の支払を実施する。（支払日数は平成22年3月時より減少） <p>○郵送による申請や電子申請の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ活用等、広報の充実を図る。 <p>(3) 窓口サービスの展開</p> <p>○地域の実情を踏まえた、外部委託による臨時窓口の実施。</p> <p>(4) レセプト点検の効果的な推進</p> <p>○システム抽出機能を効果的に活用する</p> <p>○点検情報の共有化や研修等を充実し点検技術向上を図る</p> <p>[目標]・被保険者一人あたり点検効果額 資格点検：1,890円以上、外傷点検：380円以上、内容点検1,150円以上</p>

<p>3. 保健事業</p>	<p>・再審査請求数(内容) 26,880件以上</p> <p>(1) 健診</p> <p>○被保険者(40歳以上)(受診対象者数:139,801人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率:43.0%(実施見込者数:60,050人) ・事業者健診データ 取得率:2.0%(取得見込者数:2,800人) <p>○被扶養者(受診対象者数:42,863人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率:20.0%(実施見込者数:8,590人) <p>(2) 保健指導</p> <p>○被保険者(実施対象者数:12,491人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率:16.4%(実施見込者数:2,049人) (内訳) 協会保健師実施分 15.6%(実施見込者数:1,949人) アウトソーシング分 0.8%(実施見込者数:100人) <p>○被扶養者(実施対象者数:859人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率:10.0%(実施見込者数:86人)
<p>4. 組織運営</p>	<p>(1) 組織風土・文化の醸成と定着</p> <p>○加入者利益を追求する組織運営体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部門横断的組織体制(プロジェクトチーム)を適時設置する。 ・「加入者の声」承りカード制度を実施する。 <p>○組織目標・個人目標を可視化し事業活動内容の共有化と迅速な課題解決サイクルの稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画発表会・月度業務報告書の提出義務化・事業進捗四半期検討会・「職員の声」カード制度を実施する。 <p>○能力・成果本位の評価制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標の立て方再教育・月毎目標進捗確認・全職員の支部長面談を実施する。 <p>○人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実務能力向上専門的教育を実行する。 ・選択参加型セミナー制度を実行する。 ・職員の汎用型スキル向上講座を開講する。 <p>(2) 管理体制の整備と定着</p> <p>○個人情報保護管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実行性のある運用マニュアルを作成し、マニュアルに基づく定性的な内部監査体制を構築する。 <p>○リスク管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常事態発生時の連絡体制・職務分担を確立する。 <p>○労務管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週毎超過勤務数休暇進捗評価を実施する。 <p>○経費削減の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員のコスト意識を高め、競争入札や適切な在庫管理等により、経費削減に努める。 ・契約審査委員会のもと調達及び執行を適切に管理し、調達結果等はホームページで公表する。

平成22年度 事業計画（福井支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<ul style="list-style-type: none"> ○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療費や健診データの分析 ・加入者の疾病予防や健康増進、医療費適正化のための取組みを総合的に推進 ○ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・希望カードの配布 ・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額等の通知 ・保健指導時等における使用促進 ○関係方面への積極的な発信 <ul style="list-style-type: none"> ・加入者・事業主の立場に立った保険者としての意見を発信 ○加入者に響く広報の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの充実 ・メディアへの発信力の強化 ・健康保険委員の活用
2. 健康保険給付等	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス向上のための取組み <ul style="list-style-type: none"> ・お客様満足度調査の実施 ・サービススタンダードの着実な実施 ・接遇研修の実施、外部研修への積極的な参加 ・健康保険委員の活用、研修会の実施 ・給付申請書の記載方法など、解りやすいパンフレットの作成 ○窓口サービスの展開 <ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所における協会窓口の開設 ・郵送化の推進 ○被扶養者資格の再確認業務の着実な実施 <ul style="list-style-type: none"> ・医療費の適正化及び高齢者医療制度への納付金の適正化を目的として的確に実施 ○適正な給付業務等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・適正かつ確実な審査、調査の実施 ○レセプト点検の効果的な推進 <ul style="list-style-type: none"> ・レセプトの電子化に向けた点検業務の充実強化 ・査定事例の共有化、研修の充実 【特別計上事業】支部独自のサービス向上に資する取組み <ul style="list-style-type: none"> ・事業所、加入者あて定期広報及びリーフレットの作成 ・健康保険ガイドブックの配布

3. 保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険のしおりの配布 ・特定健診受診勧奨チラシ（新聞折込）の実施 ○保健事業の総合的かつ効果的な推進 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員を通じた意識啓発や健診受診率の向上 ○特定健康診査及び特定保健指導の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・加入者家族の受診券の直送方式の実施 ・事業者健診データ取得の推進 ○各種事業の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・自治体や他の保険者との連携強化 (1) 健診 <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：100,518人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：43.0%（実施見込者数：43,223人） ・事業者健診データ 取得率：2.0%（取得見込者数：2,000人） ○被扶養者（受診対象者数：28,609人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：20.0%（実施見込者数：5,722人） (2) 保健指導 <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（実施対象者数：9,090人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：11.3%（実施見込者数：1,027人） <ul style="list-style-type: none"> （内訳） 協会保健師実施分 11.3%（実施見込者数：1,027人） アウトソーシング分 0.0%（実施見込者数：0人） ○被扶養者（実施対象者数：573人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：20.1%（実施見込者数：115人） (3) その他の保健事業 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所訪問による受診勧奨の委託 ・受診勧奨テレマ業務の委託
4. 組織運営及び業務改革	<ul style="list-style-type: none"> ○組織や人事制度の適切な運営 <ul style="list-style-type: none"> ・組織運営体制の強化 ・コンプライアンス、個人情報保護等の徹底 ・リスク管理 ○人材育成の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・各階層に求められる能力や知識の習得 ○業務改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・業務改革会議等による具体的な改善の実施 ・定型業務のアウトソーシング化、職員のコア業務や企画的業務への重点化 ○経費の節減等の推進

	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト意識の徹底 ・競争入札や適切な在庫管理の実施 ・調達審査委員会の開催や調達結果の公表による透明性の確保 ・帰属する経費の明確化による支部別財務状況の適時、的確な把握
--	---

平成22年度 事業計画（山梨支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の医療費や健診データを分析するとともに、地域の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保医療費適正化のための取組みを総合的に推進 ○医療費や健診データの分析、ジェネリック医薬品に対するアンケート結果等により、保険者間の連携や県など関係方面に対して、保険者としての意見を積極的に発信 ○健康保険ハンドブックの配布による加入者への各申請方法等の周知徹底 ○年金委員の協力や公募により、健康保険委員の委嘱を更に進め、健康保険事業に関する広報、相談等の事業の推進 <p>(2) ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○名称の普及を図り加入者の理解を得て、加入者の視点からの広報 ○意思表示を容易にする「希望カード」の商工会等への配布 ○生活習慣病に重点を置き、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額軽減効果等を通知するサービスの実施 ○ジェネリック医薬品に対する意識や使用状況等を把握するためアンケートを実施（21年度データとの比較） <p>(3) 加入者に響く広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「社会保険やまなし」への広報掲載、定期的なチラシ、ホームページ、メールマガジン、地元紙等の活用 ○健康保険委員会を中心に加入者から直接意見を聞く取組みを実施し、加入者の視点に立った広報を実施
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービスの向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○お客様のご意見、苦情等を踏まえたサービスの改善や向上のための検討と実践 ①被保険者証、限度額認定証などの迅速な交付 ②高額療養費の未申請者に対する申請促進 ③各種通知等に同封する「わかりやすい説明文書」の作成 ④申請書等の郵送率の向上（お客様の利便性の向上を目指し、あらゆる機会・手法を駆使して、申請書等の郵送率の向上に努める。） <p>○的確な審査及び支払事務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ①法令・通知・通達等に基づく業務取扱の徹底 ②受付から支払いまでの期間を10営業日以内とする迅速な事務処理 ③業務サイクルを考慮した臨機応変な職員配置及び効率的な業務の実施 <p>○窓口サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ①甲府及び竜王年金事務所における窓口受付業務の山梨県社会保険労務士会への委託並びに大月年金事務所における窓口受付業務の協会職員配置 ②年金事務所窓口配置する協会職員及び社会保険労務士の資質の向上 ③申請書類の配備場所（商工会等）の拡充（お客様の利便性の向上を目指し、申請書等の郵送促進のための環境整備に努める。） <p>(2) 定期的な被扶養者の資格の再確認業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療費の適正化及び高齢者医療制度への給付金の適正化を目的に、被扶養者の資格の再確認業務を日本年金機構との連携の下、的確に行う

	<p>(3)レセプト点検の効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者1人当たり点検効果額目標 <ul style="list-style-type: none"> 1. 資格点検 2,264円 2. 外傷点検 540円 3. 内容点検 1,130円 ○レセプト抽出機能を活用し、点検業務の充実を図る ○点検情報の共有化や研修を実施し、点検技術の底上げを図る
3. 保健事業	<p>(1)健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者(40歳以上)(受診対象者数:74,814人) <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率:58%(実施見込者数:43,392人) ・事業者健診データ 取得率:0%(取得見込者数:0人) ○被扶養者(受診対象者数:26,285人) <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率:27%(実施見込者数:7,097人) <p>(2)保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者(実施対象者数:8,717人) <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率:10%(実施見込者数:871人) <ul style="list-style-type: none"> (内訳) 協会保健師実施分 10%(実施見込者数:871人) アウトソーシング分 0%(実施見込者数:0人) ○被扶養者(実施対象者数:502人) <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率:10%(実施見込者数:50人) ○保健指導の効果分析・検証 <ul style="list-style-type: none"> ①保健指導の結果を健診データや生活習慣、医療費などの視点で分析し、加入者への効果的な保健指導・健康づくり支援の構築を図る <p>(3)その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健事業の総合的かつ効果的な推進 <ul style="list-style-type: none"> ①「健康づくり推進協議会」を発足させ保健事業に関する方向性を見極める ②保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて自治体や他の保険者との連携を推進 ③健康保険委員を活用し、健康づくり事業を実施する <ul style="list-style-type: none"> ・全県を対象に軽スポーツ大会(ソフトバレーボール等)の実施 ・地域ごとにウォーキング大会等の実施
4. 組織運営及び業務改革	<p>(1)組織の適切な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○組織運営体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ①内部統制(ガバナンス)、各グループ間の連携の強化を図る ②必要に応じ組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る ③日本年金機構等との連携を図るための定期連絡会等の開催

	<ul style="list-style-type: none"> ○コンプライアンス・個人情報保護の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ①研修等を通じ、法令等規律の遵守(コンプライアンス)の徹底 ②パスワード等の適切な管理 ○リスク管理 <ul style="list-style-type: none"> ①適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練などリスク管理体制を整備 (2)人材育成の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○職員として各階層求められる能力や知識の習得に併せ、企画、サービス向上、コンプライアンス・個人情報保護、レセプト点検、保健事業等の重点的な分野を定め研修等を通じて人材育成を推進 ○外部講師等を活用し、研修の充実を図る ○職員のスキルアップに向けた研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ①経費削減を考慮した他支部との合同開催 (3)業務改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○より良いサービスを目指し、業務改善を図る (4)経費の削減等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○職員のコスト意識を高め、競争入札・見積競争の徹底を図り、適切な在庫管理等により経費の削減に努める ○予算の「見える化」(グラフ)により管理徹底を図り、支部の財政状況の適時・的確な把握に努める
--	--

平成22年度 事業計画（長野支部）

項目	実施内容等								
1. 保険運営の企画	(1)医療費適正化への取組強化 <ul style="list-style-type: none"> ○償権回収の推進強化 <ul style="list-style-type: none"> ・回収専任担当者の設置による回収強化 ○現金不正請求防止の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者の資格確認の徹底 ・被保険者、事業所への調査の徹底 ○ジェネリック医薬品の普及促進 <ul style="list-style-type: none"> ・医療費削減効果通知の実施、患者意思表示の促進策の実施 ○レセプト点検の強化による不適正請求防止 <ul style="list-style-type: none"> ・点検効果額目標【資格点検】2,269円以上【外傷点検】299円以上【内容点検】792円以上 (2)保険者機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ○関係諸機関との連携による事業の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・加入事業所と連携した保健事業の実施 ・地域との連携、協力化の推進 ・保険者との共同事業の運営 								
2. 健康保険給付等	(1)不正請求防止チェックの強化 (2)業務処理誤りの発生0件の迅速で安定したサービスの提供 (3)加入者への協会業務サービスの周知活動の強化								
3. 保健事業	(1)健診 <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：207,986人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：41.6%（実施見込者数：86,500人） ・事業者健診データ 取得率：5.5%（取得見込者数：11,500人） ○被扶養者（受診対象者数：64,885人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：27.7%（実施見込者数：18,000人） (2)保健指導 <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（実施対象者数：15,876人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：24.7%（実施見込者数：3,913人） <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">（内訳）</td> <td>協会保健師実施分</td> <td>19.0%</td> <td>（実施見込者数：3,013人）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アウトソーシング分</td> <td>5.7%</td> <td>（実施見込者数：900人）</td> </tr> </table> ○被扶養者（実施対象者数：1,980人） 	（内訳）	協会保健師実施分	19.0%	（実施見込者数：3,013人）		アウトソーシング分	5.7%	（実施見込者数：900人）
（内訳）	協会保健師実施分	19.0%	（実施見込者数：3,013人）						
	アウトソーシング分	5.7%	（実施見込者数：900人）						

	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：10.0%（実施見込者数：198人） (3)その他の保健事業 <ul style="list-style-type: none"> ○企業や地域と連携した保健事業の推進 ○特定保健指導の継続支援強化事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルスアップ検査の継続実施 ○一次予防を中心とした健康づくり事業の推進
4. 組織運営及び業務改革	(1)加入者利益実現のために知恵を出し、汗をかき職場づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ○中長期視点に立った幅広い業務に精通した職員の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・年間研修計画に基づく支部内研修の実施 ○全員参加の業務改善への取組 ○コンプライアンス意識の高い職場づくりの推進 (2)加入者本位の事業運営 <ul style="list-style-type: none"> ○健康保険委員と連携した事業運営

平成22年度 事業計画（岐阜支部）

<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>①地域の医療費や健診データを分析するとともに、地域の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保医療費適正化の為、以下のような取組みを総合的に推進していく。</p> <p>○医療に関する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険者との連携等による地域の医療費や健診データの分析と情報提供 <p>○関係方面への積極的な発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体等関係機関との連携による疾病予防と健康増進活動の推進 <p>○保健事業の効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入事業所における健康増進活動の支援 ・地方自治体との連携による各種健診の情報提供と受診率向上への取組 ・製薬会社からの情報収集による効果的な支援の実践 ・事業所における健康増進活動の後方支援（事業所との連携による各種健康相談／禁煙セミナーetc） <p>○ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進</p> <p>○効果的なレセプト点検の推進</p> <p>②パイロット事業等の積極的導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他支部におけるパイロット事業等の成果を踏まえた導入の推進 <p>(2) ジェネリック医薬品（後発医薬品）の更なる使用推進</p> <p>①報道媒体／地方公共団体／製薬会社との連携による効果的な普及の推進</p> <p>②医師会／歯科医師会／薬剤師会への積極的な働きかけによる、在庫確保等の使用促進と定着に向けた支援要請</p> <p>③後発医薬品課題検討協議会への参加による情報収集と効果的な普及策の模索</p> <p>④加入者等の周知の為に必要な効果的広報の実践（メールマガジンの有効活用etc）</p> <p>⑤事業所訪問による普及の啓蒙と希望カードの配布</p> <p>⑥ホームページ及びメールマガジン等による広範な情報提供の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額等の通知 <p>(3) 関係方面への積極的な発信</p> <p>①地方自治体等関係機関との地域特性分析を活かした、疾病予防と健康増進活動における連携の積極的推進</p> <p>②商工会／商工会議所／中小企業団体中央会／市町村等の広報誌への『協会けんぽ情報』の掲載の推奨</p> <p>(4) 調査研究の推進等</p> <p>①医療の質の向上及び効率化等の観点から、医療費のデータベース（統計分析システム）の充実と積極的活用</p> <p>(5) 加入者に響く広報の推進</p> <p>①加入者等の医療費負担削減意識の啓蒙</p>
-------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所訪問等による企業のオピニオンリーダーの確立と協力の要請 ・各種リーフレットによる医療費削減意識の昂揚 <p>②ホームページ・メールマガジン・携帯サイト等による効果的な広報の実施</p> <p>③健康保険委員を中心としたモニター制度の活用</p> <p>④健康保険委員及び加入者等の相互交流による情報交換と協会の業務活動への理解深耕</p> <p>⑤加入者等への各種サービス向上に関するアンケートの実施と改善策の検討</p> <p>⑥保険料率決定の判断基準となる適正な各種算定データの分析と提供</p> <p>⑦加入者等（社労士会含む）への各種情報資料の送付とホームページへの公開（健診の促進・給付金申請案内etc）</p> <p>⑧『健康保険給付の早わかり』『健康保険のあらまし』（仮称）のパンフレット及びポスターの配布による、加入者等の制度理解と健全な利用に関する啓蒙</p> <p>⑨テレビ・ラジオ・新聞・雑誌などのメディアとの関係強化と情報発信の推進</p> <p>(6) 被用者保険の受け皿としての運営</p> <p>①経済／地方情勢や医療費の動向を踏まえた、加入者等の利益の実現を果たす財政の運営</p> <p>②特定健診・保健指導の実施率向上を目的とした、事業所訪問及び各種健康促進イベントへの支援</p> <p>③国保／健保組合との積極的な情報交換による医療費削減策の推進</p> <p>④本／支部間の協力関係をもとにした、医療費抑制への活動推進</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上の為の取り組み</p> <p>①加入者等の意見や苦情の迅速かつ正確な現場へのフィードバックによるサービスの改善</p> <p>②お客様満足度調査やモニター制度の実施による、加入者等の意見やニーズの適切な把握</p> <p>③支部の創意工夫を活かしたサービスの向上と改善</p> <p>④サービススタンダードの適切な管理と着実な実践</p> <p>⑤お客様満足度を高める教育研修の実施による、加入者本位の理念の徹底と接遇の向上</p> <p>⑥健康保険委員の委嘱による健康保険事業に関する広報、相談の推進</p> <p>⑦申請書等の様式／記載要領／パンフレットなどの利用し易さへの追求と手続きの簡素化の推進</p> <p>⑧申請書類の配備場所の拡大と郵送による申請や電子申請促進のための環境整備</p> <p>⑨インターネットやメールマガジンを活用した情報提供サービスの推進</p> <p>⑩任意継続被保険者保険料の口座振替利用の促進</p> <p>⑪限度額適用認定制度の利用促進に向けた積極的な広報の実施</p> <p>(2) 窓口サービスの展開</p> <p>①地域の実情に沿った年金事務所巡回や外部委託を適切に組み合わせた効率的かつ効果的なサービスの提供</p> <p>②届書の郵送化や窓口の利用状況と窓口サービスの充実を前提とした年金事務所窓口の在り方の検証</p> <p>(3) 健康保険証の検証（被扶養者調査）</p> <p>①日本年金機構との連携による、被扶養者再確認業務の的確で迅速な遂行</p>

	<p>(4) 適正な給付業務等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①全国のパイロット事業の成果を踏まえた効果的な審査・調査手法の積極的な導入 ②資格喪失後の受診防止による返納金発生件数削減に向けた、保険証の正しい使い方等の周知広報の徹底 <p>(5) レセプト点検年度目標 (*レセプト・・・診療報酬請求明細書)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>レセプト点検1人当たり点検効果額</td> <td>(21年度目標)</td> </tr> <tr> <td>資格点検</td> <td>1,930円 (1,930円)</td> </tr> <tr> <td>外傷点検</td> <td>482円 (380円)</td> </tr> <tr> <td>内容点検</td> <td>900円 (700円)</td> </tr> </table> <p>(6) レセプト点検の効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成23年4月からのレセプトの電子化に対応した抽出機能の活用等点検業務の充実強化 ②医療従事者からの専門的な助言による、効果的な点検業務の推進 ③点検情報の積極的収集と共有化、外部講師の研修による点検技術の向上 ④点検員の勤務成績に応じた人事評価の導入による技術向上意識の高揚 	レセプト点検1人当たり点検効果額	(21年度目標)	資格点検	1,930円 (1,930円)	外傷点検	482円 (380円)	内容点検	900円 (700円)
レセプト点検1人当たり点検効果額	(21年度目標)								
資格点検	1,930円 (1,930円)								
外傷点検	482円 (380円)								
内容点検	900円 (700円)								
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①健康保険委員等を通じた加入者等のメタボリック予防意識啓発や健診機関との連携による受診率の向上 ②健診データの分析による対策の具現化と積極的推進 ③被保険者(受診対象者数: 213,000人) <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防検診 平成22年度内実施率目標 45.9% (97,767人) ・事業者健診データ 同 取得率目標 10.0% (21,300人) ④被扶養者(受診対象者数: 79,445人) <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診 平成22年度内実施率目標 50.0% (39,722人) ・市町村のがん検診と同時実施に向けた取組みの推進 <p>(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者(実施対象者数: 22,503人) <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 平成22年度内実施率目標 37.1% (8,348人) (内訳) 協会保健師実施分 20.6% (4,641人) アウトソーシング分 16.5% (3,707人) ②被扶養者(実施対象者数: 4,170人) <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 平成22年度内実施率目標 30.0% (1,251人) ・特定地域における集団健診の推進(郡上、飛騨・高山) ・市町村との連携による実績確保 								

	<ul style="list-style-type: none"> ③事業者健診データ提供の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所訪問等による健診の意識啓発と健診データの取得 ④特定健診受診券の直送方式化の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・受診券の円滑な配布推進 ⑤対象者の変容データ等の検証による実効性の高い保健指導の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・メタボリック症候群予備軍へのアプローチ <p>(3) 各種事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地方自治体や他の保険者等との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・各種がん検診の受診促進 ・被扶養者の受診環境の整備 ②健康保険委員等を核とした、事業所との長期的な協力関係の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員等を中心とした、講演会/各種勉強会の開催(県内3地区で開催) ③特定健診・保健指導の受診勧奨 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所訪問等による健診・保健指導の受診勧奨と事業者健診データ提供依頼(新規受診事業所への訪問実施etc) ・保険者協議会/ヘルスプラン岐阜21推進会議等への参加による、自治体等の保険者との連携の強化と生活習慣改善等の健康づくりに関する教育/相談/普及啓発など地域の実情に応じた保健事業の実践 ④健康増進イベントの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・『健康づくりウォーキング』の開催(岐阜県社会保険協会との共催及び独自開催にて2回の実施) ・『こころの健康づくりセミナー』を県内3か所にて開催
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ①組織運営体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・本部との適切な支援・協力関係及び内部統制(ガバナンス)の強化 ・支部内の部門間連携及び組織体制の機動的見直しによる組織運営体制の強化 ②人事評価制度による実績や能力本位の人事の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・目標管理制度の活用による人事評価制度の適切な実施 ・人事制度の機動的見直しによる実績や能力本位の人事の推進 ③新たな組織風土・文化の定着 <ul style="list-style-type: none"> ・協会のミッション(使命)や目標の徹底及びコミュニケーションの強化を目的とした人材の育成 ・支部内研修会の開催/本部各種研修会への参加 ・仕事を通じた職員の意識改革への指向と働き甲斐を実感できる職場づくりの推進 ・加入者本位を基軸に主体性や実効性を重視した自由闊達で創意工夫の気風に富んだ組織風土・文化の定着

	<p>*支部長ミーティングの開催（隔月開催）</p> <p>④コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）に関する内部及び外部からの通報制度の構築 ・各種規程の遵守・アクセス制限・パスワードの適切な管理点検等の徹底 <p>⑤リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な運営を脅かす様々なリスクの分析及び点検の実施 ・リスク管理委員会の開催及びリスク管理能力向上研修の実施等による、平時からの管理体制の整備 <p>(2) 人材育成の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> ①各階層及び各種業務別に求められる能力や知識習得の為の研修の実施 ②加入者等に好感をもたれる人材の育成（窓口アンケートの参照） <p>(3) 業務改革の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> ①業務改革会議を利用した、よりよいサービスの標準化の推進 ②定型業務のアウトソーシング化による職員のコア業務化及び企画的業務重点化の推進 <p>(4) 経費の節減等の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> ①支部別の財務状況の適時・的確な把握 <ul style="list-style-type: none"> ・本部及び支部に帰属する経費の明確化 ②職員へのコスト意識の啓蒙による、徹底した運営経費の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・競争入札や適切な在庫管理の推進 ③調達及び執行の適切な管理と透明性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・調達審査委員会による適切な管理の推進 ・ホームページによる調達結果等の公表
--	---

平成22年度 事業計画（静岡支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>○ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の施策を踏まえ、ジェネリック医薬品自己負担軽減額の通知サービス、ホームページ等により使用のメリットに関して周知し、使用の促進を図る。 ・患者の意思表示を容易にする「希望カード」を配布し、使用促進を図る。 <p>○関係方面への情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者協議会、国保運営協議会等への参加により事業主・加入者等の立場に立った保険者としての見解を発信する。 <p>○調査研究等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費分析マニュアル等の活用により効果的な分析の推進を図る。 <p>○医療費通知の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に医療費のお知らせを送付することで、医療費や健康に関心を持っていただき医療費の抑制を図る。 <p>○情報提供・広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやリーフレット等の充実を図る。 ・静岡県、市町、商工会議所、商工会、支部ホームページ、社会保険協会等発行の各種誌の活用を図る。 <p>・健康保険委員の委嘱促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構と連携、本部からの取り扱いに沿った健康保険委員の体制を整える。 ・日本年金機構との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所との連絡を密にし、年金事務所主催の説明会等へ参画、日本年金機構・協会けんぽの担当事務内容周知への更なる広報、事業主・加入者への情報提供を充実する。 <p>○加入者に響く広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所メールマガジン登録数の拡大を図り、加入者及び事業主に対するタイムリーな広報を推進する。(22年度未登録件数目標 6,000件) ・新たな広報手段として、テレビ・ラジオ・地方紙・雑誌（ミニコミ紙）等もその視野に入れ、メディアへの発信力強化を推進する。
2. 健康保険給付等	<p>○サービスの向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主・加入者等からの意見等を取り入れたサービス改善 ・業務改善委員会における検討・実施。(22iken-syokukai アドレスの活用) ・サービススタンダードの目標達成 <p>傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、家族出産育児一時金、埋葬料、家族埋葬料の各給付申請書について、受理から支払（振込）までに要する日数の目標（10営業日）の達成率を100%とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費未申請者に対する申請勧奨推進 ・高額療養費未申請者に対するターンアラウンド方式による申請勧奨を推進する。 ・お客様満足度の向上 ・研修等を通じ、お客様への接遇向上（電話応対含む）を図る。(目標 お客様満足度平成21年度調査より改善)

	<p>被保険者証の迅速な発行と広報等による任意継続被保険者保険料の口座振替の促進を図る。(22年度末口座振替実施率目標30%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○効率的な窓口サービスの展開 <ul style="list-style-type: none"> ・郵送化を促進、平成22年1月から県下9年金事務所における出張相談窓口の効率的な運営を図る。 ○健康保険被保険者証の再確認等 <ul style="list-style-type: none"> ・医療費の適正化及び高齢者医療制度への納付金の適正化を目的に、被扶養者の資格の再確認業務を日本年金機構との連携の下、的確に行っていく。 ・資格喪失者における未回収健康保険被保険者証については、催告等の実施により早期完全回収を図る。 ○債権管理及び回収強化 <ul style="list-style-type: none"> ・適正管理に努め、未回収債権については、催告状発送及び電話督促等により債権確保を図る。 ・返納金債権回収率は全国健康保険協会発生債権に対し80%を目標に催告強化を図る。 ○適正な給付業務の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・審査医師の活用や効果的な審査、調査を実施し、適正な給付を図る。 ・年金対象者データ等を活用、傷病手当金の併給調整を確実に実施する。 ○効果的なレセプト点検等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬改定、レセプト電子化に伴う点検内容等研修の充実を図り、情報の共有化による効果的な点検を推進する。併せて勤務成績等を反映させた評価により、点検技術の標準化を図ると共に、支部における点検技術レベルアップを図る。 ・協会システムの自動点検汎用任意抽出機能を有効活用し効果的な点検を実施する。 <p>被保険者1人当たりの点検効果額(年間目標)(外傷点検 21年度実績を上回る 内容点検 21年度実績を15%程度以上上回る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報等の活用により第三者行為による傷病届の提出促進を図る。 ・喪失後受診削減へむけ医療機関等との連携、広報強化を図る。
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者(40歳以上)(受診対象者数:317,649人) <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率:45%(実施見込者数:142,942人) ・事業者健診データ 取得率:20%(取得見込者数:63,530人) ○被扶養者(受診対象者数:97,557人) <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率:20%(実施見込者数:19,511人) <p>(2) 保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者(実施対象者数:38,610人) <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率:13.0%(実施見込者数:5,016人) <ul style="list-style-type: none"> (内訳) 協会保健師実施分 5.2%(実施見込者数:2,016人) アウトソーシング分 7.8%(実施見込者数:3,000人) ○被扶養者(実施対象者数:1,854人) <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率:10.0%(実施見込者数:185人) <p>(3) その他の保健事業</p>

<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「健康づくり推進協議会」等を活用し、加入者の疾病予防、健康維持増進の保健事業計画のグランドデザインを創りあげる。 ○健診結果、医療費分析等により、糖尿病等生活習慣病予防のための健康教室を実施する。 ○県市町主催の健康づくりイベントへの広報等を含めた協力、健診・保健指導動員チラシを配布し受診率の向上を図る。 <p>○組織の適切な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> 組織体制の検証を随時実施し、必要に応じ見直しを行い組織体制の強化を図る。 ・コンプライアンス、個人情報保護の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 打合せ会、研修等を通じたコンプライアンス等の徹底を図る。 <p>○業務改善の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトソーシングの推進 <ul style="list-style-type: none"> 定型的業務についてアウトソーシングの推進を図る。 <p>○組織環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるコミュニケーションの強化 <ul style="list-style-type: none"> 「機会を捉えた場」設定頻度アップ、風通しのよい企業風土づくりを図る。 ・人材育成の推進 <ul style="list-style-type: none"> 中長期的視点から、リーダー、スタッフ各階層での研修の実施及びジョブローテーション「一人三役体制」の確立を図る。 ・職場環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> 整理整頓の徹底など「きれい化」を実施する。 職員からの意見集約による環境等改善を図る。 支部事務室状態解消、機動的体制確保のため分室の早期統合に向け本部への働きかけを継続。また、加入者の利便性及びサービスレベルアップへ向け現状業務の更なる効率化に努め改善を図る。 <p>○経費節減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争入札等の実施 <ul style="list-style-type: none"> 予定価格50万円を超える契約について一般競争入札を実施する。 ・適切な在庫管理 <ul style="list-style-type: none"> 物品(備品・消耗品)等の払出・在庫状況を常に把握し適切な在庫管理を行う。
----------------------	--

平成22年度 愛知支部事業計画

断：新規事項 重：重点事項

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<ul style="list-style-type: none"> ○医療費適正化対策の総合的な推進 <ul style="list-style-type: none"> 断 重 ジェネリック医薬品の使用促進（自己負担軽減の情報提供）。加入者、事業者向けの広報、関係団体への説明 断 ジェネリックお祝いシールの使用推進（シール追加作成20万枚） ○平成22年度 愛知支部保険料率の変更告知 <ul style="list-style-type: none"> 断 事業主、加入者および関係団体に対する周知広報（中部経済新聞で3回掲載、リーフレット封入） ※中部経済新聞：主に地元中小企業の事業所で購読されている、日本唯一の経済ブロック紙 ○広報活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> 断 封筒余白を活用した協会告知情報の提供（印刷機リース） ・マスメディアの活用。中日新聞、情報誌等掲載（特定健診） ・「社会保険あいち」掲載記事の充実をはかる（誌面制作料を計上） ・HP、メールマガジンの充実。告知リーフレット（健診案内封入）、事務手続きマニュアルの充実 ○名古屋鉄道と共催での健康促進イベントの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・21年度にも実施した「ウォーキング大会」の共催（計3回実施予定） ○医療機関と給付申請の連携をはかる <ul style="list-style-type: none"> ・協力可能な主要医療機関との連携により、申請書類配布等の協力依頼（申請書保管用ファイル・ケース配布）
2. 健康保険給付等	<ul style="list-style-type: none"> ○現金給付事務処理の適正化および効率化 <ul style="list-style-type: none"> 断 重 減免の審査体制の充実 ・療養費の（はり、きゅう、あんま、マッサージ）の審査基準を決め、給付の適正化をはかる 断 重 債権管理・給付金不正請求処理及び、船員保険担当チームの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・正確な書類審査と給付処理期間の遵守（サービススタンダード10営業日の遵守） ○健康保険証発行業務のサービス向上と適正運営（受付から送付までの平均日数2日以内を目標にする） <ul style="list-style-type: none"> ・医療費の適正化及び高齢者医療制度への給付金の適正化を目的に、被扶養者の資格の再確認業務を日本年金機構との連携の下、的確に行っていく ○レセプト点検の効果的推進 <ul style="list-style-type: none"> 断 システムによるレセプト自動点検機能の効果的活用 <ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬改定にともなうレセプト点検員への外部講師による実務研修の実施 ・支払基金との定例打ち合せ実施による審査実務の共有化 ・求償事務は、裁判記録等関係書などを入手し、適正に事務を行う ・被保険者1人当たり効果額：内容点検、外傷点検、資格点検（各々年間目標は平成21年度効果額5%以上を目標とする） ○サービス向上のための取組み <ul style="list-style-type: none"> 断 窓口用テレビ電話機器を年金事務所の承認を得たうえで設置することを検討し、窓口サービスの向上をはかる。 <ul style="list-style-type: none"> ・電話受電チームの体制強化。処理件数の拡大と一次処理で完了できる件数向上 ・「改善提案」拡大実施。提案段階からフォローし、業務改善のスピードアップをはかる

3. 保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「お客様の声」ミーティングの継続実施 ・加入者、事業主、医療関係者などを対象とした「ヒアリング」「アンケート」の実施 (1) 健診 <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：647,756人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：35.5%（実施見込者数：230,000人） ・事業者健診データ 取得率：9.3%（取得見込者数：60,000人） ○被扶養者（受診対象者数：247,506人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：40.4%（実施見込者数：100,000人） (2) 保健指導 <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（実施対象者数：57,072人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：17.9%（実施見込者数：10,200人） <li style="padding-left: 40px;">（内訳） 協会保健師実施分 11.9%（実施見込者数：6,800人） <li style="padding-left: 40px;">アウトソーシング分 6.0%（実施見込者数：3,400人） ○被扶養者（実施対象者数：11,000人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：16.4%（実施見込者数：1,800人） (3) その他の保健事業 <ul style="list-style-type: none"> 断 重 特定保健指導と健康づくりの継続（DVD支援ツール活用、2500人） 断 メンタルヘルス対策 講習会3回実施 ○一次予防を中心とした健康づくり事業。 <ul style="list-style-type: none"> 実践者目標設定人数400人、効果測定人数2400人、スポーツ医指導及び助言50人
4. 組織運営及び業務改革	<ul style="list-style-type: none"> (1) 組織運営の基盤確立<評議会を核に、事業主、加入者の意見に基づいた事業運営> <ul style="list-style-type: none"> 断 「健康づくり推進協議会」設置およびその運営（事業主代表、健康保険委員代表、保健医療関係者、学識経験者） ○業務委託の積極的実施による合理化を推進、電話による勧奨（実施例/保健事業：業務委託計2回） 断 業務経費の削減（50万円以上は入札を原則とする） (2) 業務改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> 断 断 その他教育・研修の積極的活用 <ul style="list-style-type: none"> ・事務研修（レセプト研修）、スキルアップ研修（ビジネスマナー研修）、メンタルヘルス研修 ○健康保険委員組織強化と連携した業務推進 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員と連携した、生活習慣病健診、特定健康診査の受診率向上（特定健診受診率向上キャンペーン） ・健康保険委員への研修の実施 ○講師派遣チームの運営 断 断 年金事務所における年金委員会総会、新規事業所説明会で健康保険業務の事務研究会実施 ○コンプライアンス、リスク管理の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報管理、セキュリティの体制確立。収納ツール（収納スペース）の整備 ・各種委員会の定期的開催および決定事項の周知と遵守

平成22年度 事業計画（三重支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<ul style="list-style-type: none"> ○医療費適正化の推進 ○ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ○関係方面への積極的な発信 ○広報活動の充実
2. 健康保険給付等	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス向上のための取組 ○適正な給付業務の推進 ○返納金債権回収の強化 ○効果的なレセプト点検の推進 ○被扶養者資格の再確認業務の実施
3. 保健事業	<p>(1) 健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：149,025人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：58%（実施見込者数：86,435人） ・事業者健診データ 取得率：2%（取得見込者数2,981人） ○被扶養者（受診対象者数：52,746人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：30%（実施見込者数：15,824人） <p>(2) 保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（実施対象者数：17,705人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：10%（実施見込者数：1,772人） <ul style="list-style-type: none"> （内訳） 協会保健師実施分 8%（実施見込者数：1,417人） アウトソーシング分 2%（実施見込者数：355人） ○被扶養者（実施対象者数：1,600人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：12.5%（実施見込者数：200人） <p>(3) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○35～39歳の生活習慣病健診受診者のうちメタボ該当者を抽出、生活改善を手紙のやりとりにて支援する。 ○特定保健指導の受診者体験談としてブログ形式にてHPへ掲載し、保健指導の内容や改善状況について紹介する。 ○健診結果に基づき、メタボ該当者が多い事業所を選定（従業員50人以上）、集団学習を実施し健康管理意識の啓発に努める。 ○「健康づくり推進協議会」を設置し、健診データや医療費分析の調査研究を進め、効果的な保健事業を実施する。 ○生活習慣病予防健診結果に基づき、糖尿病のリスクが高い方への「生活習慣改善の冊子」を配布。
4. 組織運営及び業務改革	<ul style="list-style-type: none"> ○事業主・被保険者の意見に基づく適切な運営 ○人材育成 ○業務改革・効率化の推進 ○コンプライアンス、個人情報保護、リスク管理の推進と定着化

平成22年度 事業計画（滋賀支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取り組み推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療費分析の活用による地域医療費適正化推進 <ul style="list-style-type: none"> ・県内最大の保険者として協会の医療費動向を滋賀県（健康推進課・医療保険課）や保険者協議会等関係団体に対して定期的な情報提供を行い、連携を強化することにより国保と合わせた地域全体での医療費適正化に向けた取り組みを推進する。 ○地域との連携事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県及び県下自治体への調査による協同事業の推進や保険者協議会を通じた共通健康づくり事業への取り組みを行う。 ○ジェネリック医薬品の使用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）の名称の普及と加入者が安心して使用できるような広報の推進を行う。 <p>(2) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HPを軸とした広報のみならず、各種媒体を活用した広報機会の拡大を行い、加入者に対するジェネリック医薬品の浸透を行う。 ・保健事業や各種集会・説明会時の「お願いカード」の継続的な配布及び活用による使用促進を行う。 ・ジェネリック医薬品への切替えによる自己負担額の削減効果通知を行う。（平成22年5月予定） ・滋賀県後発医薬品推進協議会（滋賀県医務業務課）及び保険者協議会での情報交換や研修会などを含めた推進事業を行う。 ・三師会を中心とした関係団体への情報提供及び積極的な協力依頼により、地域ジェネリック医薬品の推進を行う。 <p>(3) 加入者に響く広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページの充実と関係団体を通じた広報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な更新業務スケジュールの組み立てと掲載内容の充実により新鮮な情報提供を行う。 ・「見やすさ、わかりやすさ」に重点を置くとともに、申請書等探しやすいHPの運営を行う。 ・関係団体ホームページからのリンクの継続的な拡大を行い、認知度及び利便性の向上を推進する。 ○広域での広報活動として関係団体との保険事業全般の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・保険者協議会及び専門部会・調整会議のほか、健康いきいき21等各種協議会への参画と共同事業推進を行う。 ・地域自治体を含めた関係団体との連携による幅広い広報活動の推進を行う。 特に、特定健診では、自治体の「がん検診同時実施」推進により、住民視点での広報推進を行う。
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康保険委員を活用した協会サポート体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員の体制整備により、協会から直接加入者へ発信する広報をメールマガジンの活用により確立する。 ・健康保険委員に対する、「アンケート」による生の声の収集により協会運営に反映させていく。 ・委員大会及び事務講習会等を通じた、制度・協会事業の周知と協力体制の確立を行う。 <p>(2) 適正な給付業務等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○返納金収納対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・支部重点業務として引き続き定期的な訪問による督促活動を実施し、返納金債権削減を行う。 ○被保険者証の回収促進による不正使用防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・一般加入者は、日本年金機構との連携及び健康保険委員の協力を含めた退職時返却の徹底を行う。（広報活動）

	<ul style="list-style-type: none"> ・任意継続加入者は、返納金と併せて引き続き定期的な訪問による回収活動を行い、新たな債権発生を食い止める。 ○全国的にも見られる不正申請、不正受給に対する厳格な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・「傷病手当金」「出産手当金」「出産育児一時金」を中心とした不正申請の他、「柔道整復師による不正施術」が疑われる案件について、厳格な審査及び実地確認による給付の適正化を実施する。 ○被扶養者資格の再確認 <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者支援金の基本数値となる加入者の適正な把握と不正使用撲滅に向けた被扶養者確認を実施(平成22年5月予定) <p>(3)レセプト点検の効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期的な協会内研修を通じたスキル(技能)向上 ○他支部における容認レセプトの内容を把握し、内容点検の向上を図る ○外傷点検の強化により、第三者行為に係る求償、労災、通災に係る返還金の厳格な適正化に努める <ul style="list-style-type: none"> ・外傷テンプレート(外傷名サンプル)の充実により、負傷照会件数の拡大を図る。 ・継続的に未回答者に対し督促通知を送付する。 <p>[数値目標] ※実績数値の確定後、目標値を修正する 内容点検 987円(前比115%) 資格点検 2,598円(前比100%) 外傷点検 427円(前比120%) 合計 4,012円(前比105%)</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1)健診 ～ <被保険者>広報の強化・事業主健診データの取得促進 <被扶養者>受診券直送方式・地域がん検診同時実施 ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者(40歳以上)(受診対象者数:98,838人) <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率:45.0%(実施見込者数:44,477人) ・事業者健診データ 取得率:10.0%(取得見込者数:9,884人) ○被扶養者(受診対象者数:36,718人) <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率:15.0%(実施見込者数:5,507人) <p>(2)保健指導 ～ <被保険者>アウトソーシング化 <被扶養者>広報の強化・自治体への保健指導委託 ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者(実施対象者数:10,166人) <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率:20.0%(実施見込者数:2,049人) <li style="padding-left: 40px;">(内訳) 協会保健師実施分 16.4%(実施見込者数:1,667人) <li style="padding-left: 40px;">アウトソーシング分 3.6%(実施見込者数:366人) ○被扶養者(実施対象者数:457人) <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率:5.0%(実施見込者数:23人) <p>(3)その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり推進協議会 ～ 保健事業全般の実行策に対する検証と助言 ～ <ul style="list-style-type: none"> ・支部保健事業を円滑かつ効果的に推進するために、支部長に対し必要な提言及び助言を行う ・被保険者、事業主、健康保険委員、保健医療関係者、学識経験者等で構成 ○健康カレッジ ～ 職場における健康リーダーの育成 ～ <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の健康管理水準の向上を図るために、職場の健康リーダーの育成を行う。 ・各事業所の健康管理担当者が具体的な健康づくり手法を習得する。 ○従業員を元気にする職場づくり ～ 職場の健康づくり推進のために ～ <ul style="list-style-type: none"> ・各事業所の健診結果データ及びレセプト情報等のデータに基づく事業所別の健康づくりメニューの実施支援を行う。

<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1)業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支部行動指針の徹底 ～ 3S計画～ <ul style="list-style-type: none"> ・職員是認の活動テーマを3S計画(Speed, Steady, Service)として「スピードをもった確実な業務遂行とお客様視点を常に意識した行動」を実行する。 ○協会行動規範の徹底と遵守 <ul style="list-style-type: none"> ・「法令遵守・職員倫理」「安心と信頼」「個人情報保護」「業務改善」「コスト意識」「人材育成」の徹底はもとより、朝礼・掲示板・支部内研修を活用した「コンプライアンス・個人情報」「防犯・防災」「マナー」等の徹底を行う。 ○業務改善委員会による身近な改善 <ul style="list-style-type: none"> ・業務改善委員会(月1回)の開催により、業務効率化具体策の策定とともに行動規範の徹底のための改善項目の見直しを行う。 ○事務処理誤り改善推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック業務改革会議及び支部業務改善委員会を軸に事務処理誤りを重点項目とした具体策を策定する。 <p>(2)組織体制の強化と人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊要と必要に応じた体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・業務の繁閑に応じた臨時的な人員投下による支部全体での要員適正化を行う。 ・また、新年度の「新規加入」「任意継続加入」「健診事業」等の窓口及び受付体制を確立する。 ○重点業務への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・重要案件については、集中体制やプロジェクトを含む組織運営体制の強化を行う。 ○研修の開催による個人の人々のスキル(技能)向上 <ul style="list-style-type: none"> ・接遇マナーを重点とした定期的な支部研修の導入と業務及び階層別の本部研修により個人の人々のスキル向上を行う。 ○業務進捗確認の定例化 <ul style="list-style-type: none"> ・支部長、部長、グループ長会議の継続定例化により、週間～月間～四半期～半期の業務計画の明確化と実施状況の確認による適正な支部運営を行う。
----------------------	--

平成22年度 事業計画（京都支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組み推進 ① 医療費データ、健診データ等の分析精度（地域特性含め）を上げ、1,000名の健康保険委員等への情報提供を行う ② 独自広報誌「協会けんぽ京都だより」の継続発刊 ③ 医療費適正化に向け、パイロット事業支部に沿った展開を図る ④ 健康保険制度の普及促進を図る ～「健康保険を知ってもらおう」普及展開を若年層にも働きかける（中高生等） (2) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ① 5月に自己負担軽減通知書発送 ② 3師会、行政等との連携、協力要請を図る ～ジェネリック医薬品の在庫確保等、使用促進のための環境整備の働きかけを行う ③ 希望カード、パンフを配布 ④ ジェネリック医薬品の取扱薬局の情報提供 (3) 関係各方面への積極的な発言 ① 京都府医療保険者協議会、京都府地域職域連携推進会議、各市町村国民健康保険運営協議会、京都府、京都市等、被用者保険者として積極的な参加と発言を行う (4) 調査研究の推進等 ① 医療費分析マニュアルの活用を図る ② 「あんしん医療制度研究会」、「支払基金」等のデータも踏まえた地域特性、医療の質、効率化等の観点から医療費等に関するデータベースの充実を図る (5) 加入者に響く広報の推進 ① 21年度実施の「お金を掛けなくても」実施できる公共交通機関を活用した広報を継続 ② ジェネリック医薬品使用促進については、ラジオ、新聞等を活用した広報を計画 ③ モニター制度をはじめ加入者様から直接意見を聞く取組を検討（アンケート含め、双方コミュニケーション化を目指す） ④ あらゆる機会を通じ、積極的な周知広報を行う ⑤ 加入者の健康づくりを増進するために、メールマガジンと連動したホームページの活用を行う ⑥ 音声自動案内によるサービス向上 ～時間外、休日における営業、ホームページ、照会担当窓口案内を留守電にて行う (6) 被用者保険の受け皿としての運営 ① 都道府県別料率を踏まえ、健康保険財政が日次、月次で適切に把握・検証できるよう努める ② 地域の医療費適正化のための取組・情報収集、インセンティブが適切に働くような支部財政運営を行う
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組み ① 「事業所向けQ&A冊子」の継続的な発刊（未送付事業所へ）とバージョンアップ ② 「乳幼児小冊子」の継続的な配布～「安心健診ホットライン」との連携を検討 ③ 「支部窓口意見箱（目安箱）」の継続設置とお客様満足度調査、種々アンケート、ご意見、苦情への迅速な対応

	④ 「サービススタンダード」の適切な運用 ⑤ コミュニケーション研修を活かし、お客様に対する接遇の向上に努める～「接客7大用語」の励行 ⑥ 更なる健康保険委員（健康保険サポーター）委嘱数を増やし、広報、相談等各種事業の推進を図る ⑦ 21年度発刊した、「健康保険任意継続ご加入の皆様」の継続とパンフレット等については加入者様の立場に立脚した改善に努める ⑧ 申請書類の配備場所の拡大（医療機関、商工会議所、市役所等）を図り、郵送化の推進を行う ・任意継続資格取得申出書、限度額適用認定証等、保険料額表の市区町村国保窓口への設置 ⑨ インターネット活用情報提供（医療費通知）や任意継続被保険者保険料の口座振替促進を図る (2) 窓口サービスの展開 ① 地域の実情を踏まえ、創意工夫を活かして、年金事務所等への職員巡回や社会保険労務士会委託を適切に組合せた効率的かつ効果的なサービスを引き続き提供する ② 届書の郵送化の進捗状況や窓口の利用状況を踏まえ、支部窓口サービスの充実を図りつつ、年金事務所等の窓口の在り方を検討する ③ 支部窓口での待機時間をなくするために書類受付だけの窓口を引き続き設置 (3) 健康保険証（扶養者証）の再確認業務 ・医療費の適正化および高齢者医療制度への納付金の適正化を目的に被扶養者の資格の再確認業務を年金機構年金事務所、共同事務センターとの連携を図り、再確認業務を的確に実施する (4) 適正な給付業務の推進 ① パイロット事業支部の成果に習い、不適正な申請事例へ対処するための効果的な審査、調査方法を確立する ② 傷病手当、はり・きゅう、高額療養費点数照会等の実施、柔道整復師療養費負担原因調査の実施 (5) 返納金等債権に係る取組み（パイロット事業支部の成果に習う） ～健康保険返納金債権および第三者求償及び労災等損害賠償債権の収納処理取組み強化 ① 債権額に応じた文書、電話、訪問勧奨を実施し、強化月間の業務委託および返納金担当チームによる効果的・効果的な返納金債権の回収に努める（法的手段も検討） ② 勧奨強化月間をつくり、債権回収に向け集中した取組みを展開する ③ 負傷原因照会調査の対象拡充による、第三者求償及び労災等に切り替わる該当者の特定 ④ 負傷原因照会未回答者や「第三者行為による傷病届」未提出者への提出催告を行い、確実に損害賠償請求や返納金に結びつける (6) レセプト点検の効果的な推進 ① 平成23年4月からの原則レセプトオンライン化に向け、システムによるレセプト抽出機能活用等を含め、点検業務の効率化を図る ② 近畿ブロックにおいて点検情報の共有化を図るとともに、研修等やグループ研鑽により平成22年4月の診療報酬改定に素早く対応できる点検技術の向上に努める ③ 点検効果額について各チーム（医科、歯科、薬剤）の目標を明確に取組む ④ 診療報酬支払基金との連携強化
--	---

<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進 1) 加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、健診および保健指導を中核とし、その他保健事業を適切に組み合わせ、保健事業の総合的かつ効果的な推進を図る 2) 「健康づくり推進協議会」において保健事業に関するグランドデザインを描き、総合的かつ効果的な推進を図る 3) 保健事業の効果的な推進を図るため、パイロット事業の成果を導入する 4) 特定健康診査および特定保健指導については、その他保健事業を組み合わせ適切な広報等とともに、加入者の家族の受診券交付手続きを簡素化する取り組みを実施し、加入者への定着化による実施率の向上に努める 5) 事業主健診については、事業所に対する意識啓発及び特定健康診査との共通検査データを取得する工夫を実践し、その特定健康診査実施目標の到達に努める</p> <p>(2) 健診 ○被保険者 ・生活習慣病予防健診 実施率：48.9%、(受診対象者数：298,027人、実施見込者数：145,603人) 【内訳】 35～39歳 実施率：53.0%、(受診対象者数：51,000人、実施見込者数：27,030人) 40歳以上 実施率：48.0%、(受診対象者数：247,027人、実施見込者数：118,573人) ・事業者健診データ 取得率：20.0%、(受診対象者数：247,027人、取得見込者数：49,405人) ○被扶養者(受診対象者数：96,939人) ・特定健康診査 実施率：30.0% (実施見込者数：29,082人)</p> <p>(3) 保健指導 ○被保険者(実施対象者数：34,604人) ・特定保健指導 実施率：37.1% (実施見込者数：12,838人) (内訳) 協会保健師実施分 12.0% (実施見込者数：4,146人) アウトソーシング分 25.1% (実施見込者数：8,692人) ○被扶養者(実施対象者数：2,530人) ・特定保健指導 実施率：10.0% (実施見込者数：253人)</p> <p>1) 保健指導については、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果を把握、評価、検証し、より効果的な保健指導に努める 2) その他保健事業との組み合わせにより、保健指導や生活習慣の改善が継続できるように、事業所への展開、健康教室実施、支部窓口での健康相談・保健指導実施等の方法を工夫する</p> <p>(4) その他の保健事業 ①健診保健指導動員 ・健診及び保健指導を積極的に勧奨することにより、受診率・実施率の向上を図る ・21年度下半期に実施した「健康づくり推進員による勧奨活動」を継続実施 ②健康管理意識の啓発(職場における健康教育および健康相談) ・事業所職場における健康管理意識の啓発のため、医師、保健師、管理栄養士等が職場に赴き健康教育・相談を実施(受講者5名以上事業所への訪問) ③定期的な「心」の健康相談室の開設</p>
----------------	---

<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>・定期的にメンタルヘルスにかかる相談室を設置し、医師、臨床心理士等による「心」の健康相談を実施(年間45回、健診対象者10名以上事業所へ実施)</p> <p>④地域と密着した健康づくり普及啓発活動 ・行政機関と連携による健診受診率および保健指導の向上を図る 1) 京都府主催の健診促進事業に積極的に協力し、特定健診・がん検診の普及促進を実施 ～特定健診とがん検診の市町村との情報共有化と同時実施を促進する 2) 保険者協議会、被用者保険協議会等が主催する健診促進および健康づくり推進事業に積極的に協力する</p> <p>⑤「安心健診ホットライン」の継続実施 ・「乳幼児小冊子」配布後のホットラインとしての活用 ・保健指導訪問不在者に対する相談環境を提供(専用電話による安心感供与、気軽に利用可能)</p> <p>⑥健診パンフレット及び小冊子の作成 ・健診手続きについての小冊子を作成し、申込みに対する理解を深める ・パンフレットを作成し、健診の勧奨を行う</p> <p>(1) 組織や人事制度の適切な運営 ①組織運営体制の強化 ・支部内のガバナンスを図り、部門間コミュニケーションを強化し、必要に応じた臨機応変な組織体制を構築する ・縦割り思考から脱却し、横串が刺せるゼネラリストローテーションの実施 ②実績や能力本位の人事の推進 ・MBOにおける目標面接のみならず、年2回の職員モチベーション面談を継続実施する ・契約職員の評価評価の明確化を図る(本部契約職員評価制度の推進を図る) ③新たな組織風土・文化の定着 ・主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫の中での責任やコミュニケーション力強化を図る ・お客様及び職員との回答・説明力、並びにコミュニケーション力強化のために、朝・終礼等を活用し、職員の会話を向上する訓練を行う。 ④コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 ・法令規律遵守のみならず社会規範に即した誠実、公正かつ透明性の高い行動を目指す。また、個人情報やセキュリティについても適切な管理等を行うため常時点検の励行を図る ⑤リスク管理 ・リスクの点検・分析を行うとともに、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催等によりリスク管理体制を整備 ・損失を最小限(クライシスマネジメント)に留めるべく、再発防止のための情報共有化を図る</p> <p>(2) 人材育成の推進 ①本部研修のみならず支部研修の実施(学習する職員を目指す) ・21年度は全職員に「コミュニケーション研修」を実施したが、継続して全職員が受講できる研修を計画 ～リーダーシップ力向上・メンタルヘルス・整理力向上・ビジネス文書作成等 ②長期スパンで将来、京都支部を支えるリーダー人財(人材から人財へ)の育成を目指す ③中堅層であるリーダーの意識改革を行い、率先垂範意識を持ち、出る杭は打たれてもスタッフから「誠実で信頼のおける上司」となるように研修等を実施する</p>
----------------------	---

	<p>(3)業務改革の推進</p> <p>①職員においては「作業」から「仕事」への質の転換を推し進め（アウトソーシング化の定着）、コア業務や企画業務への重点化を引き続き進め、人件費コスト意識の醸成を図る</p> <p>②サービス標準化を目指し、近畿ブロック業務改革会議での提言を受け、具体的な業務改善、改良、改革を推進する</p> <p>③レセプトオンライン化他、医療のIT化に適切に対応し、業務処理改善提案を推進し、効果的なIT活用の在り方を検討する</p> <p>④支部職員から担当部署等に関係なく、協会業務を改善する提案を業務改革委員会が集約し、支部内で定期的に改善・対応策会議を開催する</p> <p>(4)経費の節減等の推進</p> <p>①競争入札（入札参加者への広報）や近畿ブロック一括入札、適切な在庫管理等による経費の節減に努める</p> <p>②調達審査委員会による調達、執行の励行と管理、調達結果等の公表による透明性の確保に努める</p> <p>③本部からの情報を最大限に活用し、支部帰属経費の明確化を図り、予算実績管理（管理会計）のもと、的確な支部財政の把握に努め、支部全職員に対しコスト意識の醸成を行う</p>
--	---

平成22年度 事業計画（大阪支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>○平成22年度保険料率（都道府県単位保険料率）への円滑な移行</p> <p>・平成22年度保険料率（都道府県単位保険料率）への円滑な移行に向けて、事業主・加入者に対する周知広報を実施する</p> <p>○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>・大阪府の医療費や健診データの分析を行うとともに、大阪府の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化のため、以下のような取組みを総合的に推進していく。</p> <p>① 医療費に関する情報提供</p> <p>② 関係方面への積極的な発信</p> <p>③ 保健事業の効果的な推進</p> <p>④ ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用推進</p> <p>⑤ 効果的なレセプト点検の推進</p> <p>・医療費適正化に向け、他支部パイロット事業等の推進</p> <p>○ジェネリック医薬品（後発医薬品）の更なる使用推進</p> <p>・ジェネリック医薬品（後発医薬品）については、その名称を普及させるとともに加入者が安心して使用できるよう、加入者の視点から広報の推進を図る。また、後発品の使用に関する患者の意思表示を容易にする「希望カード」の配布を行う。さらに、生活習慣病に重点を置き、ジェネリック委託品に切り替えた場合の自己負担額の削減効果等を通知するサービスを推進する。併せて、ジェネリック医薬品の在庫の確保など、使用促進のための環境整備を関係方面に働きかけていく。</p> <p>○加入者に響く周知・広報の推進</p> <p>・事業主等への情報提供としてメールマガジンのさらなる積極的な広報の実施</p> <p>・大阪支部ホームページの内容充実</p> <p>・掲示ポスター・配布用チラシによる業務内容のPR</p> <p>・健康保険委員の委嘱推進と協会の業務の理解促進</p> <p>・健康づくり推進協議会の設置</p> <p>・対話集会の開催</p> <p>・電話健康相談、安心ダイヤルの実施</p>

<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>○サービス向上のための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者本位の理念について職員への一層の徹底、お客様に対する電話対応等接遇の向上 ・サービススタンダードの目標を定め、遵守し、着実に実施 ・各種申請書等のわかりやすい記載例と、よくある質問についてホームページに掲載 ・郵送による申請の促進（申請書類への郵送可能との表示を押印） ・年金事務所に開設する窓口の在り方を検討（開設時間、体制） <p>○被扶養者資格の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費の適正化及び高齢者医療制度への納付金の適正化を目的に、被扶養者の資格の再確認業務を日本年金機構との連携の下、的確に行っていく <p>○債権回収の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権回収委員を確保し早期回収の促進 ・債権管理簿に基づき債務者へ郵送、電話による返納勧奨 <p>○健康保険給付の適正化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適切な申請事例へ対処するため、効果的な審査・調査手法を実施 <p>○レセプト点検の効果的な推進</p> <p><目標>被保険者1人当たり点検効果額は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容点検 21年度実績を上回る（1,149円以上） ・外傷点検 21年度実績を上回る（416円以上） ・資格点検 21年度実績を上回る（2,449円以上） <p>○点検技術の底上げを図り、効果的なレセプト点検を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムによるレセプト抽出機能の活用 ・点検情報の共有化や研修の実施
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 健診目標</p> <p>○被保険者（40歳以上）（受診対象者：856,725人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：35.9%（実施見込者数：307,564人） ・事業者健診データ 取得率：10.0%（取得見込者数：85,673人） <p>○被扶養者（受診対象者数：376,623人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：15.0%（56,493人） <p>(2) 保健指導目標</p> <p>○被保険者（実施対象者数：85,332人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：10.0%（実施見込者数：8,533人） <p>(内訳) 協会保健師実施分 6.1%（実施見込者数：5,220人） アウトソーシング分 3.9%（実施見込者数：3,313人）</p>

	<p>○被扶養者（実施対象者数：5,649人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：10.0%（実施見込者数：565人） <p>(3) 受診率向上に向けた対策</p> <p>○健診未実施事業所に対する電話、訪問による受診勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年受診事業所への受診勧奨 ・前年未受診事業所への勧奨 <p>○健診機関に対する受診者増対策の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診機関事務打合わせ会（集合） ・健診機関個別訪問指導 <p>○地域性に配慮した健診機関の増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページを活用しての募集
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 組織運営の基盤や民間にふさわしい人事制度の定着</p> <p>○事業主・加入者の意見に基づく適切な運営と組織基盤の定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評議会を基軸として、事業主及び加入者の意見に基づき、PDCAサイクルを適切に機能 ・本部と支部の適切な支援・協力関係を構築するとともに、支部内の管理体制の強化により組織基盤を定着 <p>○実績や能力本位の人事制度の定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標管理制度や人事評価制度を適切に実施 ・職場内のコミュニケーションの強化、風通しのよい組織環境の醸成、仕事の働きがいが実感できる職場づくりの推進 <p>○コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス委員会の開催、研修、各種規程、内部・外部の通報制度等による適切な管理等の徹底 ・個人情報保護やセキュリティについては、各種規程の順守やパスワードの適切な管理を徹底 ・適切な運営を脅かすリスクの点検や防止、リスク管理能力の向上研修の実施、リスク管理体制の整備 <p>(2) 業務改革の推進</p> <p>○業務改善、見直しの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の見直しを行い「業務改善」「業務革新」の推進（「業務革新 Before After」様式での報告）を行い、作業の省力化、効率化を図る <p>○アウトソーシングの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入力等の定型的な業務や繁忙期の業務については、アウトソーシングを一層推進するとともに、業務プロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務への重点化を推進 <p>○経費削減等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員のコスト意識を高め、競争入札や適切な在庫管理等により、経費の節減に努める ・調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める

平成22年度 事業計画（兵庫支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<ul style="list-style-type: none"> ○広報誌を使った情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に支部独自の広報誌を発行する ○「お客様の声」対応プロセスの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・「お客様の声」対応票により、加入者の意見や苦情等をサービス向上や新たなサービス開発に適切に反映する ○後発医薬品の使用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・後発医薬品を使用した場合の薬剤費の軽減額を加入者に通知する ・加入者が安心して使用できるよう、加入者の視点からの広報の推進を行う
2. 健康保険給付等	<ul style="list-style-type: none"> ○サービスの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証の迅速な交付（情報取得から証送付までの日数2営業日以内を目標とする。） ・現金給付の支払の迅速化（サービススタンダードを10営業日とし、達成率100%を目標とする。） ○医療費適正化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復師施術療養費の適正な支払（平均単価、施術日数、多部位等について、本人照会を行う。） ・返納金債権の有効な回収（督促状、債務承認の送付等を行う。） ○業務の効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・業務処理の標準化、効率的な業務の見直し、システム改善。 ○効果的なレセプト点検の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・外部講師によるレセプト点検研修を実施し、点検員のレベルアップを図り効果的なレセプト点検を実施。 点検実施結果を点検員に周知し、目標達成に向けて業務推進を図る。 ○被扶養者資格の再確認 <ul style="list-style-type: none"> ・医療費の適正化及び高齢者医療制度への納付金の適正化を目的に、被扶養者資格の再確認業務を、日本年金機構との連携のもと、的確に行っていく。
3. 保健事業	<p>(1) 健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：408,759人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：41.4%（実施見込者数：169,285人） ・事業者健診データ 取得率：1.2%（取得見込者数：5,000人） ○被扶養者（受診対象者数：164,635人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：20.0%（実施見込者数：32,927人） <p>(2) 保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（実施対象者数：33,349人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：10.5%（実施見込者数：3,501人） <ul style="list-style-type: none"> （内訳） 協会保健師実施分 10.5%（実施見込者数：3,501人） アウトソーシング分 0.0%（実施見込者数：0人） ○被扶養者（実施対象者数：3,556人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：10.0%（実施見込者数：356人）
4. 組織運営及び業務改革	<p>(3) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所ヘルスアップ教室（健康づくり意欲のある事業所を対象に健康づくり支援） ・メタボ予防栄養教室（加入者の家族ぐるみの企画として、栄養教室を開催） <p>○研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員的能力向上及び人材育成のため、支部内で業務研修を実施する

平成22年度 事業計画（奈良支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>○適切な運営の確保（加入者様、事業主様、評議会等の意見を事業運営に反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評議会の円滑な運営 地域に密着した保険運営（加入者・事業主様への都道府県別単位数保険料率に対応） 安心と信頼を得る事業運営（医療費の適正化） 評議会の毎月開催（運営に関する協議） ・健康保険委員（健康保険サポーター）の委嘱の推進 健康保険事業に関する広報、相談、各事業の推進、モニター等、事業への参画、協力 ・「健康づくり推進協議会」の設置及び運営 地域に応じた保健事業の運営を行う。 ・情報共有化シートの継続推進 加入者、事業主様等からの意見等を支部内で浸透させる仕組み継続 ・広報活動の充実 地域自治体、各種団体等の広報紙への掲載・共同広報によりの確な広報機会の創出 地元メディアとの広報施策—地元新聞社との地域と密着した広報活動の推進 加入者、事業主様に対し地域に根ざした協会けんぽとして、認知、理解されるために地元メディアとの連携を図り広報活動を推進する。 (独自事業) <p>○医療費適正化に向けた対策と推進強化</p> <p>保険者機能の一層の発揮を促進し、もって医療保険事業の適正な運営と財政の安定を図ることを目的として、給付の適正化を遂行するため、プロジェクトチームを設置する。</p> <p>22年度は、はりきゅう・あんまマッサージ療養費の適正化推進を新たに取り組み、「柔道整復施術療養費、はりきゅう・あんまマッサージ療養費、整形外科に係るレセプト点検」を一体とした医療費適正化策として実施、更なる強化策として、詐欺等の疑義があるものは、近畿厚生局や警察と相談し、内容によっては告発を行い、刑事事件に発展した不正請求事業については、</p>

	<p>民事による返還請求も視野に入れ、回収に努めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復施術療養費の適正化推進—不自然な被保険者照会調査、面談調査 平成21年5月より実施していた事業を継続拡充し、パイロット事業として更なる整備、強化を図る。 毎月の療養費申請書の書面審査に於いて、「治療日数・治療部位」等から不自然な治療事案がある施術所や「不正利用等の通報」があった施術所等を抽出し、不自然な被保険者照会調査及び被保険者面談等による調査を実施し、更なる強化策として、詐欺等の疑義があるものは、近畿厚生局や警察と相談し、内容によっては告発を行う。 (パイロット事業) ・はりきゅう・あんまマッサージ療養費の適正化推進—不正請求の適正化 新たな医療費適正化事業として柔道整復施術療養費と同様に不正請求が多いとされる、「はりきゅう・あんまマッサージ療養費」について、被保険者照会調査、医師照会調査等を行い、更なる強化策として、詐欺等の疑義があるものは、近畿厚生局や警察と相談し、内容によっては告発を行う。 下記の重点確認項目を基に調査する。 ①医師の同意、再同意 ②治療の必要性 ③濃厚治療 ④西洋医学との並行治療（はりきゅう） ⑤架空、不正請求 (パイロット事業) ・整形外科に係るレセプト点検の適正化推進—本人照会文、負傷届（照会文・回答票）、濃厚診療の各機関との調整 外傷性レセプトからの自動抽出により、被保険者に対し負傷原因照会調査を実施しているが、現行事業を更に発展・強化管理し、給付の適正化を推進するため、下記の項目を追加実施し、更なる強化策として、詐欺等の疑義があるものは、近畿厚生局や警察と相談し、内容によっては告発を行う。 ①外傷性対象レセプトによる負傷原因照会調査の強化実施。 ②外傷性対象レセプトの内容点検の追加実施。 ③第三者行為による負傷の損害保険会社等への返納金債権管理の強化。 (パイロット事業) ・返納金債権の収納強化 返納金債権は、不良債権であり、収納強化に努める必要がある。「発生防止」—発生原因である資格喪失後受診を削減する。「水際での早期回収」—納付期限までに徹底した、保険証回収、新規債権回収を行い、効果的、効率的な返納金債権の減少を図る。
--	--

	<p>定例業務として人員が必要 架電を中心とした水際作戦の徹底 資格喪失後の保険証回収強化を図り、返納金発生の水際での発生防止 事業所へのチラシ、ホームページ等による周知徹底（返納金債権の発生主原因）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付の適正化推進（傷病手当金、出産手当・出産育児一時金） 疑義が生じた場合は、本人照会、事業主照会、担当医師への照会、審査医師の意見を伺いながら日本年金機構と連携を図り、現金給付の適正化を図る。詐欺行為の疑義あるものについては、警察への相談も並行して行い、更なる強化策として、内容によっては告発を行う。 ・被扶養者資格の再確認 就職による異動（削除）届の未提出者を中心に再確認を行い、保健給付の適正化及び高齢者医療制度において保険者が負担する納付金・支援金の適正化を目的に実施する。 <p>○ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者に対して、ジェネリック医薬品に関する情報提供 「自己負担額の削減効果を通知するサービス」H22年2月事前案内、5月送付）準備 名称普及、加入者が安心して使用できるよう加入者の視点での広報推進 ・事前広報による周知活動（ホームページ・各種お知らせ・医療費通知を活用し広報推進） 広報・患者の意思表示を容易にする「お願いカード」配布・軽減額の通知 <p>○加入者に響くサービスの提供と広報の推進（加入者に身近に感じられる存在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間365日電話健康相談「奈良支部あんしんダイヤル」 広報の徹底、健康・育児・メンタル・介護相談等を考慮し特化型広報推進 24時間いつでも気軽に健康相談、育児相談、介護相談、メンタルヘルス相談等ができる「あんしんダイヤル」を通じて身近に感じられるサービスの実現をもって「協会けんぽ奈良支部」が加入者から信頼される体制を構築する。
--	---

	<p>「あんしんダイヤル」の利用により、健康増進等、保健事業効果があることから医療費適正化へと繋がることともに、特定健診・特定保健指導と相対的に実施することにより、相乗効果を図る。 委託先との連携を図りデータの分析等を通じて広報、周知により利用促進サービスの拡充 (独自事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部ホームページでの地域に密着した情報提供、発信力強化 あらゆる機会を捉え、周知広報を実施し、掲載内容の充実を図り郵送費等の削減 ホームページを核とした情報発信力の強化と、郵送コストの削減を目的に実施 健診受診促進による病気予防、早期発見等の広報、各事業所への詳細情報提供 メールマガジンによるホームページの補完ツールとしての情報発信強化 事業内容等、周知広報を実施し効果的かつ経済的な情報発信手段としてメールマガジンを推進する。 (独自事業) <p>2. 健康保険給付等</p> <p>○サービス向上のための取組（加入者等の意見、ニーズに対応したお客様満足度を高める）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付の適正化—サービススタンダードの遵守状況を適切に管理推進 ・郵送化の推進 ・IT化による顧客利便性の広報推進—保険料納付の利便性 コンビニでの納付、電子納付等（インターネットを使用した医療費通知の周知広報） ・限度額認定証の使用促進—県内病院への周知促進活動 医療機関窓口による現物給付化の周知が徹底されていないため、県内病院に向かいでの周知徹底を行う。 加入者からの照会が多いため、各種媒体を通じた積極的な広報を継続する。 ・高額療養費申請書受付案内の送付—申請した加入者の不安を解消 高額療養費の広報及び公的医療保険のメリットの周知 高額療養費は支給まで3~4カ月かかることが多いため、郵送で提出された方からの照会電話が多い。申請された加入者に「受付した旨の案内」と、「支給までの通常日数・流れのご案内」と併せて「限度額認定証の広報」を行う。 <p>○窓口サービスの展開—効率的、効果的な窓口サービスの提供</p>
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口対応充実一職員、契約職員及び契約社会保険労務士の研修、管理体制を徹底し顧客サービスの向上を図る。 ・年金機構との連携強化 <p><u>〇レセプト点検業務の充実強化（効果的、適正なレセプト点検）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・H23年4月からのレセプトオンライン化に向け点検業務の充実強化、教育研修充実を図り、点検技術の向上を図ると共に、効果的なレセプト点検を推進
3. 保健事業	<p>(1) 健診</p> <p>〇被保険者（40歳以上）（受診対象者数：84,522人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：40.0%（実施見込者数：33,809人） ・事業者健診データ 取得率：13.0%（取得見込者数：10,988人） <p>〇被扶養者（受診対象者数：38,971人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：20.0%（実施見込者数：7,795人）(1)健診
	<p>(2) 保健指導</p> <p>〇被保険者（実施対象者数：10,169人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：22.0%（実施見込者数：2,238人） (内訳) 協会保健師実施分 17.0%（実施見込者数：1,729人） アウトソーシング分 5.0%（実施見込者数：509人） <p>〇被扶養者（実施対象者数：834人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：15.0%（実施見込者数：125人）(2)保健指導 <p>(3) その他の保健事業</p> <p>〇特定健診・特定保健指導の広報強化</p> <p>〇ヘルシー・簡単・バランスレシピのホームページ掲載</p>

4. 組織運営及び業務改革	<p><u>〇組織のシステム化の継続推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ制組織の推進－リーダーを中心としたグループ単位の業務推進とOJTの強化による組織力の強化推進を図る。 グループ長、リーダー、スタッフ、契約職員の役割分担を明確にし、職員に対して新しい取り組みへのチャレンジしやすい環境整備を行う。 ・情報共有化シートの活用－職員、契約職員の迅速な情報共有を図り、一体化した事業体制の推進を図る。 <p><u>〇業務改革の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理誤り発生防止のため、責任体制の明確化及び原因究明による防止体制の徹底 ・業務改革PJにて毎月検討会を開催し、業務の改革及び省力化を推進する。 ・定型的な業務についての契約職員への移管推進とアウトソーシングの検討 <p><u>〇人材教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部独自の人事研修の開催－民営化に求められる意識改革と次世代を担う人材育成 ・ジョブローテーションの推進－マンネリ化排除、自己改革の機会創出と次世代の人材補給体制の整備 ・リーダーの成長－評議会による発表を通じてリーダーの成長に加速をつける。 <p><u>〇個人情報管理の徹底推進</u>（個人情報管理組織の確立と管理機能強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報管理委員会で、チェックシートによる月次単位の個人情報管理の推進と進捗管理の徹底 ・職員、契約職員及び全就労者への個人情報管理の重要性の周知徹底と意識改革
---------------	--

平成22年度 事業計画 (和歌山支部)

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>平成22年度は、協会けんぽの財政状況の急激な悪化とそれを受けての和歌山支部保険料率の急激な上昇について支部全体および職員各位で深刻に受け止め、加入者の理解を得るべく最大の努力を払い、加入者本位の保険運営を着実に実行していくために下記の取り組みを行う。</p> <p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の医療費や健診データを分析するとともに、和歌山支部の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進のため以下のような取り組みを総合的に推進していく。 <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ等により和歌山支部の医療情報を発信する。 ○関係方面への積極的な発信（各種経済団体・和歌山県・県内市町村など） ○保健事業の効果的な推進（健康づくり推進協議会・和歌山県保険者協議会など） <p>(2) 医療費適正化推進の一環として、平成24年度までに、ジェネリック医薬品の数量シェアを30%以上にするため、ジェネリック医薬品の更なる使用促進策を展開する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品使用促進のチラシを作成し、全事業所へ届く広報を行う。 ・ジェネリック医薬品の使用に関する患者の意思表示を容易にする「希望カード」の配布を引き続き行う。 ・生活習慣病に重点を置き、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減効果等を通知するサービスを行う。 ・和歌山県内の3師会に、使用促進に対する理解を求める。 <p>(3) 加入者に響く迅速な広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者及び事業主に対する情報提供や広報については、ホームページのほか、「社会保険わかやま」などにより定期的なお知らせを実施するとともに、メールマガジン等を活用し、加入者の視点から積極的な情報提供を行う。
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険給付については、申請の受け付けから給付金の支払までの期日を、サービススタンダードとして定められた10営業日以内に支払いを行うこととする。 ・入院にかかる高額療養費のターンアラウンド方式による高額療養費申請の案内通知のサービスを引き続き実施して行く。 ・任意継続被保険者保険料の口座振替の利用の促進を図る。目標件数を900件とする。 ・お客様に対する接遇の向上を図るため教育研修を実施し、お客様の満足度を高める。 ・健康保険委員の勧奨及び委嘱を前年に引き続き進め、健康保険事業に関する広報、相談、各種事業を推進していく。 ・各種広報や健康保険委員による相談対応、申請書類の配備場所（商工会議所・商工会等）の維持管理を行い、電話案内時に積極的に郵送依頼を働きかけるなどの方策により前年度実績を超える郵送化率の達成に向けて努力する。 <p>(2) 健康保険給付の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険給付（傷病手当金）について、被保険者照会及び医療機関照会の実施や審査医師の意見を伺いながら適正な給付に努める。 <p>(3) 窓口サービスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについては、年金事務所等への職員の巡回や外部委託を適切に組み合わせ、効果的かつ効果的にサービスを提供する。 <p>(4) 被扶養者の再確認事務</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者の再確認事務について、日本年金機構との連携の下、的確に行っていく。 <p>(5) 返納金等債権管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収事務の強化として、催告状・案内文書の送付強化を行うとともに、一般被保険者にかかる被保険者証の回収については、日本年金機構との連携の下、的確に行っていく。 <p>(6) レセプト点検の効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会システムの特長を十分に活かし、マネジメントを重視して、職員と点検員等の適切な役割分担に従い、効果的な点検を実施し医療費の適正化を実施する。 ・資格点検については審査支払機関から受領したレセプトについて、データセンターで取り込み処理後、確認調査を実施し医療機関への返戻及び加入者への返還措置を実施する。[目標] 被保険者一人当たり点検効果額 2,531円以上 ・内容点検については、資格点検実施後に内容点検対象抽出を行い、各種のレセプト参考情報を活用し、全レセプトを対象に単月・縦覧・突合・自動点検調査を実施する。[目標] 被保険者一人当たり点検効果額 899円以上 ・外傷点検については業務上、通勤災害及び第三者行為に該当するレセプトを的確に把握し、医療機関への返戻及び加入者への返還措置を実施する。[目標] 被保険者一人当たり点検効果額 537円以上 ・加入者に対し年2回（1回の可能性あり）医療費通知の送付を行う。また、毎月レセプト審査の結果、医療費が減額され、加入者等が支払った一部負担金に大きく過払いが生じた場合において、高額査定通知を実施する。 ・近畿厚生局和歌山事務所への情報提供依頼、業務グループとの連携、他支部との情報交換を行い点検調査事務の向上を図る。 ・職員及び点検員等の資質向上を図るため研修を実施する。
3. 保健事業	<p>(1) 健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：83,927人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：45%（実施見込者数：37,767人） ・事業者健診データ 取得率：15%（取得見込者数：12,589人） ○被扶養者（受診対象者数：34,938人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：15%（実施見込者数：5,240人） <p>(2) 保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（実施対象者数：10,423人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：15.1%（実施見込者数：1,576人） <ul style="list-style-type: none"> （内訳） 協会保健師実施分 15.1%（実施見込者数：1,576人） アウトソーシング分 0.0%（実施見込者数：0人） ○被扶養者（実施対象者数：456人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：11.0%（実施見込者数：50人） <p>(3) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者健診データの提供協力体制の構築。 ・広報及び勧奨活動を通じて新規受診企業（受診者）の獲得に取り組む。 ・マンパワー（保健師）の確保を図る。 ・保健師の質の向上を図り、中断率の減少を図ることに取り組む。 ・特定保健指導のアウトソーシングの検討。

4. 組織運営及び業務改革	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等の連携を図り、がん検診と同時実施できる体制構築を図ることに取り組む。 ・訪問事業所の1事業所あたりの保健指導実施率の向上を図る。 <p>(1) 組織や人事制度の適切な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制（ガバナンス）の強化、部門間の連携により、組織運営の強化を図る。 ・人事評価制度への理解を深めることにより、円滑に実施する。 ・協会のミッションや目標の徹底、職場におけるコミュニケーションの強化、人材育成、働きがいを実感できる職場づくりを行う。 ・点検・確認や研修等により、コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理等の徹底を行う。 <p>(2) 人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各分野で重点的な分野を定め本部と連携した研修を実施するとともに、個人の知識能力向上のための必要な処置を講ずる。 具体的には伝達研修については、知識の「伝達」の域にとどまらず、実効性のある研修内容にしていく。 また、管理者・リーダーは、3年先5年先を見据えた後継者の育成にも意識するものとする。 <p>(3) 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よりよいサービスの標準化を目指し、業務改善等会議により具体的な改善を実現していく。 <p>(4) 経費の削減等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員のコスト意識を高めるとともに、調達や執行の透明性を確保するため、次の取組を行う。 協会の財政状況や支部経費を掲示板等により周知する。 支部経費の競争入札や適切な在庫管理等により、経費の削減に努める。
---------------	---

平成22年度 事業計画（鳥取支部）

1. 保険運営の企画	<p>○保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「評議会」「健康づくり推進協議会」の適切な運営 <p>○ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）の名称の普及と加入者の視点に立った広報の推進 ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用に関する患者の意思表示を容易にする、「希望カード」の配布 ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えた場合の自己負担額の削減効果等を通知するサービスの定着 ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）の在庫の確保など、使用促進のための環境整備の関係方面への働きかけ <p>○関係方面への積極的な発信</p> <p>○加入者に響く広報の推進</p>
2. 健康保険給付等	<p>○サービス向上のための取り組み</p> <p>○窓口サービスの展開</p> <p>○被扶養者資格の再確認</p> <p>○適正な給付業務の推進</p> <p>○返納金債権の回収に向けた取り組み</p> <p>○レセプト点検の効果的な推進</p> <p>○資格喪失後受診の防止対策の検討</p>
3. 保健事業	<p>(1) 健診</p> <p>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：67079人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：42.5%（実施見込者数：28508人） ・専門家健診データ 取得率：5.0%（取得見込者数：3353人） <p>○被扶養者（受診対象者数：21271人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：13.8%（実施見込者数：2935人） <p>(2) 保健指導</p> <p>○被保険者（実施対象者数：4684人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：28.5%（実施見込者数：1335人） （内訳） 協会保健師実施分：28.5%（実施見込者数：1335人） アウトソーシング分：0.0%（実施見込者数：0人） <p>○被扶養者（実施対象者数：291人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：8.6%（実施見込者数：25人）

	<p>(3)その他の保健事業</p> <p>○各種事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニター事業所による「会社で取り組む禁煙大作戦」の実施 ・「メタボ予防料理講習会」の開催 ・「40歳からの健康週間」における出前健康相談（血圧測定など）の実施 ・ウォーキングをきっかけとした健康づくりの推進
4. 組織運営及び業務改革	<p>○適切な組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部内の部門間連携強化、機動的な組織体制の見直し、組織運営体制の強化 ・コンプライアンス・個人情報保護、リスク管理体制の強化 <p>○人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階層別、業務別研修等を通じた人材育成の推進 <p>○業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定型的な入力業務や繁忙期の業務のアウトソーシングのより一層の推進 ・コア業務が実施できる体制の確立 <p>○経費の節減等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員のコスト意識の向上 ・予算執行の透明性の確保

平成22年度 事業計画（島根支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療費や健診データを分析するとともに、加入者の疾病の予防や健康増進等のための取組みを総合的に推進 ○ 医療費適正化に向けた事業の積極的な実施 <p>(2) ジェネリック医薬品（後発医薬品）の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 名称を普及させるとともに、加入者の視点から広報の推進を図るため、以下の取組みを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・各種広報及び説明会等による周知 ・使用に関する患者の意思表示を容易にする「希望カード」の配布 ・先発品から切り替えた場合の自己負担額削減効果等の通知 ・使用促進のための関係団体との協力連携 <p>(3) 関係方面への積極的な発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療費や健診データの分析結果を活かし、保険者としての意見を積極的に発信 <p>(4) 調査研究の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療費や健診結果の状況の集計・分析を行い、加入者等に情報提供を実施 <p>(5) 加入者に響く広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページの他、以下の定期的なお知らせを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険協会が発行する広報誌に記事を提供 ・年金事務所が送付する保険料納入告知書へのチラシ同封 ・健康保険委員情報提供紙「だんだん健康」の発行
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「島根支部業務改善検討チーム」の定期的な検討によるサービス改善・向上 ○ サービススタンダードの適切な管理と着実な実施（目標達成率：100%） ○ お客様に対する接遇向上を図るなど、お客様の満足度を高める取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・電話・窓口相談のサービス向上のため、他グループの業務を習得する研修の実施 ・加入者等の申請誤りを防ぐためのチラシを作成・配布 ○ 健康保険委員の更なる委嘱と活用の推進 ○ 前年度に引き続き、申請書類の配備場所を拡大（産科・産婦人科診療所） ○ インターネットを活用した医療費の情報提供サービス及び任意継続被保険者の口座振替の利用促進 <p>(2) 窓口サービスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出雲及び浜田年金事務所への窓口設置及び外部委託による効率的かつ効果的なサービスの提供 <p>(3) 被扶養者資格の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本年金機構との連携により的確に実施し、医療費及び高齢者医療制度への納付金の適正化を推進 <p>(4) 適正な給付業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「島根支部債権管理チーム」による返納金債権回収及び保険証回収の勧奨 <p>(5) レセプト点検の効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 点検技術の底上げ及び効果的なレセプト点検の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検に関する支部内研修の実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・外部講師による研修の実施 ○ レセプト点検効果額 <ul style="list-style-type: none"> ・資格点検： 2,724円以上（21年度実績見込みを上回る） ・内容点検： 933円以上（21年度実績見込みを15%程度以上上回る） ・外傷点検： 580円以上（21年度実績見込みを20%程度以上上回る）
3. 保健事業	<p>(1) 健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：87,983人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：50.9%（44,800人） ・事業者健診データ 取得率：10.0%（8,800人） ○ 被扶養者（受診対象者数：28,372人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：45.0%（12,770人） <p>(2) 保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者（実施対象者数：10,506人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：32.6%（3,420人） ○ 被扶養者（実施対象者数：1,162人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：30.0%（349人） <p>(3) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定健康診査（被扶養者）及び特定保健指導の実施率向上のための取組 <ul style="list-style-type: none"> ・加入者及び事業所に対する文書、電話及び訪問勧奨の実施 ・がん検診と被扶養者に関する特定健診の同時実施による受診促進 ・被保険者に関する特定保健指導の中断率減少のための支援対策の実施（メタボ解消レシピ、バーチャルウォーキングを作成しホームページ上で展開）
4. 組織運営及び業務改革	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 組織運営の強化 ○ 新たな組織風土・文化の定着 ○ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 ○ リスク管理の徹底 <p>(2) 人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本部主催の研修及び支部の独自研修による人材育成の推進 <p>(3) 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 島根支部業務改善検討チームによる具体的な改善の推進 ○ 職員のコア業務及び企画業務への重点化の推進 ○ 医療のIT化への適切な対応とシステム改善の推進 <p>(4) 経費削減等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員のコスト意識向上及び適切な在庫管理等による経費削減の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付支給決定通知書のハガキ化による経費削減 ○ 調達や執行の透明性の確保

平成22年度 事業計画（岡山支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<ul style="list-style-type: none"> ○加入者に響く広報の推進 <ul style="list-style-type: none"> 情報発信力の向上による地域に密着した広報の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ及び携帯サイトの充実 ・メールマガジンの実施 ・健康保険委員を通じた効果的な広報の推進 ○保険者機能の発揮による総合的な取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・加入者の疾病予防や健康増進及び医療費適正化に向けた地域の医療費や健診データの分析の推進 ○ジェネリック医薬品（後発医薬品）の更なる使用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・加入者が安心して使用できるよう加入者の視点に立った広報の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・希望カードの配布 ・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額等の通知 ・保険者協議会等の場を活用した使用促進の推進
2. 健康保険給付等	<ul style="list-style-type: none"> ○被扶養者資格の再確認 <ul style="list-style-type: none"> ・医療費の適正化及び高齢者医療制度における納付金の適正化を目的とした被扶養者資格に係る再確認業務の日本年金機構との連携による的確な実施 ○サービス向上のための取組 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険給付に係るサービススタンダード（申請の受付から給付金の振込みまでの期間）の適切な管理及び着実な実施 ・お客様に対する接遇及び満足度の向上 ・健康保険委員への活動支援を通じた円滑な事業推進 ○適正な給付（現金給付）業務の推進 ○レセプト点検の効果的な推進 <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度からのレセプトの原則オンライン化に向けたシステム抽出機能の活用等による点検業務の充実・強化 ・点検情報の共有化及び研修の充実を通じた点検技術の底上げによる効果的なレセプト点検の推進
3. 保健事業	<p>(1) 健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：217,807人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：43.0%（実施見込者数：93,657人） ・事業者健診データ 取得率：20.0%（取得見込者数：43,561人） ○被扶養者（受診対象者数：74,446人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：20.5%（実施見込者数：15,261人） <p>(2) 保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（実施対象者数：30,188人）

	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：25.6% (実施見込者数：7,740人) (内訳) 協会保健師実施分 13.7% (実施見込者数：4,140人) アウトソーシング分 11.9% (実施見込者数：3,600人) ○被扶養者 (実施対象者数：1,831人) <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：10.1% (実施見込者数：185人)
	<p>(3) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適切な広報及び特定健診受診券の交付手続を簡素化する取組による加入者への定着の推進 ○健康保険委員を通じた意識啓発や健診受診率の向上 ○職場における運動を中心とした健康づくり事業の推進 ○健康イベント等の場を活用したパネル展の開催 ○健康セミナー等の実施
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな組織風土・文化の定着及び適切な運営 <ul style="list-style-type: none"> ・定例ミーティングを通じた協会のミッションや目標の徹底 ・職場におけるコミュニケーションの強化等による働きがいを実感できる職場づくり等の推進 ・職員のさらなる意識改革推進による主体性と実行性を重視した自由闊達な雰囲気と創意工夫に富んだ組織風土・文化の定着 ○コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・内部及び外部通報制度の実施及び研修等を通じた遵守の徹底 ○業務改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・業務改革会議（中国5支部）を通じた業務の効率化や標準化及び業務品質向上の推進 ○経費の節減等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・職員のコスト意識向上による経費削減の推進 ・調達審査委員会及び支部独自委員会の契約審査会による適切な調達及び執行の管理 ・調達結果のホームページ公表による透明性の確保

平成22年度 事業計画（広島支部）

項 目	実 施 内 容 等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○評議会運営 <ul style="list-style-type: none"> ・評議会からの意見・提案等を生かした業務運営を行う ○事業計画等の進捗管理の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・数値目標管理の徹底（差異分析の実施徹底） ・支部の財政指教管理の実施（本部へのデータ提供要望） ○地域の医療費や健診データの分析 <ul style="list-style-type: none"> ・医療費削減対策のデータベースの構築 ・（電子化された）レセプトデータの有効活用の検討を行う ○健康保険委員との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員（1,919名）を活用した広報の検討 ・健康保険委員向けメルマガの創刊、読者増1,000件 ・健康保健委員による保健事業の広報、相談機能、健診促進 ・健康保険委員向け研修の実施（年金機構との連携、年2回実施） ○パイロット事業の成果に基づく業務展開を受け、効果的に遂行する ○レセプトデータの分析による新たな医療費削減策の検討および、保健事業との連動 <p>(2) ジェネリック医薬品の使用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通知業務 <ul style="list-style-type: none"> ・09年9月、10月分のレセプトデータを使用し、09年7月実施の通知業務の効果について追跡調査を行う。 ・2回目以降の通知業務の円滑な実施 ・通知業務の結果検証による効果的な通知方法（年齢、金額の層別等）の検討・提案 ○広報・周知活動 <ul style="list-style-type: none"> ・削減通知から使用のための情報提供や環境整備の促進 ・他保険者等との情報交換により地域の使用促進を図る ○医師会、薬剤師会との協力関係構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品の推奨リスト作成等の協同作業の模索 <p>(3) 加入者に響く広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○効率的な広報の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・メルマガとHPの連動によるタイムリーな情報発信の実施 ・支部HPの内容の充実及び閲覧者の拡大 [目標年間閲覧件数：100,000件] ・メルマガの内容の充実及び読者の拡大 [目標登録件数：2,000件] <p>(IT環境の整う100名以上事業所約800社をターゲットにした効果的な読者増加策などを実施)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者としての意見の積極的な発信 ・窓口の広報強化（窓口のチラシ整備、各種施策等の確実な情報提供と迅速化） ・アンケート等を利用した加入者意見の積極的な収集と活用を図る ・健康づくり推進協議会の意見の発信（会議開催については年2回を予定）
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービスの向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険給付金支払いについて、サービススタンダードの完全実施（10日以内） ○加入者に分かり易い申請書等の徹底（申請書等の様式や記載要領の改善を本部とともに実施する） ○加入者等のご意見や苦情等を迅速に、また、正確にフィードバックし、サービス改善を図る <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査等を実施し、加入者等の意見やニーズを適切に把握し、サービス向上に努める ○申請書類の配備場所の拡大を図る <ul style="list-style-type: none"> ・限度額適用認定申請書等の医療機関への配備 ○保険証作成スケジュールのサービススタンダードの徹底（2日以内） <p>(2) 窓口サービスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年金事務所に、引き続き協会窓口を設置する ○郵送受け付けの促進（目標郵送率：70%） ○届書の郵送状況や窓口の利用状況を踏まえ、年金事務所等の窓口の見直しを検討する ○窓口委託先の再検討（社労士以外の委託先の検討等） ○窓口対応職員のスキルアップ（研修を年2回実施） ○ウェブカメラを活用した窓口対応の検討 <p>(3) 被扶養者資格の再確認</p> <p>医療費の適正化及び高齢者医療制度への納付金の適正化を目的に、被扶養者の資格の再確認業務を日本年金機構との連携の下、的確に行っていく</p> <p>(4) 適正な給付業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不正請求に対する対策の実施 <ol style="list-style-type: none"> ①不正請求情報（柔整・診療報酬等）の一元管理と地方厚生局への情報提供 ②他支部のパイロット事業の成果を踏まえたマニュアル等を基に、健康保険給付の適確な審査の徹底と調査の実施 ③定期的な自主点検の実施及び結果の業務へのフィードバック ○船員保険業務の円滑な移行 <p>(5) レセプト点検の効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○点検効果の向上のため、重点点検項目の選定等点検方針を策定する ○内容点検 <ul style="list-style-type: none"> ・内容点検の効率的・効果的な実施及び強化 ○疑義レセプト、疑義項目等支払基金と定期的に連絡会議を行う

	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な容認事例を累積し、レセプト点検員等へ周知・研修を行い、スキルアップを図り、効率的な点検を行う ・被保険者1人当たりの目標効果額：500円（09年724円） ・再審査案件数目標：57,600件 容認率目標：68パーセント（09年67%） ○外傷点検 <ul style="list-style-type: none"> ・外傷点検の強化を図る ・被保険者1人当たりの目標効果額：目標：460円（09年510円） ○業務結果を3か月毎に分析・検証し、医療費適正化会議に諮り効果的な点検を推進する <p>(6) 返納金債権管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他支部のパイロット事業の成果を受け、支部として効果的な業務構築を行う <ul style="list-style-type: none"> ・債権の特性に応じた効果的な回収施策を実施 ・債権の回収率目標80%
3. 保健事業	<p>(1) 健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：313,974人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：45%（実施見込者数：141,288人） ・事業者健診データ 取得率：15%（取得見込者数：47,096人） ○被扶養者（受診対象者数：110,327人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：30%（実施見込者数：33,098人） ○特定健診等の制度の周知 ○健診枠の拡充 ○申込・予約フローの改善 ○規模の大きい事業所へ受診・保健指導勧奨をし、協力体制を組む（1,800社・健康保険委員等） ○事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替え促進 <ul style="list-style-type: none"> ・目標代替人数15000人（生活習慣病予防健診目標実施率45%のうちの5%相当） ○事業者健診データの取り込みの促進 ○市町との協力（被扶養者は受診券直送時に市町の健診も広報する等） ○自己負担のない特定健診の地域・会場の増加 ○被扶養者で事業者健診を受けた人や、治療中の人のデータ取り込みができるか検討 <p>(2) 保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（実施対象者数：40,126人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：25.0%（実施見込者数：10,032人） <ul style="list-style-type: none"> （内訳） 協会保健師実施分 23.8%（実施見込者数：9,532人） アウトソーシング分 1.2%（実施見込者数：500人） ○被扶養者（実施対象者数：3,905人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：25%（実施見込者数：976人）

	<p>○事業所の健康づくりの風土を醸成する（50名以上事業所約1,800社・健康保険委員等）</p> <p>○より多くの特定保健指導対象者に会えるような訪問設定・対象者の効率的指名のための同意</p> <p>○効率的・効果的な保健指導体制の構築（業務の分担・継続支援の方法等）</p> <p>○案内業務、訪問設定など、支部内事務の明確化・効率化</p> <p>○医療費抑制の観点からも対象者設定し、保健指導実施（予防・要精検・要治療他）</p> <p>○保健指導に関する効果的なアウトソーシングの利用を検討する</p>
4. 組織運営及び業務改革	<p>(3) その他の保健事業</p> <p>○事業所ぐるみの健康づくり支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員等に特定健診や保健指導の意義や必要性等を説明 ・事業所に合った取り組みメニューの実施を支援 <p>○健診データ、医療費分析とレセプトデータから重点課題を絞り、効果的な対策を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診データをレセプトデータと突合させて分析し健康と医療費の関わりから健診事業の促進 ・健診結果のフォロー体制の強化（要再検査の未実施者のフォロー） <p>○事業者健診データの取り込みの推進</p> <p>○県・市町や他の保険者との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各医療保険者との共同事業の検討・実施 ・保険者協議会との連携 <p>○保健指導の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁煙指導の強化による積極的支援対象者の削減（対象事業所を選定し、モデル事業を実施する） <p>(1) 支部内組織の活性化</p> <p>○組織体制の見直し（定員管理、権限、業務、アウトソーシング）</p> <p>○労務管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務管理（前年度比-10%） ・計画的休暇取得と連続休暇取得の推進 ・衛生委員会を活用した健康管理の促進 <p>○課題解決のため、部署を越えたワーキンググループの立ち上げとそれによる課題解決や提案を行う</p> <p>○共有サーバー設置による情報共有の仕組みの実現</p> <p>○迅速かつ確実な情報伝達と集約を徹底する</p> <p>(2) 新しい組織風土の形成</p> <p>○民間企業の視察や外部の研修・講習等への積極的な参加により、業務・組織運営のノウハウを取り入れる</p> <p>○層別懇談会などによる意見交換を行い、風通しのよい組織とする</p> <p>(3) コンプライアンス・個人情報保護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス委員会、個人情報管理委員会・担当者会議の運営の継続 ・朝礼、研修の活用

	<p>(4) リスク管理</p> <p>○危機管理の徹底</p> <p>○業務における確認の徹底</p> <p>(5) 人材育成の推進</p> <p>○教育・研修の実施、充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部研修への参加のみならず、外部研修への参加や外部講師を招聘しての研修の実施 ・計画的思考、自発性・積極性等に関する研修の企画・実施 <p>(6) 業務改革の推進</p> <p>○アウトソーシングを含めた業務フローの見直しによる業務の効率化と手続きの簡素化</p> <p>○お客様の声や、お客様目線による業務の見直しにより、分かり易く、迅速な業務体制への変革を継続する</p> <p>(7) コスト削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見える化による職員のコスト意識の徹底と経費削減の継続実施（10%削減） ・予算管理と月次予算の周知 ・入札、見積もり競争を活用した透明性の確保と効率的な調達の実施
--	--

平成22年度 事業計画 (山口支部)

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	(1) 医療費適正化対策の総合的な推進 ○ 後発医薬品の使用促進 (2) 関係団体との連携強化 ○ 各保険者との情報共有並びに連携強化 ○ 県・市町及び他の保険者との連携による特定健診・がん検診の同時開催の推進 (3) 調査研究の推進 ○ 学術機関との連携による分析力の向上 (4) 加入者等に響く広報の実施 ○ きめこまかい情報発信 ○ 郵送化促進に係る広報の充実 ○ 事業推進につながる広報
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取り組み ○ サービススタンダードの達成率100%の実施 ○ 繁忙期における協会窓口(年金事務所含む)の強化 ○ 健康保険委員に対するセミナー及び情報提供の実施 ○ 高額療養費未申請者に係る申請案内の毎月実施 ○ お客様の声の共有化を図り、サービスの改善に努める (2) 現金給付の適正化 ○ 不正受給の疑いのある現金給付の調査の実施 (3) 医療費適正化及び高齢者医療制度への納付金の適正化を目的とした、被扶養者の資格の再確認を日本年金機構との連携により的確に実施する (4) 医療費適正化対策の推進 ○ レセプト点検の効果的な推進 ・ 査定事例の共有化 ・ 専門知識・技術向上のための研修 【目標効果額】内容点検421円以上、外傷点検456円以上 ・ 審査医師の積極的な活用 (5) 債権回収の推進
3. 保健事業	(1) 健診 ○ 被保険者(40歳以上)(受診対象者数:143,282人) ・ 生活習慣病予防健診 実施率:40%(実施見込者数:57,313人) ・ 事業者健診データ 取得率:3%(取得見込者数:4,298人) ○ 被扶養者(受診対象者数:48,860人)

	・ 特定健康診査 実施率:20%(実施見込者数:9,772人)
	(2) 保健指導 ○ 被保険者(実施対象者数:12,137人) ・ 特定保健指導 実施率:28.2%(実施見込者数:3,423人) (内訳) 協会保健師実施分 28.2%(実施見込者数:3,423人) アウトソーシング分 0%(実施見込者数:0人) ○ 被扶養者(実施対象者数:1,104人) ・ 特定保健指導 実施率:5%(実施見込者数:55人)
	(3) その他の保健事業 ○ 特定健診未実施事業所に対する文書勧奨 ○ 生活習慣病予防健診未実施事業所に対する電話勧奨 ○ 生活習慣病予防健診及び特定健診未実施事業所(健診対象者100人以上の大規模事業所)への訪問勧奨 ○ 任意継続被保険者に対する生活習慣病予防健診及び特定健診の受診案内 ○ 健診結果説明会及び歯科指導の実施 ○ パイロット事業の結果をふまえた健康管理事業の推進 ○ 特定健診受診促進の実施
4. 組織運営及び業務改革	(1) 組織や人事制度の適切な運営 ○ 組織運営体制の強化 ○ 実績や能力本位の人事の推進 ○ 新たな組織風土・文化の定着 ○ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 ○ リスク管理体制の整備 (2) 業務の改革及び円滑な推進 ○ 業務運営推進会議の定期開催 (3) 人材育成の推進 (4) 経費節減のための取り組み ○ 競争入札の実施及び適切な在庫管理 ○ 職員へのコスト意識の啓発

平成22年度 事業計画（徳島支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>○保険料率の上昇への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆極めて厳しい協会財政状況により、22年度全国保険料率の上昇が避けられないことから、年度当初より全国並びに都道府県単位保険料率及び保険料収入の状況等について、加入者・事業主のご理解や納得が得られるよう、広報を積極的に実施する。 ◆23年度徳島支部保険料率への対応及び必要な広報を実施する。 <p>○医療費適正化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆医療費や健診データを分析するとともに、徳島県の実情を踏まえた医療費適正化のための総合的な取組みを推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・医療費や健診データ等の分析結果を加入者等に対し情報提供し、健康づくり意識の高揚を図る。 ・医療費の適正化に向け、パイロット事業を参考に効果的な保健事業のあり方を検討し試行する。 <p>○ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ジェネリック医薬品の使用促進の取組みを実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額軽減額等を通知するサービスを実施する。 ・ジェネリック医薬品の一般的な事項について、広く周知を行うとともに、意思表示を容易にする「希望カード」を配布する。 ・使用促進のための環境整備を関係方面に働きかけていく。 <p>○関係方面への積極的な発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆保険者協議会及び地域職域連携協議会等において、加入者及び事業主の立場に立った保険者としての意見を積極的に発信していく。 <p>○加入者に響く広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆加入者に対するタイムリーな情報提供や広報を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・毎月、「社会保険とくしま」を活用し、事業主等へ情報掲載を行う。 ・支部ホームページを充実させ、広く県民に対し情報提供を行う。 ・コストを勘案しつつ、関係団体の広報誌等を活用し情報提供を行う。 ・健康保険組合連合会等、他の保険者及び行政との共同広報を実施する。 <p>○被用者保険の受け皿としての運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆小規模零細事業所が加入事業所の大半を占めるため、きめ細かな広報を実施し、制度周知を行う。
2. 健康保険給付等	<p>○サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆加入者の意見等を踏まえながら、職場の意見や発想を活かし、サービスの改善や向上に努めていく。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書等の様式や記載要領、パンフレット等の改善や手続きの簡素化を推進する。 ・郵送及び電子申請による申請の拡充に向けた環境整備を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ◆サービススタンダード達成に向けた進捗管理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・給付金等支払いについて、原則10日間での支払いを着実に実施する。 ◆徳島県社会保険委員会連合会との連携を図り、健康保険委員の増員に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険サポーターとして健康保険委員の育成強化を図り、加入者に対する広報、相談、各種事業を推進していく。 <p>○窓口サービスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについて、加入者の立場に立った適切なサービス提供体制の充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・県内3年金事務所での窓口体制については、サービスが低下しないよう窓口のあり方を検討する。 <p>○被扶養者資格の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆医療費の適正化及び高齢者医療制度への納付金の適正化を目的に、被扶養者の資格の再確認業務を日本年金機構との連携の下、的確に行っていく <p>○レセプト点検の効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆点検情報の共有化、研修の充実を通じて、点検技術の向上を図り、効果的なレセプト点検を推進する。 <被保険者1人当たりの効果額> 資格点検 2,605円 内容点検 1,266円 外傷点検 524円
3. 保健事業	<p>(1)健診</p> <p>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：82,806人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：45.0%（実施見込者数：37,262人） <p>○被扶養者（受診対象者数：29,117人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：26.9%（実施見込者数：7,833人）
	<p>(2)保健指導</p> <p>○被保険者（実施対象者数：8,012人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：24.8%（実施見込者数：1,987人） <p>○被扶養者（実施対象者数：1,951人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：3.0%（実施見込者数：60人）
	<p>(3)その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆健診未受診者への啓発活動を推進する。 ◆県、市町村、保険者協議会等と連携を図り、健康づくりや生活改善等の保健事業を推進する。 ◆パイロット事業「あるきま1000か」運動の総括及び分析を行い、参加者等へのフィードバックを行う。

<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>○組織や人事制度の適切な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆組織運営体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・徳島支部の組織運営について、本部の強力な支援を得ながら、組織運営体制の強化を図る。 ・支部内におけるコミュニケーションの強化、人材育成、働きがいを実感できる職場づくりを行うとともに、業務を通じて職員の意識改革をさらに進め、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化を定着を図る。 ◆実績や能力本位の人事の推進。 <ul style="list-style-type: none"> ・目標管理制度を活用した人事評価制度が適切に実施され、実績や能力本位の人事ができるよう人事評価を行う。 ◆コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守（コンプライアンス）については、研修等を通じて支部職員全員に徹底する。 ・個人情報保護やセキュリティについては、各種規程の順守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。 ◆リスクの管理。 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な運営を脅かすリスクの点検や防止、リスク管理能力の向上のための研修の実施、リスク管理体制の整備を行う。 <p>○人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆本部が開催する研修には、積極的に参加し、また、その受研者による支部内伝達研修を行い、支部職員の能力や知識の習得に努め、全体の底上げを図る。 また、支部内において、特に重点的な分野を定め、各Gリーダー等による研修会を行い、人材育成に努める。 <p>○業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆創意工夫をしながら効率的な業務処理に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・入力業務等定型的な業務等については、アウトソーシングを推進し、限られた人材を活かしたコア業務や企画的業務への重点化を図る。 ・四国ブロックで設置された「業務改革会議」に積極的に意見を発信し、業務の効率化に向け取り組んでいく。 <p>○経費削減の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆職員のコスト意識を高め、環境に配慮しつつ適切な在庫管理等により経費の節減に努力する。
----------------------	--

平成22年度 事業計画（香川支部）

項 目	実 施 内 容 等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>○評議会の適正な運営</p> <p>評議会の計画的な開催による指導・助言にもとづく事業の計画・運営及び報告・情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な開催（月1回予定）による事業実施状況、本部運営委員会などの各種情報の報告 ・事業全般に関する意見・助言の事業運営への反映 <p>○都道府県単位保険料率の適切な対応</p> <p>都道府県単位保険料率について、事業者・加入者ならびに関係団体等への適切な対応を実施し、理解の浸透をはかる。また、今後の財政状況と保険料率への影響などについて、的確な情報把握と開示に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者・関係機関・団体への適時適正な周知・広報の実施 ・今後の財政状況と保険料率の動向の把握 <p>○医療費適正化対策の総合的な推進</p> <p>香川の医療費や健診データの分析を行うとともに、香川県の実情を踏まえた医療費適正化のための総合的な取り組みを計画的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療費分析（統計システムと健診データの有効活用）の継続実施 ・後発医薬品（ジェネリック）の使用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・後発医薬品に関する情報の適時適正な広報の実施 ・健康保険被保険者証交付、医療費通知時等の活用による「お願いカード」の配付 ・三師会への協力依頼 ・後発医薬品に切り替えた場合の自己負担額軽減効果等の通知サービスの実施 ・効果的なレセプト点検の実施 ・生活習慣予防健診などの保健事業の推進 ・関係方面への積極的発信と連携強化による広域的推進 <ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化に関連する各種情報・実施状況の発信 ・各保険者・関係団体等との連携強化 <p>○加入者等の視点に立った広報の推進</p> <p>タイムリーでわかりやすく、加入者の視点に立った効果的な広報を本部広報との連携のもと計画的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会保険かがわ」「納入告知書」等の媒体の有効活用 ・健康保険委員を通じた効果的な広報の推進

	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な広報媒体の調査・活用推進（オフトーク、CATV、ポスター掲示等） ・「見やすい」「わかりやすい」「探しやすい」をコンセプトとしたHPの充実 ・メールマガジンの導入及び効果的な運用の検討 												
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>○サービス向上の取り組み 加入者の意見や苦情・要望や職場の改善提案等を迅速かつ正確に現場にフィードバックし、節度あるサービスの改善や向上をはかる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者の協力のもと、アンケートによる「お客様の声」の実態調査の実施 ・健康保険委員との連携・協力体制の確立 ・申請書等の様式や記載要領及びパンフレット等の改善 ・郵送による申請の拡大 ・健康保険被保険者証交付時の「健康保険の手引き」配布 ・船員保険業務の円滑な実施 ・適切な調査等による不適切給付の未然防止 ・サービススタンダードの確実な実施 ・柔道整復施術療養費支払い業務の適正化 ・被扶養者資格再確認の的確な実施 <p>○窓口サービスの展開 加入者の視点に立った窓口サービスの改善策の検討を行い、さらなる充実をはかる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内3年金事務所と支部窓口の4か所の窓口体制の継続 ・日本年金機構3年金事務所との連携強化による体制の充実 ・研修による窓口職員の業務知識や能力及び接遇のスキルアップ向上（年間2回の定例研修・随時研修の実施） <p>○適切な債権管理 健康保険の不正使用等に対する給付費の返還請求と適切な債権管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務者に対する文書や電話等による納入督促の実施と適切な債権管理 <p>○効果的なレセプト点検の推進 協会けんぽの健康保険事業におけるレセプト保存管理システム等を活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な通知等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。</p> <p>・数値目標（被保険者1人当たりレセプト点検効果額）と実施内容</p> <table border="1" data-bbox="493 896 1183 996"> <thead> <tr> <th></th> <th>数値目標</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資格点検</td> <td>2,295円</td> <td>全数点検（システムによる）</td> </tr> <tr> <td>内容点検</td> <td>635円</td> <td>縦覧点検、医療機関別等</td> </tr> <tr> <td>外傷点検</td> <td>565円</td> <td>5,000点以上（特記事項分は全点検）</td> </tr> </tbody> </table>		数値目標	実施内容	資格点検	2,295円	全数点検（システムによる）	内容点検	635円	縦覧点検、医療機関別等	外傷点検	565円	5,000点以上（特記事項分は全点検）
	数値目標	実施内容											
資格点検	2,295円	全数点検（システムによる）											
内容点検	635円	縦覧点検、医療機関別等											
外傷点検	565円	5,000点以上（特記事項分は全点検）											

	<ul style="list-style-type: none"> ・支払基金等との事務打合せ会等の適正な実施（随時） ・審査医師等によるレセプト点検研修等の効果的な実施（年間4回予定） ・医療費通知の適正な実施 ・資格点検の充実強化と無資格受診未然防止策の検討・実施 ・医療機関等の協力による診療報酬請求事務の適正化 				
<p>3. 保健事業</p>	<p>○特定健康診査及び特定保健指導の推進 特定健康診査及び特定保健指導について、加入者への適切な周知と理解の浸透ならびに受診率の向上につとめ、生活習慣病予防に資する。</p> <p>(1) 健診の数値目標</p> <p><被保険者>（40歳以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：40.5%【実施見込者数：48,600人】（受診対象者数：119,974人） ・事業者健診データ 取得率：2.1%【取得見込者数：2,480人】（ " " ） <p><被扶養者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：17.0%【実施見込者数：7,000人】（受診対象者数：41,197人） <p>(2) 保健指導の数値目標</p> <p><被保険者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：16.5%【実施見込者数：1,792人】（実施対象者数：10,880人） <p>(内訳) <table border="1" data-bbox="823 1724 1089 1780"> <tr> <td>協会保健師実施分</td> <td>16.5%</td> </tr> <tr> <td>アウトソーシング分</td> <td>0%</td> </tr> </table></p> <p><被扶養者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：10.0%【実施見込者数：86人】（実施対象者数：861人） <ul style="list-style-type: none"> ・事業主健診データの提供協力体制の構築、保健指導の推進 ・アウトソーシングによる健診・保健指導の一括実施方法の検討 ・被扶養者健診・指導受診率向上策の検討 ・地域に密着した健康増進に向けた効果的な保健事業の推進 ・保健師の知識・能力のスキルアップ対策の実施 <p>○その他の保健事業</p>	協会保健師実施分	16.5%	アウトソーシング分	0%
協会保健師実施分	16.5%				
アウトソーシング分	0%				

	<p>自治体及び香川県社会保険協会等と連携しての健康づくり事業の実施</p> <p>○健康づくり推進協議会（仮称）の設置の検討 健診・保健指導のさらなる推進やその他の保健事業による健康増進につながる事業の実施に向け、地域の実情に合わせ、自治体経済団体、福祉団体等と連携して健康づくり推進協議会（仮称）を必要な地域に立ち上げ、推進する体制を検討する。</p>
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>○組織運営の基盤の強化や人事制度の適切な運用 組織運営基盤をさらに充実するとともに、目標管理制度や人事評価制度を適正に実施し、活力のある課題先取り解決型の職場づくりを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部と支部の連携強化 ・支部内での協働体制の強化による総合力の発揮 ・目標管理制度や人事評価制度の適切な実施 ・職場内の情報の共有化、風通しのよい活力ある職場づくりの推進 ・適切な運営を脅かすリスクの点検や防止等リスク管理体制の強化 ・コンプライアンス、個人情報保護の徹底 <p>○人材育成の推進 各分野に精通した専門的能力を育成すると共に、総合的な知識や判断力を兼ね備えた人材を育成することにより、組織の柔軟な対応力をさらに高める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各業務の重点項目を中心とした研修の実施 ・総合的な能力の向上と長期的な視点に立った人材育成の推進 <p>○業務改革の推進 よりよいサービスの標準化を目指し地域の実情を踏まえて、業務改革会議等により、創意工夫を提案・検討できる機会を作り、具体的な改善を実現していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「業務改革会議」等を主軸とした情報交換・討議による業務改革の推進 ・定型業務のアウトソーシング化の推進 ・日常業務における改善提案等の推進 <p>○経費の節減対策の推進 業務の効率化、コスト意識のさらなる向上による削減策の具現化・実行を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約職員等を含めた適正配置による総合力の発揮 ・職員の適材適所等による業務の平準化の推進による超過勤務の抑制 ・職員のコスト意識の向上、在庫管理の徹底等による経費削減の推進

平成22年度 事業計画（愛媛支部）

項 目	実 施 内 容 等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>★ 特別計上総額 576万2千円</p> <p>★ 特別計上分事業（2事業）</p> <p>① 『効果的な広報展開』（（仮称）健康づくり推進協議会からの情報発信（「読者の声」）） ⇒ 24万円</p> <p>② 『地域の保険者として地域に密着した健康づくり事業』（ウォーキング事業（てくてく四国へんろ道）） ⇒ 552万2千円</p> <p>★ パイロット事業化を追求するもの 『地域の保険者として地域に密着した健康づくり事業』（糖尿病罹患患者支援事業） ⇒ 300万円</p> <p>(1)【従来医薬品の使用促進】</p> <p>① いわゆる希望カードの配付（通年）</p> <p>② 自己負担軽減額通知の実施（平成22年5月下旬）⇒ 広報・研修実施等を通じ現場Gをサポート</p> <p>(2)【広報】 効果的な広報展開 〈特別計上額：24万円〉</p> <p>① 各種紙媒体へのタイムリーな記事寄稿（「社会保険えひめ」以外の紙媒体について調整中）</p> <p>② 協会ホームページでの支部ページにおける迅速・タイムリーな広報記事掲載 協会ホームページの支部ページについては、引き続き迅速・タイムリーな広報記事掲載に努めるとともに、平成22年度にあつては下記事項にも注力しつつ掲載記事等の充実を図るものとする。</p> <p>ア.（仮称）禁煙のページ・・・ 正規ホームページにおける機能拡充を考慮したページ構成に努める。</p> <p>イ. メールマガジン・・・ 協会正規メルマガ発信機能を活用</p> <p>ウ.（仮称）健康保険委員のページ</p> <p>エ.（仮称）健康づくり推進協議会からの情報発信（「読者の声」）〈特別計上額：24万円〉 医師をはじめとする多分野有識者からの寄稿によって構成。各位の専門分野からの提言の場となるよう検討。 〈大学関係・労働組合・事業主団体・自治体首長等〉</p> <p>(3)【調査研究・関係方面等への積極的な発信】 直近の医療費・健診結果分析とその公表</p>

(4)【医療費適正化対策】 地域の保険者として地域に密着した健康づくり事業 **〈特別計上額：552万2千円〉**

愛媛支部においては、地域の保険者として健康づくりに関するツール・事業を早急に確立し、効果的な周知広報を通じて普及・推進することにより、引いては地域医療費の適正化に繋げていくことが重要である。

その平成22年度における具体的なツール・事業としては、以下に詳述するウォーキング事業を展開するものとし、地域の保険者として地域に密着した魅力ある事業内容となるよう努めつつ、上記(2)による広報展開によって医療費適正化の成否の鍵を握る事業量拡大を図るものとする。

「ウォーキング事業(てくてく四国へんろ道)」〈総額600万円 内、特別計上額552万2千円〉

ア. ウォーキング事業の効果

ウォーキングは、医療・学術機関等の研究から、明らかな医療費との相関が認められている。ひとつには体を動かすことそのものが健康管理に有益であり、また、理想的な有酸素運動であるという点からも健康維持上のリスクの一つたる肥満解消に繋がる。こうした相まった効果により、ウォーキング実施による運動習慣が定着した場合、一人当たり約15万円(年)近くの医療費が減少する結果が報告されている。

こうした効果を発揮するウォーキングだが、当該事業実施の主目的たる地域医療費低減に繋げていくためには、当該ウォーキング事業への参加人数、すなわち事業量拡大に繋がる事業内容の充実を努める必要がある。

その具体的イメージとしては、運動療法士によるアドバイスを軸とする地域に密着した魅力ある事業内容を追求するとともに、加入者の視点から参加し易い環境と、継続した取組意欲を喚起する回答・連絡手段を有する環境をWEB、すなわちインターネット上で実現し、こうした双方向性を軸とした事業内容の充実を図るものとする。

また、従来からの広報手段(広報誌等の紙媒体・協会ホームページ内の支部ページ)の徹底活用によって当該事業の周知を図り、もって加入者の健康づくりへの意識醸成・当該事業への参加招来性を高め、地域医療費の適正化(低減)に繋がるよう企図していく。

なお、当該事業については、平成22年度の立上期にあって本協会の加入者のみを対象としているが、将来的には県内有識者・各団体との連携も視野に検討していくこととしたい。

イ. WEB上での双方向性

ダイエットやウォーキングに限らず、健康づくりに関する種々の取組みについては、最終的に一人一人の気持ち(続けられるかどうかも含め)大きな要素となる。

この健康づくりに取り組んでみたいという気持ちを、地域の保険者がどう形にしてサポートしていけるか。この

ことを考えた場合、愛媛支部としては、現在のインターネット環境の普及状況を踏まえ、「加入者の視点から当該事業に参加しやすい環境」と、「健康管理に繋がるデータ保存・回答を可能とする環境」の2点による「双方向性」が確保された環境、いわば当該事業専用サイトをWEB上に整備し、健康づくりに取組む加入者をサポートしたいと考えている。

ウ. 内容(検討中の部分を含む)

I. 加入者から登録させるイメージ ⇒ 申込フォームの構築(愛媛支部加入者限定、かつ、いわゆる「荒らし」牽制用に、保険者番号・被保険者証記号番号を入力させる。この際にID/パスワードを払い出す)。

II. ウォーキングコース・ランニングコースの2コースから選択 ⇒ 不正防止の観点から上限値を設定。

III. バーチャル体験効果を追求 ⇒

- i. 歩数を入力したら、今どの位置にいるかマップ上に表示。
- ii. 到達した地点の札所・絶景ポイントの画像データを出力(当該画像データは職員及び外部業者等の協力のもとに確保)。また、ホームページを有する札所については、当該HPへリンク。
- iii. 歩数入力に伴い、当該歩数に応じた消費カロリーを出力。
- iv. 出力した消費カロリーに基づき、当該カロリーに相当する料理・食材等メニューを出力。

IV. ゲーム性付加に係る検討 ⇒ 興味喚起の一環から、こうした視点についても検討する。第一候補としては月間ランキング・協会けんぽ職員との競争イメージ。

- i. 区間賞(【例】1~10番札所までの所要日数ランキング)
- ii. 当該日における歩数ランキング
- iii. 八十八ヶ所1周時における所要日数ランキング
- iv. 当該月中の歩数ランキング

V. 健康相談機能の付加・個人情報記憶容量の確保 ⇒ 身長・体重を入力することによって、BMIを出力。また、過去の記録を蓄積することも検討。

VI. <運動療法士によるアドバイス> 定期的な激励メール配信・表彰の検討 ⇒ 歩数・経年での取組みに応じたメール配信(運動療法士の一口メモ添付を検討)・表彰・修了証交付を実施。また、副賞として(実際に使用はできないハンドメイドの)ゴールド被保険者証を交付。

VII. お問い合わせフォームの構築 ~ 万歩計貸与(配付)申込みについても検討していく。

	<p>Ⅷ. 携帯電話からのアクセス ⇒ 歩数を速やかに入力できる環境を整える。</p> <p>Ⅸ. <運動療法士による監修> 四国遍路達成者を対象とした各級コース設定 ⇒ 愛媛県内の特定地域（道後など）・名所・史跡等を踏まえた各級コース設定を検討していく。</p> <p>《参 考》</p> <p>糖尿病罹患患者支援事業 <総額：300万円></p> <p>『地域の保険者として地域に密着した健康づくり事業』において、ウォーキング事業と同様の柱として策定した「糖尿病罹患患者支援事業」については、パイロット事業により具現化を追求する。</p> <p>以下は、現時点における予定である。</p> <p>ア. 目的・効果</p> <p>当該事業は、糖尿病患者に対して健康指導を行うことにより、薬に頼らない血糖コントロールができるようにし、生涯医療費の低減に繋げていただくことが主目的である。</p> <p>これは、糖尿病罹患患者の生涯医療費は約1千万円と言われているなか、そのほとんどを占めるのが薬剤であることから、事業実施効果として専門業者における類似事業参加者の例にとると、参加者の年齢や罹患後年数にもよるものの、一人当たり約500万円以上の低減が期待できる。</p> <p>イ. 内容等</p> <p>当該事業内容は、専門家による6ヶ月間の健康指導事業がベース。</p> <p>この専門家の健康指導事業は、管理栄養士と健康運動指導士による栄養指導と運動を組み合わせた生活改善プログラムであり、その実施による業者ノウハウ吸収効果も併せて期待できる。</p> <p>また、前述した双方向性サイト内での運動企画・情報提供として「料理レシピ（今日のレシピ）」と「運動療法メニュー」を検討。具体的には、協会けんぽ独自のレシピ・運動メニューを、生活習慣病予防や無理なく運動習慣定着を図る等の明確な目的を持って、愛媛支部事務局と専門家との徹底的な協議を踏まえ構成していくこととした。</p> <p>なお、参加者の声を双方向性サイトや支部ホームページで紹介していくことや、料理レシピ・運動療法メニューのメディア発信も併せて検討する。</p>
--	--

<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 加入者のご意見や苦情を現場にフィードバックしてサービスの改善を図る。 ② 健康保険給付については、申請の受付から給付金の振り込みまで期間をサービススタンダードとして定め、進捗管理を徹底して「8」営業日での実施を目標とする。 ③ 各種広報や申請書類の配備場所の拡大を通じて、郵送による申請や電子申請の促進のための環境整備を図る。 ④ ターンアラウンド方式による高額療養費未申請者等に対する案内通知の実施と、入院時における現物給付化の啓発事業の推進を図る。 ⑤ 教育及び実務研修の実施等を通じて、職員のスキルアップを図るとともに、お客様に対する接遇の向上を図るなどお客様の満足度を高める。 <p>(2) 窓口サービスの展開</p> <p>各種申請書の受付や相談等の窓口サービスについて、外部委託を組み合わせることで効率的かつ効果的にサービスを提供する。</p> <p>(3) 健康保険証の交付と検認</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 日本年金機構からの情報の取得後、2日以内の送付を実施する。 ② 健康保険証の検認（被扶養者の資格の再確認業務）について、医療費の適正化及び高齢者医療制度への納付金適正化を目的に、日本年金機構との連携のもと、的確に実施する。 <p>(4) 適正な給付業務の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 不適切な申請事例に対処するため、効果的な審査・調査手法を確立し、実施する。 ② 本部作成の「チェック体制の標準化」を遵守する。 <p>(5) 船員保険業務の移行後の取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 船舶所有者及び加入者に対する啓発事業を引き続き推進する。 ② 船員保険証の一括切り替えを円滑に実施する。 <p>(6) 的確な債権管理</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 債権の支部内引継ぎ後、5営業日以内で告知書を送付する。 ② 未納者に対する効果的な納付催告を実施する。 <p>(7) レセプト点検の効果的な推進</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 点検情報の共有化、研修の充実を通じて点検技術の底上げを図る。 ② 医療費通知及び自己負担軽減額通知事業を円滑に実施する。 ③ 適正な保険使用に関する啓発事業を推進する（業務上・交通事故・第三者行為等）。
-------------------	---

	<p>(8) 企画Tにおける現場Gへのサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <<対健保Gサポート>> 健康保険委員関係 <ul style="list-style-type: none"> ア. 健康保険委員に係る広報(本部予算計上分)に係る対応(年2回) イ. 本格委嘱完了後における委員向け情報提供 → 「1. 保険運営の企画(メールマガジン)を通じて実施。 ウ. 健康保険委員関係の活用に関する種々の取組み <ul style="list-style-type: none"> I. 研修会開催の検討 II. 社会保険委員会連合会との距離感を踏まえた同会事業への協力 ② <<対健保Gサポート>> 適正な給付業務と保険証回収・債権管理 → 外部調整・スキーム構築に関するサポート ③ <<対しせGサポート>> 自己負担軽減額通知事業 → 「1. 保険運営の企画(後発医薬品の使用促進)」中にて言及。 ④ <<対しせGサポート>> 内容点検スキルの向上 → 自動点検機能の本格活用を見据えたアドバイザー契約要否の検討
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被保険者(40歳以上)(受診対象者数:156,547人) <ul style="list-style-type: none"> ア. 生活習慣病予防健診 実施率:45%(実施見込者数:70,447人) イ. 事業者健診データ 取得率:2%(取得見込者数:3,131人) ② 被扶養者(受診対象者数:58,932人) <ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査 実施率:47.5%(実施見込者数:27,993人) <p>(2) 保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被保険者(実施対象者数:14,643人) <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導 実施率:17.7%(実施見込者数:2,592人) (内訳) 協会保健師実施分 12.4%(実施見込者数:1,816人) アウトソーシング分 5.3%(実施見込者数:777人) ② 被扶養者(実施対象者数:3,780人) <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導 実施率:26.2%(実施見込者数:991人) <p>(3) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生活習慣病予防健診受診率の向上 <ul style="list-style-type: none"> ア. 生活習慣病予防健診の未実施事業所に対する文書による受診勧奨を実施する。 イ. 健診委託医療機関の拡大を図る。 ② 特定保健指導実施率(被保険者)の向上及び保健指導の質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ア. 休日を活用した保健指導を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> イ. 特定保健指導の未実施事業所に対する文書による勧奨を実施する。 ウ. 保健指導保健師の支部内研修会を実施する。 ③ 事業主健診データの取得の推進 <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診機関との協議及び大規模事業所に対する協力依頼を実施する。 ④ 生活習慣病予防健診受診者に対する保健指導の周知 <ul style="list-style-type: none"> ア. 健診結果通知に特定保健指導の案内文書の同封について、健診実施機関に協力依頼を実施する。 イ. 支部保健サービスグループより発出する健康相談実施通知に特定保健指導の勧奨文書の同封を行い、健康相談への出席の促進を図る。 ⑤ 禁煙セミナーの開催 <ul style="list-style-type: none"> 事業主及び加入者に対して、禁煙セミナーへの参加を呼びかけ、禁煙により保健指導対象者の減少を目指す。 ⑥ 健康づくり事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> 事業所における健康づくり事業として「ウォーキング(てくてく四国へんろ道)」を推進する。 ⑦ 制度に対する啓発事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ア. 関係団体の会議等を活用した広報の実施。 イ. 肝炎やエイズに対する理解や予防のための啓発活動の実施。 ⑧ 保険者協議会、地域隣域連絡会や関係団体と連携を基にした保健事業の効果的な推進 <p>(2) 企画Tにおける現場Gへのサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <<対健保SGサポート>> 健康づくり推進協議会の設立とその運営 <ul style="list-style-type: none"> ア. 適切な委嘱者の選定 ~ 専門部会的性格付け イ. 適切な運営レベル設定(開催頻度・議題の専門レベル等)及びその運営 ② <<対健保SGサポート>> 保健運営の企画としての取組みからの相互連携 <ul style="list-style-type: none"> ア. ウォーキング事業(てくてく四国へんろ道)のサポート イ. 禁煙セミナーのサポート(将来の事業発展に向けたサポート)
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 組織運営体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ア. 支部の意思決定機関としての幹部会(毎月)・幹部会の意思伝達手段として各グループ単位会議(毎月)・幹部職員による行事予定確認や情報共有等のための小会議(週次)の実施によるガバナンスの確立 イ. 横断的業務について実務級職員会議の開催検討とその実施 ② 新たな組織風土、文化の定着 <ul style="list-style-type: none"> 本協会業務改善提案制度の活用を前提とした支部内での提案制度の確立 ③ コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理の徹底

	<p>ア、研修実施を通じた適切な管理の徹底</p> <p>イ、内部通報制度の周知</p> <p>ウ、リスク管理を視野に入れた体制の整備。</p> <p>Ⅰ、リスクマネジメント及びクライシスマネジメントの体制整備</p> <p>Ⅱ、研修を実施し、適切な管理徹底を図る。</p> <p>(2) 人材育成の推進</p> <p>① 本部開催の研修への積極的な職員派遣と必要に応じた伝達研修の実施</p> <p>② 制度改正等に合わせた業務に係る支部研修の適宜実施</p> <p>③ 「イ」以外の事項や職員要望に基づく研修計画の策定（職員要望吸上げルートの確立を含む）</p> <p>(3) 業務改革の推進</p> <p>① 職員と契約職員との業務の整理・既に外注委託済業務の整理を通じたアウトソーシング可能業務の検討と上申</p> <p>② 各グループにおける必要人員の把握を通じた職員配置等に関する改善の適宜実施</p> <p>(4) 経費の節減等の推進</p> <p>① <企画Tの財政検証に係る視点からの取組み> 支部別の財務状況の適時・的確な把握</p> <p>② <企画Tの財政検証に係る視点からの取組み> 本部及び支部に帰属する経費の明確化</p>
--	--

平成22年度 事業計画案（高知支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 医療費適正化対策の総合的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な保健事業の推進を図る。 ・効果的なレセプト点検を行う。 ・現金給付の適正な決定を行う。 ・医療費通知の実施（2回）。 ・パイロット事業（返納金債権の回収）を進展させた返納金債権の回収を行う。 <p>(2) 後発医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後発医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減効果額等を通知するサービスを実施する（5月）。 ・健康保険委員へのアンケートを実施して、加入者の視点からの事業主・加入者への広報を実施する。 ・保険者協議会等と連携を取りながら使用促進を図る。 <p>(3) 加入者に響く分かりやすい広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険協会が毎月発行の「社会保険こうち」で適切な広報を行う。 ・都道府県単位保険料率、後発医薬品の使用促進、保健事業の推進など、地域の特性を考えたポスター及びチラシ等を作成して広報を実施する。 ・テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアを活用した広報を実施する。 ・ホームページの充実を図る。 <p>(4) 調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費及び健診データの分析を行う、また、医療費の低い地域との比較を行い関係方面へ情報発信を行う。 <p>(5) 関係方面への積極的な発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主・加入者等の視点に立って、保険者協議会、社会保険診療報酬支払基金幹事会、後期高齢者医療懇話会等で保険者としての見解を発信する。 <p>(6) 船員保険事業の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部業務である書類の受付及び相談について、円滑に実施する。
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービススタンダード実施率100%を達成する。 ・接遇研修等を通じてお客様に対する接遇の向上を図る。 ・申請書等の記載要領の改善や手続きの簡素化の推進を図る。 ・郵送による申請、電子申請の促進を図る。 ・高額療養費の限度額適用認定制度の周知・利用促進を図る。 ・職員のスキルアップに努め、質の高いサービスを提供する。 <p>(2) 窓口サービスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内4年金事務所窓口開設の在り方を検討する。 <p>(3) 被扶養者資格の再確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費の適正化及び高齢者医療制度への納付金の適正化を目的に、被扶養者の資格の再確認業務を日本年金機構との連携の下、的確に行っていく。

	<p>(4) 傷病手当金の適正支給 ・被保険者生活状況などの調査を適宜実施する。</p> <p>(5) 効果的なレセプト点検の実施（被保険者一人当たりの点検効果額） ・内容点検・・・被保険者一人当たり 790 円以上 ・外傷点検・・・被保険者一人当たり 470 円以上</p>
3. 保健事業	<p>(1) 健診 ①被保険者（40歳以上）（受診対象者数： 82,848人） ・生活習慣病予防健診 実施率： 53.4%（実施見込者数： 44,000人） ・事業者健診データ 取得率： 2.4%（取得見込者数： 2,000人） ②被扶養者（受診対象者数： 25,612人） ・特定健康診査 実施率： 23.4%（実施見込者数 6,000人）</p> <p>(2) 保健指導 ①被保険者（実施対象者数： 10,258人） ・特定保健指導 実施率： 17.0%（実施見込者数： 1,740人） （内訳） 協会保健師実施分 17.0%（実施見込者数： 1,740人） アウトソーシング分 0%（実施見込者数： 0人） ②被扶養者（実施対象者数： 894人） ・特定保健指導 実施率： 11.2%（実施見込者数： 100人）</p> <p>(3) その他の保健事業 ・職場内のできる運動指導及び健康指導を実施する。 ・市町村広報誌を通じた特定健診の受診勧奨などの啓蒙事業を実施する。 ・健康保険委員を通じた保健指導を実施する。 ・健康づくり推進協議会の意見、提言を活かした保健事業の推進を図る。</p>
4. 組織運営及び業務改革	<p>(1) 組織運営の基盤や民間にふさわしい人事制度の定着 ・事業主・加入者の意見に基づく適切な運営を行う。 ・支部グループの垣根を越えた柔軟な対応が構築できるよう支部内組織の活性化を図る。 ・グループ制組織の活用を図る。特に中心的階層のリーダーの役割を明確にして、一層のリーダーシップが発揮できる組織とする。 ・年2回目標設定、達成確認面接を実施し併せて職員のモチベーション確認面接を実施する。 ・コンプライアンス・個人情報保護等の徹底のため、定期的に支部委員会を開催し共有化を図り指導を徹底する。</p> <p>(2) 人材教育の推進 ・支部内研修（外部講師招聘）のより一層の充実を図る。 ・専門研修に積極的に参加する。また、伝達研修を徹底する。</p> <p>(3) 業務改革 ・定型的な業務を見直しアウトソーシング化を推進する。 ・四国ブロック業務改革会議などで他支部の良い取組みを聴取して業務効率化を図る。</p> <p>(4) 経費の節減 ・職員のコスト意識を高め、競争入札、消耗品などの在庫管理、電力消費節減などにより経費節減に努める。</p>

平成22年度 事業計画（福岡支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>○医療費適正化対策 ・パイロット事業の成果を踏まえ、加入者や事業主に向けた広報チラシや健康保険委員を対象としたメールマガジン等による医療情報の提供を行う</p> <p>○後発医薬品の促進 1. 患者の意思表示を容易にする「希望カード」の配布の継続 ①医療費のお知らせ（医療費通知）に同封 ②協会窓口（支部、年金事務所内）に設置 ③保険料納入告知書に同封する広報誌に記事を掲載 2. 医療費分析により、ジェネリック医薬品の使用割合を算出し、加入者等に情報発信する 3. ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担削減効果を通知（平成22年5月）</p> <p>○関係方面への積極的な発信 ・福岡県保険者協議会、市町村国保運営協議会等の場において、医療費や健診のデータ分析結果を活かし、保険者としての意見を発信していく</p> <p>○調査研究 ・パイロット事業の成果も踏まえ、医療費に関する分析を継続的に実施する</p> <p>○広報 1. 支部ホームページの充実 加入者の健康づくりに寄与する情報の提供（健康づくりイベント情報等） 2. 保険料納入告知書に同封する広報誌に記事を掲載 3. 健康保険委員を通じた広報の実施（メールマガジン等による情報提供）</p>
2. 健康保険給付等	<p>○レセプト点検の効果的な推進 ・毎月、医師・薬剤師を講師としてレセプト点検員の勉強会を実施し、点検技術向上を図る ・他支部職員との情報の共有化を行うことにより、点検技術の標準化および職員の知識向上を目指す</p> <p>○サービス向上のための取組 ・給付金にかかるサービススタンダードを遵守する ・医療費の適正化及び高齢者医療制度への納付金の適正化を目的に、被扶養者の資格の再確認業務を日本年金機構との連携の下、的確に行っていく ・パイロット事業（現金給付適正化の効果的な実施の手法の開発、返納金債権の効果的な回収のための手法の開発）の成果に基づき全国展開される事業について的確に行う</p>

<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 健診 ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：520,912人） ・生活習慣病予防健診 実施率：43.6%（実施見込者数：227,000人） ・事業者健診データ 取得率：0.9%（取得見込者数：4,700人） ○被扶養者（受診対象者数：204,292人） ・特定健康診査 実施率：11.2%（実施見込者数：22,800人）</p> <p>(2) 保健指導 ○被保険者（実施対象者数：51,900人） ・特定保健指導 実施率：3.8%（実施見込者数：1,970人） （内訳） 協会保健師実施分 3.8%（実施見込者数：1,970人） アウトソーシング分 0%（実施見込者数：0人） ○被扶養者（実施対象者数：3,200人） ・特定保健指導 実施率：0.4%（実施見込者数：12人）</p> <p>(3) その他の保健事業 ○若年層を対象とした生活習慣病予防への取り組み ○健康づくりイベントに参加し、健康相談等を行う</p>
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>○人材育成に係る取組み ・職員として各階層に求められる能力や知識の習得に併せ、企画、サービス向上、コンプライアンス・個人情報保護、レセプト点検、保健事業等の重点的な分野を定め、研修等を通じて人材育成を推進する ・窓口配置している契約職員・社会保険労務士への研修実施 ○経費削減等の推進 ・調達にあたっては数量等を精査し、適切な在庫管理を行う ・節電に努めるなど職員のコスト意識を高める ○業務改革・サービス推進委員会の活動強化 ・健康保険業務において、支部内での効率的な業務方法や業務改革・業務改善を検討し、また、お客様の声や苦情、意見を受け止め、これに責任を持って対応するとともに、これらを踏まえたサービスの改善や新たなサービスの展開、並びに質の高いサービスの提供を推進するための検討を毎月行う</p>

平成22年度 事業計画（佐賀支部）

項目	実施内容等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>○情報発信力の向上や佐賀支部に密着した情報を加入者に響くように行う。 ＊加入者・事業主の視点に立ったわかりやすい広報内容を検討し実践する。（HP、定期的なお知らせを実施） ・「社会保険さが」支部HPの拡充など閲覧者の視点での情報の掲載。 ・加入者・事業主の利便性の向上を図るため業務内容や手続き方法を分かりやすく説明した冊紙を作成配布。 ・都道府県単位保険料率や健診関係などの加入者・事業主へ幅広い広報の実施。 ・県内の全医療機関を対象に健康保険証の適正使用に関するポスターやリーフレットの配布を行う。 ＊加入者や事業主や行政などの関係団体に対し様々な情報を提供する。 ・年金事務所が送付する納入告知書へのチラシの同封。（時事の情報など） ・健康保険委員を活用した情報の提供。（研修会の開催・冊紙の作成・配布） ＊特定健診受診券直送化の円滑な推進及び意識啓発を図る。 ・手続き方法を分かりやすく説明したチラシなどを作成し配布。 ○後発医薬品の使用促進。（医療費適正化対策、国の目標【平成24年の数量シェア30%以上】達成のため使用促進の展開） ＊使用促進のための環境整備や関係方面への働きかけを図る。 ・説明会などにより周知を行う。（ジェネリック医薬品の認知度向上・ジェネリック医薬品へ切替えた場合の通知に伴う広報） ・関係団体（3師会・行政機関など）への働きかけを行い、理解を求める。 ・医療費通知を活用した広報を行う。 ・使用促進のため全事業所へ広報を行う。（社会保険さが など） ・意思表示を容易にする「希望カード」の配布を継続して行う。 ・生活習慣病に重点をおき、ジェネリック医薬品へ切り替えた場合の削減効果などを通知するサービスを行う。 ○本部や行政との協働による保険者機能が十分に発揮できる環境づくりの推進。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>○サービススタンダード（10営業日）の遵守。 ○医療費の適正化及び高齢者医療制度への納付金の適正化を目的に、被扶養者の資格の再確認業務を日本年金機構との連携の下、的確に行う。 ○健康保険委員の更なる委嘱と健康保険事業に関する広報・相談・各種事業を推進する。 ○レセプト点検の効果的な推進。 ＊レセプト点検員の資質の充実。 ・レセプト点検を重点分野と定め、実績のある講師招聘や審査医師による研修などを通じて人材育成を推進する。 ・他支部との情報の共有化を図る。 ＊支払基金との協議をより密に実施し連絡体制の強化を図る。 ○健康保険証の適正使用の啓発。 ＊喪失後受診防止や外傷時における届出助行の意識啓発を行う。</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 健診 ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：90,694人）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診 実施率：45% (実施見込者数：40,812人) 事業者健診データ 取得率：2% (取得見込者数：1,800人) <p>○被扶養者 (受診対象者数：32,036人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査 実施率：15% (実施見込者数：4,805人)
	<p>(2)保健指導</p> <p>○被保険者 (実施対象者数：9,876人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導 実施率：10% (実施見込者数：987人) (内訳) 協会保健師実施分 10% (実施見込者数：987人) アウトソーシング分 0% (実施見込者数：0人) <p>○被扶養者 (実施対象者数：1,630人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導 実施率：5% (実施見込者数：81人)
	<p>(3)その他の保健事業</p> <p>○医療費適正化に向け、パイロット事業 (やれば「さが」つくプロジェクト) の継続実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 21年度を検証し加入者・事業所がさらに実践しやすい環境を作る。(プログラム内容の改善) <p>○被扶養者の特定健康診査とがん検診の連携強化による受診率の向上。</p> <ul style="list-style-type: none"> *市町などと連携をとり がん検診と特定健診の同時実施できる体制を構築していく。
4. 組織運営及び業務改革	<p>(1)組織や人事制度の適切な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク管理委員会の開催によるリスク回避などの徹底を行う。 コンプライアンス委員会の開催による職員全員に法令順守の徹底を行う。 加入者の大切な個人情報の保護の徹底を図る。 <p>(2)人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部研修受講者による伝達研修により人材育成の強化を図る。 定期的リーダー会議等を実施し、各グループからの意見を集約し業務の効率化を徹底する。 支部全体または各グループで重点的な分野について、個々の能力向上のための支部独自の研修会などを行う。 <p>(3)業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 調達内容・調達方法・調達費用等の妥当性を審査するため、調達審査委員会を毎月開催し進捗状況報告を行う。 業務改善委員会等により創意工夫を提案・検討し、サービスの向上や業務改革を推進する。 <p>(4)経費節減などの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 各グループの調達計画を踏まえ年間調達計画書を作成し、四半期毎に所要の調整を行い効率・効果的な物品等の調達を行う。

平成22年度 事業計画 (長崎支部)

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>○医療費適正化対策の総合的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ジェネリック医薬品のさらなる使用促進 ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減効果を通知するサービスの実施。 レセプト点検の効果的推進 平成23年4月からのレセプトの原則オンライン化に向けて、レセプト抽出機能の活用を進め、点検情報の共有化・研修の充実を通じて点検スキルの向上を図り、点検の効果的な推進を実施する。 「健康づくり推進協議会」における議論の活性化と、その提言に基づく保健事業の展開を図る。 <p>○健康保険委員の委嘱の推進</p> <p>パイロット事業である「健康保険委員に対するE-mail」を利用した双方向通信システムによる加入者の要請に対応するきめ細かい健康づくり事業」の推進のため、更なる委嘱の拡大を図る。</p> <p>○加入者に響く広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険委員に対するメルマガ「もってこい Nagasaki 協会けんぽ」の定期発行と紙面の充実を図り、併せて保健事業 (受診勧奨等) への活用を図る。 地元紙・地元局等のマスメディアを活用した説得力のある広報を行う。 <p>○事業者健診データの取得の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健診受診率向上に資するため、事業者健診データの取得に積極的に取り組む。
2. 健康保険給付等	<p>○医療費の適正化及び高齢者医療制度への納付金の適正化を目的に、被扶養者の資格の再確認業務を日本年金機構との連携の下、的確に行っていく。</p> <p>○窓口サービスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金事務所における窓口体制の整備 引き続き年金事務所に協会窓口を開設し契約職員及び社労士体制による窓口の維持を図る。 お客様満足度アンケート、お客様の声調査等を通じて、全ての窓口において接客向上を含めたサービスの展開を実施する。 郵送化の推進 <p>○サービススタンダードの着実な実施</p> <p>受付から支払いまでの業務処理の進捗を適切に管理し、着実に実施する。</p>
3. 保健事業	<p>(1)健診</p> <p>○被保険者 (40歳以上) (受診対象者数：142,700人)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：42.5% (実施見込者数：60,714人) ・事業者健診データ 取得率：10.2% (取得見込者数：14,523人) <p>○被扶養者 (受診対象者数：53,354人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：20.2% (実施見込者数：10,772人) <p>(2) 保健指導</p> <p>○被保険者 (実施対象者数：15,122人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：13.8% (実施見込者数：2,085人) <li style="padding-left: 20px;">(内訳) 協会保健師実施分 13.8% (実施見込者数：2,085人) <li style="padding-left: 20px;">アウトソーシング分 0% (実施見込者数：0人) <p>○被扶養者 (実施対象者数：1,390人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：20% (実施見込者数：278人) <p>(3) その他の保健事業</p> <p>歯科保健指導事業の実施 実施数 45事業所 450人</p>
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>○協会の運営については、スピード感をもって実行に移していくとともに、評議会を基軸として、加入者及び事業者の意見に基づき、PDCAサイクルを適切に機能させていく</p> <p>○業務改革会議における業務改善、業務の効率化の推進</p> <p>○コンプライアンス、個人情報保護等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸規定の順守及び規程に基づく情報管理の徹底を図る。 ・報告、連絡、相談の確実な実施。 <p>○リスクの回避</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理委員会において、業務運営を脅かす様々なリスクを把握し、回避するための検討・分析を行うことにより職員と組織を守る。 <p>○経費の節減の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員のコスト意識を高めるとともに、事業の見直しも含めて「ムダ」を省き経費の節減に徹底する。

平成22年度 事業計画(熊本支部)

<p>1 保険運営の企画</p>	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>○熊本の実情を踏まえ、医療費適正化のための総合的な取組みを計画的に実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①医療に関する情報提供 ②関係方面への積極的な発信 ③保健事業の効果的な推進 ④ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進 ⑤効果的なレセプト点検の実施 ⑥保険給付費の適正化 <p>(2) ジェネリック医薬品(後発医薬品)の更なる使用促進</p> <ol style="list-style-type: none"> ①加入者への周知を図る。 ②自己負担額の削減効果を通知するサービスを5月に実施する。 ③医師会・歯科医師会・薬剤師会の協力を得て、医療機関・調剤薬局等への周知を行う。 <p>(3) 関係方面への積極的な発信</p> <ol style="list-style-type: none"> ①保険者間の連携母体である保険者協議会やその各部会、及び地域職域連携推進協議会等では、イニシアティブの発揮と成果の追及を目指していく。 ②日本年金機構や熊本県社会保険委員会連合会及び社会保険労務士会との協力連携により各事業を円滑に実施する。 <p>(4) 調査研究の推進等</p> <ol style="list-style-type: none"> ①医療費や健診データの分析を行い、評議会や各種説明会等の場で適宜公表し、医療費適正化へ向けた意識の向上を目指す。 ②保険者協議会等において、保険者共同で地域全体としての分析・研究を行う。 <p>(5) 加入者等に響く広報の推進</p> <p>○加入者に対する情報提供や広報を計画的に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①支部独自の広報(メルマガ・支部ホームページ等)を充実させる。 ②全事業所対象の広報媒体としては熊本県社会保険協会発行の広報誌「社会保険くまもと」を活用する。 ③各種媒体(新聞・フリーペーパー・ラジオ等)を使った広報を検討・実施する。 ④保険者協議会など関係団体との共同による広報を推進する。 ⑤健康保険委員に対して年4回広報紙を送付することにより、健康保険委員としてのスキルアップを図る。
------------------	---

<p>2 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ①健康保険被保険者証等の早期発行につとめるとともに、証回収については、年金機構と協力体制をとり推進を図る。 ②加入者等の意見や苦情、現場の意見や発想を活かして、サービスの改善や向上の取組みを推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・お客様アンケート（仮称）を実施し、その分析を行った上で改善を図る。 ・本部とともに「お客様満足度調査」を行い、サービスの改善・向上に活かす。 ③健康保険委員の委嘱拡大を図り、健康保険に関する研修・広報・各種事業を推進していく。 ④郵送による申請の環境整備を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・届書等の配備場所拡大を図る。 ⑤加入者本位の理念について職員一層の徹底を図り、お客様に対する接遇の向上を目指す。 ⑥サービスに関する目標をサービススタンダードとして定め、その遵守状況を適切に管理し、着実に実施する。 ⑦高額療養費未請求の方へお知らせ・請求の勧奨を実施する。 <p>(2) 窓口サービスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについては、実情を踏まえ、効率的かつ効果的な提供体制を検討し、実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ①年金事務所に開設する窓口の在り方（開設時間、体制（職員の巡回、委託））を検討する。 ②受付窓口の充実を図り、サービスの向上を目指す。 <p>(3) 被扶養者資格の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療費の適正化及び高齢者医療制度への納付金の適正化を目的に、被扶養者の資格の再確認業務を日本年金機構との連携の下、的確に行う。 <p>(4) 適正な給付業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○パイロット事業の成果を踏まえ、不適切な申請事例へ対処するため、効果的な審査・調査手法を実施していく。 <p>(5) レセプト点検の効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①レセプトオンライン化に向けたシステムによる抽出機能の活用を進め、効果的な点検業務を検討する。 ②点検情報の共有化及び研修を充実させることによりグループ全体のスキルアップを図る。 ③適正な点検割当を行い、正確及び迅速な点検を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・資格点検～無資格診療等の資格関連について、計画的及び的確な点検を実施する。 ・外傷点検～業務上及び第三者行為に該当するレセプトについて、システムを活用した対象者の把握を計画的に実施し、保険給付費の適正化に努める。 ・内容点検～システムによるレセプト抽出機能を効果的に活用し、縦覧点検を中心とした点検を実施する。 <p>(6) 債権管理・徴収業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○的確な債権管理を行うとともに、未納者に対する返納催告等を的確に実施する。
	<p>(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進</p>

<p>3 保健事業</p>	<p>○保健事業については、加入者の疾病の予防や健康の増進を目指して、健診及び保健指導を中核として、その他の保健事業を適切に組み合わせ 効果的かつ効率的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「健康づくり推進協議会」を設置し、保健事業に関する助言・提言をいただく。 ②平成21年度に実施したパイロット事業の成果を踏まえ、事業所セミナー等の実施拡大を図る。 ③事業所へのポピュレーションアプローチの手法を検討・実践する。 <p>(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①代表保険者としての集合契約等の業務を的確に行う。 ②事業者健診結果の取り込みについて、本部と連携して手法を確立する。 ③特定保健指導の本人同意の取得方法を検討する。 ④目標 ア健診 <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者(40歳以上)(受診対象者数:183,416人) <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率:55%(実施見込者数:100,879人) ・事業者健診データ 取得率: 5%(取得見込者数:9,171人) ○被扶養者(受診対象者数:62,227人) <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率:35%(実施見込者数:21,780人) イ保健指導 <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者(実施対象者数:22,120人) <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率:24.5%(実施見込者数:5,424人) (内訳) 協会保健師実施分 20%(実施見込者数:4,424人) アウトソーシング分 4.5%(実施見込者数:1,000人) ○被扶養者(実施対象者数:1,721人) <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率:20%(実施見込者数:345人) <p>(3) 各種事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて自治体や他の保険者と連携を強化し、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じた保健事業を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・保険者協議会等を通じて、健康づくり事業など熊本県として統一した取組の検討実施を提案する。 ・特定健診とがん検診の同時実施の推進
	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ①組織運営関係の強化

<p>4 組織運営及び業務改革</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画進捗管理シート、及び各種会議体を通しての内部統制(ガバナンス)、支部内の部門間連携を強化する。 ②実績や能力本位の人事の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・目標達成シートを活用した目標管理・評価制度の定着を図る。 ・能力評価基準に基づく要員配置の検討・実施。 ・短期、長期目標を設定し、実績の向上に努める。 ③新たな組織風土・文化の定着 <ul style="list-style-type: none"> ・お客様第一主義の更なる浸透と職員の服務規律の遵守を徹底する。 ・各種会議体を活用した情報の共有化と「報・連・相」の徹底。 ・個人主義・単独主義から全体主義・連帯意識への変革。 ④コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスについては研修等を通じてその遵守を徹底する。 ・個人情報保護やセキュリティについては、各種規定の順守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。 ⑤リスク管理 <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理手法の精度向上及び支部内監査の精度向上に努める。 ・緊急連絡網の定期的な運用訓練などの危機管理体制の確立。 <p>(2) 人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①制度改正・事務処理概要・接遇・保健師スキルアップ・レセプト点検技術向上等について支部独自の研修を実施する。 ②本部研修後の伝達研修の実施を徹底する。 <p>(3) 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①業務改革を目指し、一職員一提案で出された具体的項目を中心に支部改善審査委員会等で論議し、日常業務への活用・取組みを行い事務処理の効率化、お客様サービスの向上を図る。 ②定型的な業務のアウトソーシングに向けて、現場の声を本部にあげていく。 <p>(4) 経費の節減等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①職員のコスト意識・費用対効果意識を高め、帳票等の在庫管理を徹底することにより、経費削減を図る。 ②郵送料・電気料・コピー用紙を中心に削減策の実施。
---------------------	---

平成22年度 事業計画 (大分支部)

<p>1. 保険運営の企画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県単位保険料率変更の周知・広報 <ul style="list-style-type: none"> ・県単位保険料率の変更について事業主・加入者に対して、十分な周知広報を実施する。 ○ 医療費適正化対策 <ul style="list-style-type: none"> ・大分県の医療費等のデータの分析や地域の実情を踏まえ、医療費適正化のための総合的な取り組みを推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 医療費通知の実施(年2回) ② 医療費データ分析、データ収集や分析手法の研究の実施 ③ 傷病手当金等現金給付のより一層の審査の厳正化 ④ 保健事業の効果的な推進 ⑤ 効果的なレセプトの点検の実施 ○ 後発医薬品の使用推進 <ul style="list-style-type: none"> ・後発医薬品の使用促進のための取り組みを推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 後発医薬品に切り替えた場合の「自己負担削減額の効果等」のお知らせの通知を実施する。 ② 患者の意思表示を容易にするための『希望カード』の配布の促進を図る。(薬局への配布、「お薬手帳」を活用した取組等) ③ 医療費通知を活用した周知 ○ 関係方面への積極的発言 <ul style="list-style-type: none"> ・保険者協議会等の場で保険者としての意見を積極的に発信する。 ○ 調査研究の推進等 <ul style="list-style-type: none"> ・医療費データ等活用し、他の保険者と連携しながら、調査研究を推進する。 ○ 加入者に響く広報の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・加入者等のご意見を活かし、わかりやすい広報を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 支部独自の広報活動(「社会保険おいた」への広報掲載、支部ホームページの充実等) ② 健康保険制度の変更等に伴う広報 ③ メールマガジンによる広報(協会けんぽの財政状況、健康保険制度等の広報) ④ 健康保険委員を活用した広報の実施
-------------------	---

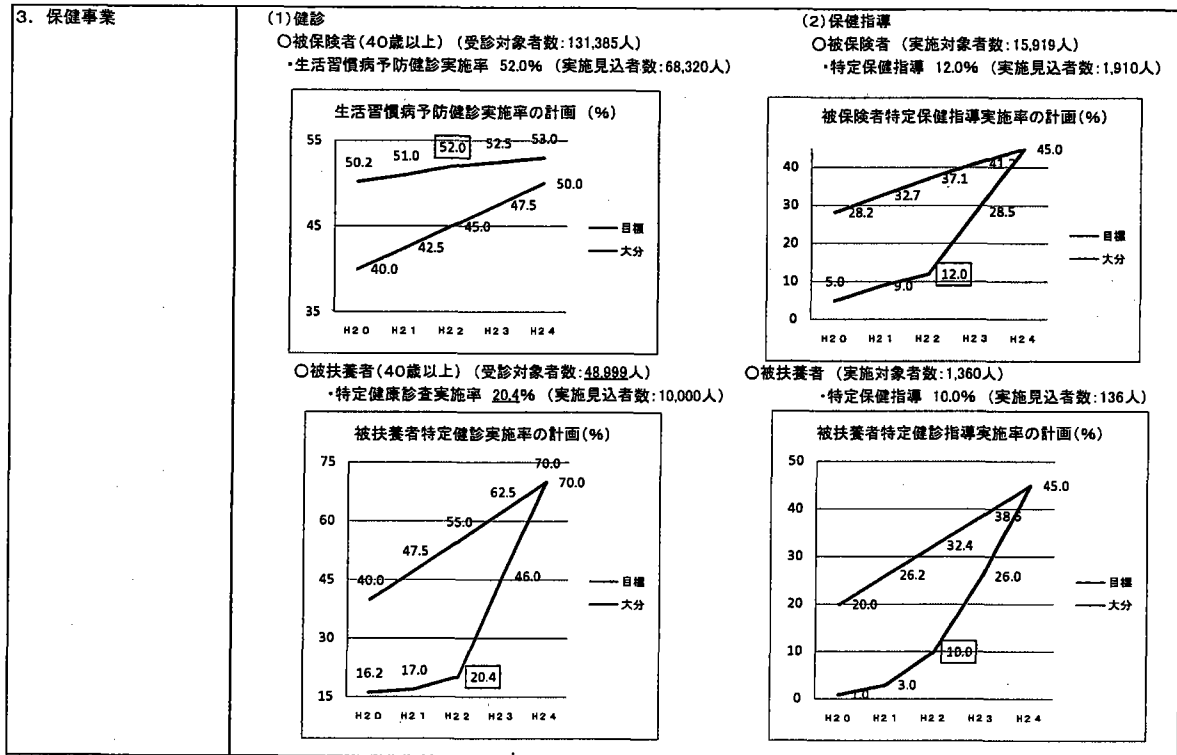
平成22年度 事業計画（大分支部）

<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>○ サービスの向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者等の意見等を活かし、支部の実情を踏まえたサービスの改善や向上を図る。 <ol style="list-style-type: none"> ① 特定の申請書(傷病手当金、出産手当金等)について、受付から支払いまでの期間を設定(サービススタンダード)、達成に向けた進捗管理 ② 各地域の実情、特性に応じた窓口対応の実施 ③ 申請書等の郵送化の促進 ④ 支部のホームページを活用し、支部の事業、健康保険の手続き等について周知を図る ⑤ 算定事務説明会等への参加による事業所等への制度周知 <p>○ 被扶養者の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被扶養者の再確認については、日本年金機構との連携の下、的確に実施する。(5月) <p>○ 健康保険委員の委嘱の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本年金機構と連携を図りながら、健康保険委員の委嘱を拡大する。 <p>○ レセプト点検の効果的な推進</p> <p><共通事項></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 効果的な点検を実施するため、システムによるレセプト抽出機能を充分活用し、点検情報の共有化や研修の充実を図る。 ② 点検実施結果について職員等間で情報を共有し、目標達成に向けて事業推進を図る。 ③ 平成22年度の診療報酬の改定内容について、職員等に周知徹底を図り点検事務を適確に実施する。 <p><資格点検></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 資格喪失後受診等の疑いのあるレセプトについて、医療機関照会を実施する。 ② 資格がないものについて的確に返納指導を行い、返納金回収の強化を図る。 ③ 支部内の担当グループと連携を図り、無効保険証の回収を強化し、資格喪失後受診の適正化を図る。 <p><外傷点検></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務上及び第三者行為によるレセプトについて、システムを活用した対象者を把握し、保険給付費の返還を求める。 <p><内容点検></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 内科については、入院レセプトを重点的に、縦覧点検を基本とした点検を実施 ② 歯科については、6ヵ月縦覧点検を基本とした点検を実施 ③ 調剤については、1,500点以上について医科等のレセプトと突合点検を実施 <p>[目 標]</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 内容点検 720円以上 ② 外傷点検 540円以上 ③ 資格点検 2,150円以上
-------------------	---

平成22年度 事業計画（大分支部）

<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者(40歳以上)(受診対象者数:131,385人) <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診 実施率:52.0%(実施見込者数:68,320人) ・ 事業者健診データ 取得率:2.3%(取得見込者数:3,000人) ○ 被扶養者(受診対象者数:48,999人) <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 実施率:20.4%(実施見込者数:10,000人) <p>(2) 保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者(実施対象者数:15,919人) <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率:12.0%(実施見込者数:1,910人) <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>(内訳)</td> <td>協会保健師実施分</td> <td>12.0%(実施見込者数:1,910人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アウトソーシング分</td> <td>0%(実施見込者数:0人)</td> </tr> </table> ○ 被扶養者(実施対象者数1,360人) <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率:10.0%(実施見込者数:136人) <p>(3) その他の保健事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 21年度にパイロット事業として進めてきた健康づくり事業を、引き続き拡大事業として22年度において実施する 21年度実績:延15事業所(約180名)→22年度目標:30事業所(約300名) ② 事業主健診結果の情報提供の推進 ③ 健診実施率の低い地区の把握及び強化対策(健診機関の拡大等) ④ 保険者協議会等を通じて、自治体や他の保険者との連携を図り共同事業を検討 	(内訳)	協会保健師実施分	12.0%(実施見込者数:1,910人)		アウトソーシング分	0%(実施見込者数:0人)
(内訳)	協会保健師実施分	12.0%(実施見込者数:1,910人)					
	アウトソーシング分	0%(実施見込者数:0人)					

平成22年度 事業計画 (大分支部)



平成22年度 事業計画 (大分支部)

4. 組織運営及び業務改革
- 組織運営の強化及び実績や能力本位の人事の推進
 - ・本部と支部の適切な支援・協力関係のもと、組織運営体制の強化を図る。
 - ① 評議会等での意見に基づき、PDCAサイクルの機能を充実させる
 - ② 目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に実施し、実績や能力本位の人事を推進する
 - ③ 各部門間の各種情報の共有化を図り、業務を円滑に推進する
 - ④ 法令等の遵守(コンプライアンス)について、支部コンプライアンス委員会を中心に職員全員に徹底を図る
 - ⑤ 個人情報保護の徹底を図る
 - 人材育成の推進
 - ・職員として、各階層に求められる能力や知識の習得に併せ、企画、サービス向上、レセプト点検、保健事業等の重点的な分野を定め、研修等を通じて人材育成を推進する。
 - ・支部独自の研修、及び本部での研修後の伝達研修の実施。
 - 業務改革の推進
 - ・現場の創意工夫や発想を活かして業務の効率化、標準化、業務品質の向上を推進する。
 - ・電話対応等について、アウトソーシングを検討する。
 - 経費の削減の推進
 - ・職員のコスト意識を高め、競争入札、適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。
 - ・100万円以上の調達や執行については、支部の調達審査委員会のもとに適切に管理する。

平成22年度 事業計画（宮崎支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<ul style="list-style-type: none"> ○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・医療費データの分析、取組事例の収集・共有を行うと共に健康保険委員との連携推進を図る ○ジェネリック医薬品の更なる使用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリックに関する広報推進を図ると共に、自己負担額削減通知の実施、検証を行いサービス定着に繋げる。 ○加入者に響く広報推進 <ul style="list-style-type: none"> ・給付や健診、保健指導など協会サービスの認知度向上に向け、加入者視点での積極的広報を推進する。
2. 健康保険給付等	<ul style="list-style-type: none"> ○サービスの向上のための取組み <ul style="list-style-type: none"> ・お客様満足度調査の実施によるサービス改善の取組みを推進 ○広報の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者等への制度周知及び手続き用のチラシ、パンフレット等を作成し業務に活用 ○被扶養者資格の再確認 <ul style="list-style-type: none"> ・医療費の適正化及び高齢者医療制度への納付金の適正化を目的に、被扶養者の資格の再確認業務を日本年金機構との連携の下、的確に行う ○保険給付処理の適正化等 <ul style="list-style-type: none"> ・適正審査の推進（医師照会等）及びサービススタンダードの向上 ○医療費適正化対策 <ul style="list-style-type: none"> ・協会システムを活用した効果的なレセプト点検を推進する。 <p>【目標】被保険者1人当たりの点数効果額（年間）資格点検=1,942円以上、外傷点検=370円以上、内容点検=1,236円以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者へ医療費適正化の周知を図る。（媒体=医療費通知、広報誌、HP） ・平成22年4月の診療報酬改定の内容理解のための研修の実施
3. 保健事業	<p>(1) 健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：120,588人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：46.0%（実施見込者数：55,470人） ・事業者健診データ 取得率：18.0%（取得見込者数：21,706人） ○被扶養者（受診対象者数：40,547人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：20.0%（実施見込者数：8,109人） <p>(2) 保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（実施対象者数：17,828人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：22.4%（実施見込者数：4,000人） <ul style="list-style-type: none"> （内訳） 協会保健師実施分 22.4%（実施見込者数：4,000人） アウトソーシング分 0%（実施見込者数：0人） ○被扶養者（実施対象者数：1,006人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：32.4%（実施見込者数：326人）

	<p>(3) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診案内添付パンフレット作成・特定健診受診勧奨媒体・受診率向上への広報事業 ・特定保健指導時のフィットネスの活用トライアル
4. 組織運営及び業務改革	<ul style="list-style-type: none"> ○組織や人事制度の適切な運営 <ul style="list-style-type: none"> 組織・各種制度運営における情報共有を積極的に行い、PDCAサイクルの定着を図る。 ○人材育成の推進 <ul style="list-style-type: none"> 各種研修の実施と共に、委員会活動などの組織運営の機会を有効に活用し企画力と発動性の強化に繋げる。 ○業務改善の推進 <ul style="list-style-type: none"> 「見える化」への取組みをもとに、生産性管理指標を明確にし、業務・体制の最適化を図る。

平成22年度 事業計画（鹿児島支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<ul style="list-style-type: none"> ○安定的な都道府県単位の財政運営 ○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療費や健診データの分析とその情報提供 ・パイロット事業の実施・成果の普及 ・関係方面への積極的な発信 ・保健事業の効果的な推進 ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進 ・効果的なしせつ点検の推進等 ・医療費適正のためのパイロット事業の支部内展開 ○ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用推進 <ul style="list-style-type: none"> ・希望カードの配布 ・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額等の通知 ○加入者に響く広報の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの充実 ・健康保険委員との協力連携推進 ・マスメディアを活用した広報の実施（特別計上）
2. 健康保険給付等	<ul style="list-style-type: none"> ○加入者サービスのさらなる推進 <ul style="list-style-type: none"> ・サービススタンダードの達成。 ・お客様に対する接遇の向上。 ・加入者の利便性のための届書等の設置。（医療機関等） ○保険給付の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・審査医師の有効活用により適切・適正な審査の実施。 ・事前・事後調査等により適切な処理の実施。 ○債権の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・承継債権の重点的な収納強化。 ○健康保険委員の委嘱の促進及び研修会等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・委員の数を社会保険委員と同数ぐらいに増やす。 ・研修会等の実施により意見・要望等を事業に反映する。

	<ul style="list-style-type: none"> ○被扶養者資格の再確認（健康保険証の検認） <ul style="list-style-type: none"> ・医療費の適正化及び高齢者医療制度への納付金の適正化を目的に、被扶養者の資格の再確認業務を日本年金機構（ねんきん事務所）との連携の下、的確に行っていく。 ○レセプト点検の効果的な推進 <ul style="list-style-type: none"> ※（システムによるレセプト抽出機能を活用） 【目標】・内容点検および外攜点検の1人当たり点検効果額：21年度実績を上回る ○支部内における研修を策定し、点検技術の底上げを図り、効果的なレセプト点検を推進する。
3. 保健事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健診 <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：185,972人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：40.0%（実施見込者数：74,388人） ・事業者健診データ 取得率：5.0%（取得見込者数：9,298人） ○被扶養者（受診対象者数：63,344人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：12.0%（実施見込者数：7,601人） (2) 保健指導 <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（実施対象者数：19,583人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：29.0%（実施見込者数：5,679人） <li style="padding-left: 40px;">（内訳） 協会保健師実施分 29.0%（実施見込者数：5,679人） <li style="padding-left: 40px;">アウトソーシング分 0%（実施見込者数：0人） ○被扶養者（実施対象者数：798人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：29.6%（実施見込者数：236人） (3) その他の保健事業 <ul style="list-style-type: none"> ①さんさんさんチャレンジ教室 ②鹿児島大学との連携による健康づくり事業 「貯筋運動プログラム」のすすめ（仮称）
4. 組織運営及び業務改革	<ul style="list-style-type: none"> ○組織や人事制度の適切な運営 <ul style="list-style-type: none"> ・本部と支部の適切な支援・協力関係の強化 ・支部内の部門間連携の強化 ○人材育成の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・各階層に求められる能力や知識の習得 ○業務改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・定型業務のアウトソーシング化、職員のコア業務や企画的業務への重点化 ・医療のIT化への対応、システムの改善 ○経費の節減等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・支部別の財務状況の適時・的確な把握

平成22年度 事業計画（沖縄支部）

項目	実施内容等
I【事業運営の基本方針】	<p>全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という。）においては平成21年度末における保険料収入の減収、高齢者医療拠出金の負担、新型インフルエンザの影響による医療費の増加等により、準備金残高が大幅赤字になるなど、極めて厳しい財政状況を背景に保険料上げが予定されている。</p> <p>平成22年度の協会けんぽ沖縄支部の事業運営については、加入者及び事業主の皆様のご理解とご納得が得られるよう、健康保険制度の仕組みや高齢者医療への各種拠出金負担、都道府県単位保険料率設定の仕組み等について、保険者としての周知を図ることは元より、医療給付の適正化や保健事業等の強化を図り、より効果的、効率的な事業展開を推進するものとする。</p> <p>また、平成21年度に実施した医療費分析では、入院レセプトの4割に当たる657件が生活習慣病を主病とするもので、全体の医療費の56.4%を占めていることや高度高血圧の未治療者が多数存在すること、高額医療者（月80万円以上）のほとんどが健診未受診者であることなど衝撃的な実態が明らかになったところから、保健指導対象者に対して、短期的取組みとしては、要治療者を優先実施し、中期的には、メタボリック対象者を実施するとともに、長期的には、事業所単位の健康づくり事業である福寿うちな～運動を継続実施するものとする。</p> <p>さらに、加入者の自己負担の軽減を図るため、後発医薬品の使用促進事業を加え、加入者の視点に立った総合的な健康保険事業を展開し加入者の健康増進を図り、併せて医療費適正化、保険財政の安定化に寄与するよう全力を挙げて取り組むこととする。</p>
II【重点事項】 1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進</p> <p>①健康づくり事業「福寿うちな～運動」を継続実施し、事業所を対象とした効率的な健康保険事業を展開する。</p> <p>②レセプトデータ及び健診データによる医療費分析を継続的に実施し、地域の特性に応じた保健事業のエビデンスに基づく保健事業を推進する。</p> <p>(2) ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進</p> <p>①加入者の皆様の視点からの広報を強化する。</p> <p>②加入者の自己負担削減効果等を通知するサービスを実施する。</p> <p>③加入者の使用を促すためのカード等各種ツールを作成・配布する。</p> <p>④ジェネリック医薬品の在庫の確保等の環境整備を広く働きかける。</p>

	<p>(3) マスコミ等を活用した広報の強化</p> <p>①疾病の予防や健康増進の重要性、保険料率設定、給付の仕組み等を加入者へ分かりやすく広報するため、テレビ、ラジオ、新聞等のマスコミを活用しての広報を実施する。</p> <p>②支部ホームページの充実、定期的な広報チラシの発行及びメールマガジンの発信を行う。</p> <p>(4) 関係方面への積極的な発信</p> <p>保険者間の連携の下、医療費及び健診データの分析に基づき保険者として行政機関及び医療関係者に積極的に意見・情報を発信する。</p>
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <p>①各種届出の迅速な処理に努めるともにお客様アンケート、満足度調査を実施し加入者の声、ご意見への迅速な対応を行う。</p> <p>②健康保険委員の委嘱勧奨を推進し、事業主及び加入者に対し、健康保険委員を通じた健康保険事業の広報、周知を図る。</p> <p>③インターネットを活用した情報提供を推進し、ペーパーレス化、郵送化による事務の効率化を図るため、各種届出の分かりやすい記載要領等を加入者に提供する。</p> <p>(2) 窓口サービスの展開</p> <p>①お客様の声を業務に反映するため、支部独自に隔月毎の窓口アンケート調査等を実施し、支部等窓口の充実を図る。</p> <p>②健康保険給付を契機としたお客様サービスを実施する。</p> <p>(3) 被扶養者資格の再確認</p> <p>医療費の適正化及び高齢者医療制度へ拠出する納付金の削減効果を目的に、被扶養者資格の再確認業務を的確に実施する。</p> <p>(4) 適正な給付業務の推進</p> <p>傷病手当金、療養費など給付の不正受給がないよう審査・調査の充実強化を図る。</p>

	<p>(5) レセプト点検の効果的な推進</p> <p>① 診療報酬改定を踏まえた点検を効果的に実施する。</p> <p>② レセプトオンライン化を見据えた効果的な点検方法を検討し、実施する。</p>
3. 保健事業	<p>(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進</p> <p>本県の医療費分析に基づく地域の実情にあった加入者の疾病予防や健康増進を目指し、健診及び保健指導を中核として、その他の保健事業を含む総合的かつ効果的な取り組みを実施する。</p> <p>また、「健康づくり推進協議会」を設置し、協議会において策定する保健事業のグランドデザインに基づき、県における横断的な事業展開を推進する。</p> <p>(2) 特定健康診査</p> <p>被扶養者の特定健診の受診率向上のために、集合契約Bに加え集合契約A、市町村のがん検診を活用した受診環境の整備、高い受診率である生活習慣病予防健診と連動した事業所単位の受診勧奨並びに事業主健診データの收受に取り組む。</p> <p>① 被保険者（40歳以上） （受診対象者数：118,350人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：57% （実施見込者数：67,460人） ・事業者健診データ 取得率：10% （取得見込者数：11,835人） <p>② 被扶養者 （受診対象者数：49,844人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：20% （実施見込者数：9,969人） <p>(3) 保健指導</p> <p>① 被保険者（実施対象者数：16,286人）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導実施率：23.0% （実施見込者数：3,740人） （内訳）協会保健師実施分 12.4% （実施見込者数：2,017人） アウトソーシング分 10.5% （実施見込者数：1,713人） ② 被扶養者（実施対象者数：899人） ・特定保健指導 実施率：7.2% （実施見込者数：64人） ③ 要治療者への保健指導 重症化予防の観点からレセプトデータと健診データの医療費分析結果に基づき、健診受診者のうち、要治療と判定された者で未治療となっている者に対し連携医療機関での受診勧奨並びに保健指導を実施する。 <p>(1) その他の保健事業</p> <p>① 生活習慣病予備群及びその治療を行っている者等が運動、喫煙、飲酒、栄養等の生活習慣の改善のためのプログラムを施設で継続して実践することにより、生活習慣病の発症の予防及び指導管理の推進を図るため、一次予防を中心とした健康づくり事業を実施する。</p> <p>② 支部に事業所との連絡調整を行う常勤の健康づくりコーディネーターを設置し、事業所の健康保険委員（健康づくりサポーター）を活用した健康づくり事業、「福寿うちな〜運動」を継続実施し、事業所単位の効果的な健康づくり運動を展開する。</p>
4. 組織運営及び業務改革	<p>(1) 事業主及び加入者の皆様の意見を反映した事業運営</p> <p>沖縄支部の組織運営については、「評議会」等を基軸として、事業主及び加入者の皆様のご意見を反映した事業運営に努める。</p> <p>(2) 新たな組織風土・文化の形成</p> <p>① 全職員が参加する経営委員会、改善委員会等の各種委員会制度を機能させ、全員参加型による横断的な組織運営を行い、参加意識の高揚による組織の活性化を図り、前向きで積極的に、目標にチャレンジする「明るく元気な職場」作りの推進を図る。</p> <p>② 民間企業の利点やノウハウの導入、協会のミッション（使命）・目標及びトップの方針の共有化、職場におけるコ</p>

	<p>コミュニケーションの強化を図る。</p> <p>(3)業務改革の推進</p> <p>①入力等の定型的な業務や繁忙期の業務については、アウトソーシングを一層推進することにより、職員のコア業務や企画的な業務への重点化を推進する。</p> <p>②各グループ単位での業務改善委員会を定期的に開催し、職員のアイデアや現場の発想を事業運営に活かしていく。</p> <p>(4)人材育成の推進</p> <p>①支部独自の職場内研修を企画し、主体性と実行力のある人材の育成を図る。</p> <p>②本部等が実施するマネジメント、企画、サービス研修に、職員を積極的に派遣し人材育成を行う。</p> <p>(5)実績や能力本位の人事制度の定着</p> <p>協会のミッション(使命)や目標を踏まえ、目標管理制度や人事評価制度を適切に実施する。</p> <p>(6)コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <p>①法令等規律の遵守(コンプライアンス)については、行動規範の読み上げ及び各種会議等を通じて、その遵守を徹底する。</p> <p>②個人情報保護やセキュリティについては、研修や各種規程、アクセス権限やパスワードの適切な管理等を徹底し、点検実施する。</p> <p>(7)経費の節減等の推進</p> <p>①経費に対する職員のコスト意識を高め、一般競争入札を原則とし、調達を随意契約とする場合であっても、見積もり合わせ等により競争性を確保する。</p> <p>②消耗品、印刷物等の適切な在庫管理等により、経費の削減に努力する。</p>
--	--

保険者機能強化アクションプランの実施状況と今後の方向性について

1. 地域の医療費等の分析の推進

各都道府県の医療費や健診結果の状況を集計・分析し、都道府県ごとにレーダーチャート等を作成し、加入者等に情報提供を行う。また、医療の質やコスト等に関するデータの収集やデータベースの充実を図るとともに、さらに詳細な情報が提供できるよう、情報収集・分析の手法に関して検討を進める。

※枠内は、現行アクションプランの記述（以下同じ）

実施状況

- 加入者数、標準報酬月額、医療費等の事業統計の各月の公表
- 医療費分析ツールの集計項目の追加
- 医療費、健診データのレーダーチャート、医療費マップを平成 19 年度分に続き、平成 20 年度分を公表
- 地域の医療費分析、健診データと医療費データの突合分析

今後の方向性

- 平成 24 年度の診療報酬・介護報酬の同時改定の議論に資するため、診療行為別の医療費分析に取り組む。
- 支部での地域の医療費分析を推進するため、支部担当者向けの医療費分析の研修や医療費分析ツールの拡充を行う。

2. ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品（後発医薬品）については、加入者が安心して使用できるよう、加入者の視点から、ホームページや各種お知らせ、医療費通知を活用し、広報を推進する。ジェネリック医薬品の使用に関する患者の意思表示を容易にする、いわゆる「お願いカード」を配布する。

生活習慣病に重点を置き、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減効果等を通知するサービスについて、平成 21 年度から実施できるよう、実施方法や体制等について検討を進める。

実施状況

(1) 広報

- ホームページ・携帯サイトにおいてジェネリック医薬品の内容やジェネリック医薬品の安全確保の取組みを周知。
- 医療費通知等を活用し、希望カード 3,300 万枚を配布。

(2) 自己負担軽減額の通知

- 広島支部において先行的に実施。(平成 21 年 7 月)
- 北海道、東北 6 県、栃木の 8 支部において実施。(平成 22 年 1 月)

※平成 22 年 6 月まで全支部で順次実施。

今後の方向性

(1) 広報

- 加入者が安心してジェネリック医薬品への切り替えができるよう、関係団体とも協力し、より詳細な内容の広報を行う。
- カード形式以外にもお薬手帳に貼付できる「希望シール」の作成など、ジェネリック医薬品の使用を促進するための各般の方策を充実。

(2) 自己負担軽減額の通知

- 全国展開の実施状況を踏まえ、通知の対象者の条件等を検討し、平成 22 年度においても定期的な通知を行う。

3. インターネットを通じた医療費通知の実施

希望者に対してインターネットを通じた医療費通知サービスについて、個人情報保護やセキュリティの確保には十分に留意の上で実施する。(平成 21 年 1 月～)

実施状況

- 20,494 件(平成 21 年 4 月～平成 22 年 1 月の 10 カ月分の照会件数)
- 3,239 件(照会ができる ID・パスワードの発行件数。平成 21 年 12 月末現在)

今後の方向性

- インターネット医療通知サービスの利用件数を更に増やしていくための広報を行う。
- 医療サービスや医療機関を適切に利用するための情報を加入者に提供する。

例:各都道府県における保護者向け小児救急医療電話相談(全国同一短縮番号#8000)

健保連で提供されている総合的な病院情報検索サイト「ほすぴたる!」のほか、各都道府県における医療機関の医療機能に関する情報提供のHPへのリンク

4. 保健指導の効果的な推進

本年度から開始した特定保健指導について、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防の効果を評価、検証し、効果的な保健指導の実施を進める。

目標と実施状況

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
特定保健指導実施率	目 標	26.3%	31.1%	35.9%	40.5%	45.0%
	実 績	6.5%	—			

年度	特定健康診査 受診者数	特定保健指導			その他の保健指導 実施件数※
		対象者数	初回面接実施者数	6ヶ月後の評価終了者数 (特定保健指導実施率)	
平成 20 年度	3,564 千人	823 千人	76 千人	54 千人 (6.5%)	504 千件

※ 保健指導を希望する者（特定保健指導の対象者を除く。）への保健指導の件数

(参考)

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
特定健診実施率	目 標	54.4%	58.4%	62.3%	66.2%	70.0%
	実 績	29.2%				

今後の方向性

- 各年度の目標に向け、保健指導の量的な拡充を進める。
- 平成 22 年度パイロット事業により、レセプト分析を通じて効果的に保健指導等を行う。

5. 関係方面への積極的な発信

保険者間の連携のもと、医療費や健診データの分析結果も活かし、中央社会保険医療協議会をはじめ関係方面に対して、事業主・加入者の立場に立った保険者としての意見を積極的に発信していく。

実施状況

- 国の各種審議会(中医協、医療保険部会、介護給付費分科会、高齢者医療制度改革会議)に参画。特に中医協においては、ジェネリック医薬品の使用促進や配分の見直しの必要性などについて意見発信。
- 都道府県における医療政策に係る各種協議会において、一部の支部が議論に参加。

今後の方向性

- 高齢者医療制度への公費の役割を拡大するとともに拠出金の負担を負担能力に応じたものとすることや、協会けんぽに対する国庫補助割合の更なる引上げを含めた抜本的対策などについて、積極的に意見発信する。
- 平成 24 年度の診療報酬・介護報酬の同時改定に向けて、調査研究の成果等も踏まえて、積極的な意見発信を行う。
- 地域の医療費分析をもとに、保険者間で連携しつつ都道府県の医療政策部局に対して、意見発信を行う。

6. 調査研究の推進

平成 20 年度においては、保険者機能の強化のための基盤の整備を図るため、有識者に参画をもとめ、国内や諸外国の保険者の取組みに関する情報を収集・整理するとともに、医療費適正化や医療の質の確保及び医療費データ等の分析などにおける保険者の役割や推進方策等に関して調査研究を実施する。

平成 21 年度においては、これらの成果を踏まえ、さらに保険者機能の強化のための調査研究を推進するとともに、具体的な取組みに活かしていく。

実施状況

- 平成 20 年度においては、国内外における保険者の取組みに関する事例、各種データの活用可能性等について、有識者の参画の下、情報を収集・整理。
- 平成 21 年度においては、平成 24 年度の診療報酬・介護報酬の同時改定を視野に入れ、課題や具体的方策を整理。
- 加入者を対象に、医療サービス等への意識調査を実施。

今後の方向性

- 平成 24 年度の診療報酬・介護報酬の同時改定に向けて、医療や介護現場の実態を重視しつつ、医療と介護の連携による質の向上のための調査研究を行う。
- 平成 21 年度に続き、平成 22 年度も医療や保健事業等について加入者の意識調査を行う。

7. 加入者に響く広報の推進

実施状況

- 現在の広報チャンネルは、ホームページ、携帯サイト、加入者・事業主向けのメールマガジンの配信。メルマガは19支部で実施。登録件数17,360件(平成22年2月末現在)。
- このほか、毎月の納入告知書の中に協会けんぽのチラシや、各都道府県の社会保険協会の発行紙(時報など)への情報掲載、医療費通知の裏面を活用した情報の提供。
- 加入者・事業主の意見を把握するために、協会けんぽ対話集会、モニター制度や加入者 Web アンケートを実施。

(参考)ホームページアクセス件数

・1日平均(平日)28,568件、のべ件数(平日)6,284,911件(平成21年4月～平成22年2月の11カ月分)

今後の方向性

- 加入者・事業主の属性に応じた多様な広報チャンネルを活用する。
- 協会けんぽ対話集会の活用や、モニター、加入者 Web アンケートを実施する。

中央社会保険医療協議会等（平成21年度）について

■中央社会保険医療協議会

○総会（平成22年1月27日）

- 医療機器の保険適用について
- 平成22年度診療報酬改定について

○薬価専門部会（平成22年1月29日）

- 平成22年度実施の薬価算定基準等の見直しについて（案）

○総会（平成22年1月29日）

- 平成22年度診療報酬改定について

○総会（平成22年2月3日）

- 平成22年度診療報酬改定における個別改定項目について

○総会（平成22年2月5日）

- DPCにおける高額な新規の医薬品等への対応について
- 平成22年度診療報酬改定について

○総会（平成22年2月8日）

- 平成22年度診療報酬改定について

○総会（平成22年2月10日）

- 平成22年度診療報酬改定について

○総会（平成22年2月12日）

- 平成22年度診療報酬改定について
- ※厚生労働大臣に対して答申

■その他の審議会等

○高齢者医療制度改革会議（平成22年2月9日）

- 制度の基本的枠組み及び運営主体のあり方

○高齢者医療制度改革会議（平成22年3月8日）

- 費用負担のあり方

※前回運営委員会（平成22年1月27日）～本運営委員会の前日迄について記載

平成22年2月12日

厚生労働大臣

長 妻 昭 殿

中央社会保険医療協議会

会 長 遠 藤 久 夫

答 申 書

(平成22年度診療報酬改定について)

平成22年1月15日付け厚生労働省発保0115第1号をもって諮問のあった件について、別紙1から別紙6までの改正案を答申する。

なお、答申に当たっての本協議会の意見は、別添のとおりである。

(別紙1～6は省略)

(別添)

- 1 再診料や外来管理加算、入院基本料等の基本診療料については、その在り方について検討を行うこととするほか、財政影響も含め、平成22年度診療報酬改定における見直しの影響を検証するとともに、その結果を今後の診療報酬改定に反映させること。
- 2 慢性期入院医療の在り方を総合的に検討するため、一般病棟や療養病棟、障害者病棟を含めた横断的な実態調査を行い、その結果を今後の診療報酬改定に反映させること。
- 3 新生児集中治療の評価や小児救急医療の評価、有床診療所・療養病床の後方病床機能の評価を含め、平成22年度診療報酬改定で重点課題として評価した事項については、見直しにおける影響を検証するとともに、その結果を今後の診療報酬改定に反映させること。
- 4 平成22年度診療報酬改定で講じることとした、厳しい勤務実態にある病院勤務医の負担軽減及び処遇改善に係る措置の効果を検証するとともに、その結果等を踏まえ、いわゆるドクターフィーの導入の是非も含め、更なる取組の必要性について、検討を行うこと。
- 5 救急医療機関の勤務医の負担を軽減する観点から、保険者や地方公共団体をはじめとする各関係者は、医療機関の適正受診に関する啓発を行うこと。また、その効果が現れない場合には、更なる取組について検討を行うこと。
- 6 看護職員の厳しい勤務実態等を十分把握した上で、看護職員の配置や夜勤時間に関する要件の在り方を含め、看護職員の負担軽減及び処遇改善に係る措置等について、検討を行うこと。
- 7 薬剤師の病棟配置の評価を含め、チーム医療に関する評価について、検討を行うこと。
- 8 訪問看護については、診療報酬と介護報酬の同時改定に向けて、訪問看護ステーションの安定的な経営や、患者の病状に合わせた訪問に対する評価の在り方について、検討を行うこと。
- 9 リハビリテーションや精神医療など、平成22年度診療報酬改定で大幅な見直しを行った分野については、その影響を検証するとともに、その結果を今後の診療報酬改定に反映させること。

- 1 0 平成22年度診療報酬改定以降順次実施するDPCの調整係数の廃止・新たな機能評価係数の導入については、その影響を十分に評価するとともに、これを踏まえながら、今後、最終的に設定する調整係数廃止後の評価方法等について引き続き検討を行うこと。また、併せて高額薬剤の取り扱い等についても検討を行うこと。
- 1 1 診療報酬と介護報酬の同時改定に向け、必要な医療・介護サービスが切れ目無く円滑に提供されるよう、検討を行うこと。
- 1 2 地域特性を踏まえた診療報酬の在り方について、検討を行うこと。
- 1 3 診療報酬体系の簡素・合理化について引き続き取り組むとともに、個々の診療報酬項目の名称について国民に分かりやすいものになるよう検討を行うこと。
- 1 4 診療報酬における包括化やIT化の進展等の状況変化を踏まえて、診療報酬の請求方法や、指導・監査等適切な事後チェックに資するための検討を引き続き行うこと。
- 1 5 明細書発行の実施状況等を検証するとともに、その結果も踏まえながら、患者への情報提供の在り方について検討を行うこと。
- 1 6 平成22年度診療報酬改定の実施後においては、特に以下の項目について調査・検証を行うこととすること。
- (1) チーム医療に関する評価創設後の役割分担の状況や医療内容の変化及び病院勤務医の負担軽減の状況
 - (2) 在宅医療の実施状況及び医療と介護の連携状況
 - (3) 在宅歯科医療及び障害者歯科医療の実施状況
 - (4) 義歯修理の実施状況、義歯に関する患者満足度の状況及び歯科技工士の雇用状況
 - (5) 後発医薬品の処方・調剤の状況

なお、上記の事項については、できるだけ早急に取り組を開始するとともに、国民がより質の高い医療を受けることが出来るよう、幅広い視点に立って、診療報酬のあり方について検討を行うこと。

凡例:○:実施済み(手配済み・依頼中含む) △:実施予定

2月26日現在

支部名	広告・広報の動き												各種団体に対する説明・広報依頼の動き																		
	地方紙			全国紙地方版			県広報			県庁所在地広報			他市町村広報			駅・電車・バス			TV・ラジオ			情報誌			都道府県 商工団体 ・連合	市町村 商工団体 ・連合	都道 府県	市町村	社労 士会	健保 委員	その他主なもの
	2月	3月	4月	2月	3月	4月	2月	3月	4月	2月	3月	4月	2月	3月	4月	2月	3月	4月	2月	3月	4月	2月	3月	4月							
愛知	○	○																					○	○	○	○	○	○	労働局、法人会		
三重	○	○																						○	○			○	○	社会保険協会、法人会	
滋賀	○	○			○	○																		○	○	○		○	○		
京都	○	△			○	△					○	△												○	○	○	○	△	○	社会保険協会、税理士会	
大阪					○	○																		○		○	○	○	○	社会保険協会、税理士会	
兵庫	○	○																						○	○			○	○	税理士会、対話集会	
奈良	○	△			○																			○	△		○	○	○	経営者協会	
和歌山	○	○			○																			○	○			○	○	社会保険協会、病院協会	
鳥取	○	○																						○	○	○	○	○	○	社会保険協会、労働基準協会	
島根	○				○																			○				○	○	法人会	
岡山	○	○						○																					△	税理士会、労働局、法人会	
広島	○	○			○																			○		○	○	○	○	ロータリークラブ、経営者協会、大規模事業所	
山口	○				○																			○	○	○	○	○	○	社会保険協会、法人会	
徳島	○	○	△																											社会保険協会、法人会	
香川	○																													社会保険協会、医師会	
愛媛	○	○			○																									経済同友会、対話集会	
高知	○	○																												社会保険協会	
福岡	○	○			○																									税理士会、法人会	
佐賀	○	○																												経営者協会、労働局	
長崎		○	○																									△	△	○	社会保険協会、税理士会、法人会
熊本	○	○			○																									大規模事業所、経営者協会	
大分	○	○																												社会保険協会、法人会	
宮崎	○	△			○																								○	△	
鹿児島	○	○																												経営者協会、大規模事業所	
沖縄	○	○	○																											経営者協会	

本部による対応

各種団体への説明・広報依頼

日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、全国社会保険労務士会連合会、連合、全国法人会総連合等のご協力を得て、各種会合で説明するとともに、機関誌・HPに掲載を依頼

広 報

- ▶ 2月中旬、納入告知書送付の機会を利用してちらし同封
- ▶ 2月中旬、160万事業所※と50万人の任意継続被保険者にリーフレット送付
※併せて被扶養者資格の再確認に関するお願いも送付

政 府 広 報

- 新聞突出し広告を3月29日～4月4日に、全国各紙に掲載予定
- 政府情報誌 Cabi（キャビ）ネット3月号
※市区町村役場、図書館、公民館等、主要な新幹線駅・空港ロビー等に配布
- 厚生労働省動画チャンネル（YOUTUBE） <http://www.youtube.com/MHLWchannel>
※約7分間の音声付きの解説